

社 会 正 義

紀 要

21



目 次

<巻頭言>

高まる社会正義への関心…………… 武市英雄 … 1

<第21回国際シンポジウム>

「平和憲法」をもつ日本と地球市民社会の連帯…………… 小田 実 … 3

グローバル・ヴィレッジ（地球村）における正義

……………フランシスコ・ネメンゾ … 11

<講演会>

市民権とジェンダー ……………上野千鶴子 … 17

コメント…………… 樋口陽一 … 34

<論文・報告>

グローバル化社会における共生—メディアの役割と展望 …武市英雄 … 45

21世紀の宗教と日本 …………… 山田経三 … 59

Scientific Skills and Manipulation of Life……………AOKI Kiyoshi … 69

Tokyo International Conference on African Development

(Part Two) ……………YASUOKA Takaaki … 75

<研究ノート>

宗教と社会批判 …………… ホアン・マシア … 83

上智大学社会正義研究所活動報告（2001年—2002年）…………… 91

Institute for the Study of Social Justice, Sophia University

（2001—2002）…………… 99

<巻頭言>

高まる社会正義への関心

武市 英雄

(上智大学社会正義研究所長)

上智大学社会正義研究所が1981年に設立されてから今年で21年になるが、年々、社会正義について真剣に考えなければならないという必要性が高まっているといえよう。創設当初は「社会正義って何を研究するの」と問う人がけっこう多くいた。社会正義という言葉があまりにも大上段にかまえずぎている、と感じた人が少なくなかったのである。そのために、ちょっと茶化すような気分で、このように質問する人がいたといえる。いまでも、そのような気持ちで問う人がいないわけではないが、かなり減ってきたと思う。

なぜかという、現実社会正義に反するできごとが年々多発しているからではないか。政府高官の汚職、政官界と大企業の癒着、食品表示をごまかすような産業道德の衰退など、ここ数年信じられないようなできごとが起きている。「日本人の倫理観はどうなってしまったのか」と首をかしげざるを得ない。当然、社会正義なるものを真正面から研究しなければならないという気運が高まってきた。

さらに、去年9月11日に起きた米国多発テロ事件では、文化・宗教・民族の名の下に“正義”と“正義”とがぶつかり合うさまが、生のメディアの中継によって世界各地の人びとに伝えられた。ただけしい“正義”のぶつかり合いは中東でもますます激化しつつある。そこではたして「正義とは何であるのか」との難題に対する的確な答えが出されない一方で、「どのようにすれば許しと和解ができるのか」という問いかけが社会的に高まってきている。ここに、平和と正義への将来の展望を明示していく努力が一人ひとりに課されていることは否定できない。

本研究所は、社会正義についての本格的な研究を十分行ってきたとはいえないにしても、少なくとも世界の難民に関する研究・調査・支援活動について積み重ねを図ってきたと言えよう。とくに、ここ2年ほどは大きな前進をはしたといえよう。それは幸い、日本私立学校振興・共済事業団と上智大学からの学術研究費の補助を受け、一昨年はバルカン、ケニア、南アフリカ、東チモールへ所員を派遣し、難民や難民支援の状況について調査・研究を行うことができた。それをもとに、学内的に連続講演会「世界の難民」を計4回開催するとともに昨年3月には「21世紀における社会正義促進のための大学教育」と題する国際ワークショップ・セミナーを開くことができた。さらに、昨年12月には、

国際基督教大学社会科学研究所との共催で「地球市民社会をめざす大学教育の使命」と題する第21回国際シンポジウムを開催することができたのである。本誌・本号はこのような活動成果の一部である。

社会正義の促進に一人でも多くの若者たちが関心を抱いてもらいたいと、昨年は2つの国際会議を開けたのは、多くの人びとの協力があってからである。

筆者はことし3月で社会正義研究所所長の職を退くとともに、上智大学を退職する。樋口陽一前所長の所長職の残余期間をまっとうさせていただいたが、学ぶことは非常に多かった。各所員にたいへんお世話になったが、とくに保岡孝顕氏の献身的な支援がなければ所長職は務まらなかったと思う。ここに心から謝辞を表したい。

<国際シンポジウム>

「平和憲法」をもつ日本と地球市民の連帯

小田 実

(作家)

今日12月8日は、やはりいろいろ考えてしまう日です。1941年の12月8日には、私は国民学校三年生でした。その年に小学校国民学校になったのです。これはナチ・ドイツの真似です。そのころ日本は情報局を作ってみたりして、ナチ・ドイツの真似をいろいろやっていました。これもそのひとつですが、その時に私は新しい時代が来たというふうに思った。

その国民学校3年のときに、太平洋戦争が始まりました。あのころの言い方では、大東亜戦争です。やはり子供心にすごく不安でした。あんな大きい国と戦争して勝つのかと、子供心にも大変不安だったことを覚えます。あの時、パール・ハーバーに一撃を与えたと言って日本の知識人が転向したでしょう。「万歳、万歳」と言って日本の有名な知識人や作家など全部、「大東亜戦争万歳」と言っていました。私も同じだった。それで私も、はじめ知らなかったのですが、パール・ハーバーが起こったということを友達に聞かされて、仰天したのですが、勝ったらしい、大勝利らしいと言われて、それで胸がスカッとした。同時に奇妙に安心しました。しかし家に帰ってパール・ハーバーの大勝利があったんだと言ったら、私の弁護士の父親が、「日本は負ける」と言ったのです。私は腰を抜かした。水をかけられた気がしました。それは当然なことです。うちの父親はまさに常識人でした。そういう人もいたということだけは、私たちも知っておく必要があります。冷めた目で見れば、父は普通の人でした。大正リベラリズムの時代の教育を大学のときに受けたのですね。それで目が覚めたのですけれども、この記憶が、私がものを考えるとき、いつも私の原点となりました。常識的に考えたら、非常識なことをしてはいけないということをお父さんが教えたのです。有名人は皆うかれていて、日本万歳と言っていた。でも、父は常識人でしたから、常識で考えた。そうすると、「戦争で負ける」と言える。そのことを私は私の思考の原点として考えています。さめた目でもものを見なければならぬ。常識に基づいて考えなければならぬ。

どの時代どの国、社会にあっても、子供というのは一番大衆的な、核心の部分にいます。子供の意見というのは、その社会の雰囲気が一番、正直に出します。学者なんかよりも、子供です。子供はばかじゃありません。ものすごく、いろいろなことを知っています。

その上で不安があった時に戦争をやっていた。軍事知識もあの頃の子供は持っています。私はナチ・ドイツの全戦闘機のことなど、よく知っていた。メッサーシュミットがどうか、ああとかを私はやたらと知っていた。それに比べ日本のような遅れた国がいったい勝つのかと思っていた、不安でした。それをパール・ハーバー攻撃が吹きとばした。ニュース映画で航空母艦が走るのを見たとき、あんな近代的航空母艦を日本が持っているのかと喜びました。飛行機が上がるでしょう、すると、足が引っ込んだ。「足、引っ込んだ」感激しました。それまで私がニュース映画で見た日本の飛行機は全部足出しっぱなしで飛んでいたたのでね。このときはじめて最新式の飛行機が飛んでゆくのが見た。ナチ・ドイツのものと同じくらい日本の最新式の飛行機が飛ぶ。これは嬉しかったし、安心した。子どもも、それくらいの知識は持っていたのです。その上で、パール・ハーバーの話ですが、家に帰ったら父に「日本は負けるぞ」と言われた。

当時の人々が、神がかり的に狂っていたというのは大いに間違いです。逆に言うと、狂っていないと言っている今の方が大事です。今また狂ってくるかもしれないですが。みんな戦争中のことを書いてあるのを見ると、あの頃に禊していたとふうに出ている。しかし、そんなことはしていません。禊なんかしていたら、風邪を引くからやめるというぐあいに、やっていなかった。ことに昭和16年にいって、国民学校に変わると、教科書も変わった。それまでのもの比べると、はるかに近代的な教科書ですね。そして音楽教育も盛んになる。日本が今、現在の現代に似てくる。今までのこんな古臭いやり方をやったらいかんと、変えていく、ということです。その中に私たちはいた。だから、あの戦争の二つは神がかりだとか、日本人が狂っていたということは大いに間違いです。正気でやっていた。こういうことを私たちは今のうちに考えておかねばならないですよ。ただ正気で狂っていたと。私は、今のアメリカを見ると、正気で狂っていると思います。同じことです。日本もあのころ、正気で狂っていたと。

とにかく戦争を始めた。で、その時の目的は、二つあるのです。そう私はとらえていた。子供は、一番核心をついたものを覚えます。その二つの目的がそうです。それは何かというと、一つは、大東亜共栄圏の確立なのです。今まで、西洋がアジアを支配し、めちゃくちゃにしてきた、アジアを全部支配してきた、けしからん、と。それで、大東亜共栄圏というのは荒唐無稽なものではありません。非常に正当な論です。今まで、西洋が全世界を支配して、めちゃくちゃにしてきたということ、これは事実です。アジアやアフリカは全部植民地にされている。インドからベトナムまで、全部植民地じゃないですか。子供もみんなそれを知っていました。知っていた上で、これを解放するのだと言われた。

これは正しい理屈です。論理的に正しい。解放は私たちがやらなきゃいけない。日本は先進国だから。アジアの中で日本は立たないといけない。これも事実です。「かわいそうなインド人を救え」とかいう論理も、たくさんあった。「ベトナム人を救え」とかです。こういう私が、最初買った本はフィリピンについての本でした。フィリピンのことを悪く書いていなかった。このすばらしいフィリピンをアメリカの支配から救えというような事が書いてあった。それ自体は正当なのです。イギリスはイギリスで、めちゃくちゃになっていました。アメリカについても、エドガー・スノーは一番、中国に租界を持っている限りは、日本は論難できない。まずアメリカは租界を解放しろと主張していました。租界は日本ももっていたが、アメリカもイギリスもフランスもみんなもっていた。しかし、アメリカは租界を解放しろとまで主張したのは、彼、エドガー・スノーです。そうしたら、初めて道義的に、アメリカは日本をやっつけることができる、と言った。日本も西洋とどっちが租界の歴史が長いのかと言ったら、西洋の方が長い。日本は後で勉強した。だから、アジアの解放、大東亜共栄圏はそれ自体は正当なのです。しかし、日本自体のインチキがそこに出てくる。大東亜共栄圏と言いながら、朝鮮と台湾の領有を続けるし、租界はもち続けるのだから、とにかく植民地支配を続けた。これはインチキに決まっています。どっちにしても、一つ穴のムジナみたいなものでしょう。日本はそこをごまかしていた。朝鮮と台湾は日本のもので、これは昔からそうだと、ごまかしていた。私も子供心に「変やなあ」と思いましたけれども、ごまかされていたのですね。西洋諸国もすぐにごまかしました。自由とか民主を振り回しても、植民地を持っているのだから、大東亜共栄圏というものが我々子供に対してアピールした。もちろん、これは子どもとして信じた大東亜政策のひとつです。それから、もう一つは、天皇陛下のために死ぬということでした。しかし、これは、結果でしょう。目的ではありません。いくらなんでもね。全部追い詰められてから、神風特攻隊になってくる。最初から、「みんな死ぬんだ、死ぬ」なんて言われたら、戦争なんかしないですよ。結局のところ、すばらしい、輝かしい目的というのは、大東亜共栄圏の確立、西欧の支配をやっつけろと帝国主義は言わなかったけれども、西欧の支配をやっつけろということでした。これは事実です。そうして、後からつけたら、しかし我々の力が足りない、力が足りないから、パール・ハーバーみたいにボカッと急襲する。これは日本が昔からやってきたことです。日露戦争も日清戦争もみんな急襲しています、日本は。いつもボカッとやっているのです。そして、あと続いて戦を、とやっているうちに、日本の国力が足りない。足りないから結局負ける。あげくのはて、ついには神風特攻隊が出て来るのです。最後は神風特攻隊で死ぬっていうことになるのですね。その時も、天皇陛下のために死ぬというのは後からつけた理屈ですね。私は知

覽町というところで、神風特攻隊の博物館みたいなところの資料の中で遺言をたくさん読んだのです。そのなかには天皇陛下万歳というのはちょっとしかありません。そりゃありましたよ、確かに。しかしそれはとってつけたような理屈です。自分の命をなんでやらなあかん、ということで、17 から 20、30、みんな、むしろインテリです。パイロットになるには教育を受けないとできないでしょう。天皇陛下万歳というのはちょっとぐらいですね。即物的に、「あ、今日は、おれは生きている」という調子で書いているのだとか、「お父さん、お母さん、さようなら」という悲しいものもある。それからやはり未来を考えているのがある。未来はこうあってはいけなと。それから出撃するのだったら、完全な飛行機で出撃させてくれというのがあります。みんな、めっちゃうちな飛行機に乗ったのですね。何のためにこんなことするのかと。何でおれは死なないといけないのか、その疑問はみんなの過去の根底にある。

みんな気が狂っていると言うのでなくてね、正気でやったらまず見るべきです。正気でやって、そして全体が狂っている。これは大事だと思うのです。だからそういう時にやっぱり正気なところがあるのだということを考えますとね、私は9月11日に起こった、今で言う同時多発テロについて、その直後に「日本の市民として考える」と題した一文を書きました。

私が書いたことは他の人のとは違っていました。他の人のはアメリカの立場に立ってみたり、第三世界の立場に立っています。全く私のはちがう。まずあれは、日本もやったことでした。この認識、持ってください。私は持っているのです。あの自爆攻撃は日本がやったことなのです。これは忘れちゃいけない。市民じゃなくて、「日本の」市民として考える。これは非常に大事なのです。私たちは、アジアの西洋支配がけしからん、と。それを我々は打破して新しい世界を作るのだ—というのが大東亜共栄圏でした。それにはインチキがあるとさっき申し上げた。しかし、正当なものも持っています。同じように、イスラムのテロリストたちのほうも、彼らのよこしまな西洋の支配は続いているという主張はたしかに正当性をもっている。彼らは、あれは聖戦だ、って言った。私たち日本人も大東亜戦争を聖戦だと言っていました、信じていました。この聖戦にはむかう敵は全部悪逆無茶苦茶な奴やとして、鬼畜米英という言葉まで使った。しかし、アメリカ側でも同じようなことを、日本にむかって、日本人にかかわってやってのけていた。あれは正義だとして、パール・ハーバーをやったのですよ。最後はいくさは行き詰まった、しょうがない、我々力がないから神風特攻隊だ—ということになった。私はそこまで根本的に、今突き詰めて考える必要があると思う。私たちはそんなふうにして戦争をやった。やった上でね、私たちに正義があろうとなかろうと、あんなことをしたらおしまいだ。もう戦争の繰り返しはやめようじゃないかと考え、戦争を根本的に否定する「平和憲

法」をもった。我々は正義を振りかざした。しかし向こうも正義を振りかざした。それで戦争をやったのけた。こっちは虐殺もしたが、先方は原爆まで落した。そしたらこれなんや、と言えるでしょうね、我々も。しかし、私たちがそう言う、アメリカ側は言うでしょうね、「お前らが戦争を始めたのだ」と。その通りです。今度は日本に責任は返ってくる。私たちは、それぞれに責任を追究すべき時に来ていると思う。この12月8日にあたって、考えるべきことのひとつはこのことですが、もうひとつ大事なことは、聖戦の戦争であろうとなかろうと、戦争は最後は殺戮の試合になっちゃったことです。この事実に基づいて、戦争をいかなる理由によってもやらないと考えたのが、平和憲法です。私はよく言うのですが、平和憲法は誰が書いたかというと、日米両国の人が書いた。日米両国は死闘を演じた。それぞれの正義をかかえてやった。殺し合いをして、最後には広島・長崎で終わる。私は8月14日に空襲されてたのです。私は生まれも育ちも大阪ですが、アメリカは8月14日に空襲したのです。大阪城公園は壊滅した。私はあの近くに住んでた。1トン爆弾を落した。1トン爆弾落した瞬間にアメリカはピラをまいた。そこには「戦争は終わりました」と書いてあった。アフガニスタンで空爆しながら食糧をまいたでしょ。あれと同じこと。「戦争が終わりました」と言いながら、なぜ爆撃するのか。このようなことはきりががないから止めますが、いろいろな悪が重なるでしょ。それを乗り越えるためにはどうすればいいのか。日米両国が死闘を演じた。最後は原爆を落した。どちらも誉められたものではないのです。こういうのを繰り返したらダメだ、ということの意識をマッカーサーはもっていたと思う。だから、すばらしいものを出そうじゃないか、新しい世界を創ろうじゃないかという非常に高邁なことを考えたと思うのです。20世紀というのは殺戮の世紀でした。強制収容所もつくれば、ユダヤ人殺しもやった。人権なんていうへちまもない。戦後、やっとことさ国連が世界人権宣言を創りました。国際人権規約も創った。これは見事なことです。しかし、平和の問題については誰も何もしてないでしょう。みんな軍隊をかかえて戦争したいやつらばかりだから、それぞれに言い分がある。それで、世界平和宣言は出せない。ただひとつ我が国の平和憲法が世界平和宣言に当たると思うのです。憲法の前文を読んでみてください。日本はめちゃくちゃな戦争をしたことによって、殺し、焼き、奪う、ということを人々に強いたわけですよ。で、今度は殺され、焼かれ、奪われる歴史を強いられた。こんなこと繰り返してはいけないというのが平和憲法ですが、これは世界平和宣言です。それから同時多発テロについて私が書いたのは、日本の市民として考えてほしいことなのです。市民というのはあそこで殺された市民ですよ。ペンタゴンに縛られない軍事的な人もいたかもしれないけれども、だいたい死んだのは市民ですよ。ニューヨークの真中で殺された6,000人は市民です。阪神淡路大

震災で死んだ数というのも 6,000 人です。市民とは殺される存在であるということを考える必要がある。国籍の如何にかかわらず殺された。そこからものごとを考えるべきです。

さっきから私は日本は過去を反省して、世界平和宣言にあたる平和憲法を作ったと申し上げた。この憲法は日本の憲法ではなくて、これは世界の市民の憲法です。世界の市民のためにもこの憲法第九條があると考えべきです。この意味で、日本の市民として考えるということは非常に大事なのです。世の中の論調は、同時多発テロから報復戦争にいたる過程の中で議論はアフガニスタンがおかしいであるとかアメリカがおかしいであるとか、そのような話ばかりです。それに対して日本はこういう暴力的行為をもうしない、あなたにもしないと考えて、別の立場に立って考えるべきです。こういう認識が今は少ないと思います。

小泉純一郎氏が靖国神社に行って、特攻隊の人の気持ちを思ったというのですが、同時多発テロもまた特攻隊ですし、ある原理に基づいて行ったわけですから、彼は同情しなければならぬでしょう。それから彼は A 級戦犯の存在にもかかわらず参拝しました。A 級戦犯も本当はニューヨークに突込みたかったわけで、小泉首相も「A 級戦犯も喜んでいる」と言わなければならないはずで、大東亜戦争を肯定するならば、同時多発テロも肯定しなければならないでしょう。論理が矛盾しています。私たちは小泉純一郎とはちがった認識、世界観をもって行動していかなければならない。

日本政府は、自衛官を派遣しています。この自衛隊の派兵にかかわって、歴史を紐解けば、重要な事件は二つあります。一つは義和団事件の鎮圧です。その当時はイギリスを中心として世界が構成されていました。アメリカはまだ発展の途中でしたので、その時はまだイギリスの方が力がありました。

義和団の乱の鎮圧をイギリスに言われました。日の丸を見せろ、とイギリスに言われました。中国が西洋支配があまりにひどいと言うことで、怒って義和団が暴動を起こしました。義和団があちらこちらを破壊すると、イギリスは国際的に動員します。イギリスが旗を振り、そして日本はイギリスに來なさいと言われて、日本もこれは得だと思って來たわけです。しかし、日本は一番冷や飯を食わせられたわけです。その上、中国に対する関係の中に禍根を残しました。その次はシベリア出兵です。これこそ何の役にも立ちませんでした。ソヴィエトの 10 月革命の後、革命つぶしの各国の出兵が行われた。中心に立ったのはこれもまたイギリスです。そして、日本はくっついてきました。そして、日本が最後まで残る。このシベリア出兵は何にもならず、まったく愚かなことでした。自衛隊の後方支援といっても、向こうにしてみれば後方も何も無い。どういうことなのでしょう。自衛隊がくっついていって、もっと本格的に戦争

が始まったら、自衛隊はどうするのでしょうか、逃げるのでしょうか。それをしたら余計やられるでしょう。日本の軍隊は一体何なのかと。戦争が始まったら、逃げていく軍隊は軍隊とは違う。そうしたら、自衛隊は一体何なのでしょう。民間の支援なら民間がやればいいのです。軍隊が出るなら、その当然戦争参加を予想してのことです。では、いったい自衛隊は何のために派兵されるのか。私たちはこういうかたちで国際的な貢献をしない、違う道に行く。それは、平和憲法—その原理としてある平和主義に基づくものです。まず言っておきたいのは、この平和憲法には何百万人という人の血が入っていることです。中国人がたくさん殺され、日本人も殺され、アメリカ人も殺され、アジアの人々も殺されました。その上で、私たちはこのような体験を繰り返してはならないというのが、私たちの平和憲法の基本原理です。宗教的理由によって平和主義になったのではありません。クエーカーだからというわけではないのです。我々日本人全体がそういうその体験を持った。その体験に基づいて、原理、思想を組み立てた - それが平和憲法です。体験、体験に基づく原理、そして、原理を具体化することです。これが大事です。憲法を見て御覧なさい。憲法の前文は体験を思想化したものです。前文は非常に大事です。体験から出て来た思想が平和主義です。これは前文によく出ている。その原理を具体化したものが憲法9条です。憲法9条だけとりあげてあれこれ言ってもダメです。前文の原理に基づいて主張するとおかしいことになる。平和主義の原理があって我々は平和憲法を持った、持っている。そして、そういう平和主義を具体化したものが憲法9条です。

自衛隊を派遣して彼らと一緒に報復戦争というのをやるのではなくて、アメリカを助けるのだったら、違う形で助けろと。例えば今、イスラエルとパレスチナがドンパチやっているでしょ。なんで日本は行かないのか。それを昔から提案しているのです。日本っていう経済大国が現れてですね、もうそんなドンパチやめなさいと、そこに小泉首相が出てほしいですね。びっくりするでしょうね。世界中がびっくり仰天するでしょう。考えてみたらイスラエルとパレスチナと、どっちともうまい付き合いをしているのは日本です。今の平和プロセスは破壊されつつあるけど、平和プロセスを遂行したのはどこだと思いませんか。ノルウェーです。日本人はすぐ国連、国連と言うが、国連じゃない。ノルウェーというあまり関係ない国が出て行って平和プロセスを作った。それを忘れちゃいけない。何で日本はしないの。イスラエルとパレスチナの間では一番いい関係を持っているのは日本です。何で日本が出かけて行かなかったか。今からでも遅くない。そんなドンパチやる所に自衛隊の後方支援と称するものであるよりは。違うかたちで日本は貢献するべきです。そうしないと、こんなことを

やっていたら世界はおしまいになってしまう。報復戦争というかたちで、21世紀も「やったらやり返せ」という調子でやっています。これからは違う原理で、こういうことを止めたらどうだということを具体的にやらなければならない。私は3年前NATOの空爆がコソヴォの問題でユーゴスラヴィアで始まった時に、ちょうどギリシアにいたのです。ちょうどギリシア500年でアテネで講演したのですが、アテネについたらNATOの空爆が始まった。ギリシアは全土をあげて反戦しました。ギリシア人は自己主張の強い国ですが、珍しくその時ばかりは拳国一致で、右翼も左翼も一緒なのです。これはバルカン半島みたいな民族紛争の凄いところは、ギリシアも体験してきたというように、武力介入したらおしまいであると主張して、反戦に固まった、ギリシア全土をあげて反対した。ギリシアはEUの一員であり、NATOの一員なのです。そのとき私はこう言われました。「日本はどうしているんだ。日本は平和憲法もっているでしょう？」と。日本は平和憲法を役立たせなかった。私はコソヴォやセルビアを支持しているわけではないが、違うかたちでダメだと言わなければならない。ギリシアは小さい国ですが一つの原理を持っている。(それに比べて)日本は何もないじゃないかと思う。そういうものをちゃんと考えるときに来ているのではないかということを最後に申し上げます。

※本稿は第21回国際シンポジウム(於上智大学)「地球市民社会をめざす大学教育の使命」国際基督教大学社会科学研究所共催(2001年12月8日)での講演を加筆したものである。

<国際シンポジウム>

グローバル・ヴィレッジ (地球村) における正義

フランシスコ・ネメンゾ

(フィリピン大学長)

皆さま、おはようございます。本日は小田様が語られたテーマに基づいてお話ししたいと思います。共催の二つの大学は非常に近いものだからです。私は2年間国際基督教大学で教鞭をとりました。息子は上智大学に留学していました。ですから本日、親しい関係者の顔を見ることができて大変嬉しく思います。

グローバリゼーションは帝国主義の新しい用語であります。古い帝国主義と同様にグローバリゼーションの推進は、原料調達先の開放としての海外市場の開放、そして新たな投資分野の開拓です。しかし、その方法というのは、変化し、陰険で油断ならないものであります。この新自由主義というイデオロギーは、地球規模での自由放任主義であります。地球経済に苦境をもたらすものだとは私は考えております。ノーベル賞受賞者で世界銀行の首席エコノミストであるジョセフ・スティグリッツによりますと、新自由主義というのは19世紀中葉のアヘン戦争に似ていると言われています。自由貿易の名のもとに、イギリスは中国に侵略し、中国の巨大な市場開放を企てました。これはIMF(国際通貨基金)が1980年代よりやっていることでもあります。ここでは武力ではなく、債務救援措置を用いて、政治的独立を達成した第3世界の国々の保護主義を撤廃させようとしています。この保護主義政策というのは、自由を確立した後に発展してきました。IMFは、自由貿易の原則を個々の国内経済に導入させていくことであり、最終的にはWTO(世界貿易機関)の主旨につながってきているわけです。

冷戦の最中に新たに独立した国々がアフリカやアジアに現れました。こういった国々は輸入管理、為替管理や民間部門への厳しい規制を敷き、そして公企業の促進を唱えました。このような保護主義政策は、先進諸国の銀行、商社を悩ますものであったわけです。というのも、ソ連によって帝国主義が制限されてきたためです。

アジア、アフリカ、ラテンアメリカの国々はアメリカに公然と反抗してソ連と協調し、経済的軍事的援助を得ることができました。しかしそのソ連は1980年代に内政危機が深刻化し、以前のように資本主義勢力に拮抗する力を持つことができなくなったのです。

当時、第3世界では、例えばフィリピンは、汚職にまみれた国家指導者たちが外国銀行から借款を受け、それらをスイス銀行やバハマに投資をしました。

いわば、ある種非常識な投資をしながら国際通貨基金の債務軽減の協力を得ようとしたのです。しかしIMF側からは、構造調整を求められ、保護主義政策をやめ、市場開放、外国からの輸入、経済規制緩和、そして民営化というものを要請しました。こういった構造調整を履行しないということは経済的孤立化を意味するものであります。民間の国際銀行はIMFからの財政的健全性の証明なしでは、銀行は貸付けをしません。

ソ連の崩壊により新たな新自由主義の攻勢が可能となりました。地球規模の自由市場経済の概念がウルグアイ・ラウンドの最終文書に取り入れられ、そしてGATT（貿易と関税に関する一般協定）は強制力のあるWTOに変わったわけです。

東アジア及び東南アジアのいくつかの国々は、この“新世界秩序”のもとで、短期的には成功を収めました。我国も熱心に短期的に成功を収めようとしてきました。1994年、投資家は有価証券投資を行いました。それはフィリピンだけではありません。こういったものは人為的なブームとなったのです。ラモス大統領は大きな期待をもち、新自由主義によって2000年までにはフィリピンが新興工業国の仲間入りをするなどと考えていました。

しかし、アジアの財政危機が訪れたのです。タイで1997年7月に始まりました。それは近隣諸国にどんどん広がりました。投資家は投資するのと同じ速さで撤退を始めました。実施途中のプロジェクトが置き去りにされ、地元産業は破綻し、雇用難が起きました。フィリピンはタイほどの影響を受けませんでした。しかしそれでも自由主義や規制緩和に関し、疑念を抱くには十分でした。自由主義反対論がどんどん広がりました。1996年～1998年、ロベルト・オカンボ財務長官はグローバリゼーションを推進しており、ブームの立役者でした。しかし、1998年に国民はグローバリゼーションに関し信頼感を失っていましたから、結局彼は1998年の上院選挙は最下位となってしまったわけです。現在のアロヨ大統領は、上院議員時代、ウルグアイ・ラウンドの協定の上院での批准に関わりました。しかし、今ではグローバリゼーションのマイナス的な面を、注意深く警戒しています。

こうした経済の統合、地球規模の市場への統合化によって発展途上国の経済は極度に脆弱化します。投資家の気まぐれによって壊れる可能性があるのです。国境を超え、先進諸国の大企業は労働力が安価で、環境規制が全くない、あっても遵守されていない国々に製造業を移転しています。多国籍企業との投資などが増えることにより、実際には自由な貿易が可能になりました。フィリピンにおいては外国企業が、植民地時代より存在していました。本当に長い間、ジョンソン&ジョンソンなどの企業が存在していました。しかし、こうした企業は最近中国、タイ、ベトナム等の国に工場を移転するようになりました。この

大きな変化というのは国内経済や労働力に大きな影響を与えました。

東南アジアにおいて最も柔軟性のあった経済というのはシンガポールでした。というのも、本当に悪質なリーダーがいたからです。リップサービスで自由主義というものを提唱しました。実際には大変厳しい、抜け目ない規制を経済に与えたわけです。WTOが設立されそれからすでに7年経ちました。現在、弱小加盟国は自由化がもたらす悪影響について訴えています。新自由主義の教えとは裏腹に先進諸国は、産業的に貧しい国々の商品に市場を開放していないという訳です。国内産業に助成金をなくしたため、工業企業が退化しています。農事関連業者の保護をしています。しかし、それでも小さな国々は自分たちの国、経済、企業を守ろうと努力をしていますが、制裁を受けないように少しでも努力をしないと、制裁を受けてしまうという恐怖に追われているのです。

こうした資本主義的なグローバル化がいかにか不正であることを表している事例がいくつかあります。例えばブラジルで政府がエイズ治療薬の特許を無効化して、複製を安く製造しようという決定をしました。それに対して、アメリカ政府はアメリカの製薬会社を代弁して、WTOに対し不服申し立てをしました。しかし一方で、ブッシュ政権は炭素菌の治療薬のシプロが足りなくなっていることを認識したときには、政府自らが先頭に立ってバイエル社というシプロのメーカーと協議し、より安いかたちでシプロの製造を認めるように迫ったのです。アメリカとカナダがこのシプロの特許を無効化しろと迫ってきたわけですから、バイエル社はこれに従うしかありませんでした。

このダブルスタンダード（二重基準）が適用されている例はこの薬の例だけではありません。例えば移民についての問題でもこの問題は発生しております。移民労働者の流入が懸念材料になっており、入国管理の施策を強化しています。しかし自分たちの資本の移動については100%の移動の自由を求めているのです。シグリッツが言うとおり、アジアの労働者はいわばお説教を聞かされているようなものです。そして痛みを分かち合うようにとされている。ちょっと前には同じ人たちが彼らに対してお説教をし、グローバル化し、資本市場を開放すれば先例のない成長がもたらされると聞かされてきたばかりでした。イギリスの作家がこう言っています。「新しい世界秩序の中では資本というのは問題があったらすぐに逃げてしまう。しかし、労働はそのように逃げてゆくわけにはいかない。その場所に留まるしかない」と。

また、貧しい国々は多くの貧困人口を抱えているわけですが、その問題に対応しようにもこの債務という重圧があつてうまくいかないわけです。国連では2年前に債務国の救済策を大々的に打ち出しました。パチカンもジュビリー・キャンペーン（聖年—第三の千年紀を指す）というかたちでこれを訴えましたが、結果として出てきたものは何だったのでしょうか。発展途上国の債務の僅か3%

だけが削減されたに過ぎないのです。

こうしたグローバル化と経済的自由化、情報技術というものがあげられていますが、情報技術に関して言えば、マクルーハンの言葉にもあるように、「世界を小さくし、そして地球市民社会を造るということがそれによって起こっている」。これ自体はいい事だと思いますし、受け止めたいと思います。ですが、この技術があるからといって、必ずしも自由貿易をグローバル・エコノミーの原則として受け入れるべきだとはならないでしょう。特に、貧富の格差が開いているこの現状では、それをそのまま盲目的に受け入れていいものでしょうか。e-mail、インターネット、あるいは衛星放送、今は様々な良いものがあります。銀行のATMの機械などにより人々の生活は便利になっています。例えばグローバルライゼーションに反対する勢力であっても、これらをなくしてもいいという人はいないと思います。こうした価値を過小評価するものではありません。しかし、グローバル化に伴う痛みも同時にグローバル化しているわけです。資本の投資家たちがこのような技術を使って短期的に市場にお金を投入し、すぐに引き上げたりするというをしします。同じ技術が情報を広め、各国に対して、どの企業がどのようなことをやっているかということ伝える役割も果たしています。情報に基づいて様々な行動が起こっているわけです。例えば数年前メキシコのチアパス州にいるインディオが蜂起しました。この時メキシコ政府は何とかこれを鎮圧しようと強行策に出ましたが、このインディオの人々や仲間はインターネットの活用ができていました。その結果、このチアパスのインディオに対する抑圧をやめ、交渉するようという圧力がネットを通してかかったわけです。皮肉なことがここから読み取れます。このチアパスのインディオの人々はメキシコでも一番発展の遅れた地域に住んでいる人々です。その人たちがグローバル化に対抗するキャンペーンの象徴にまで祭り上げられたのです。そして、実はその人たちが非常に創意工夫して新しい情報技術を活用しているのです。こうした事態が起こっている中で、私は大学の人間としてできることを考えたいと思います。今、起こっている資本主義的グローバルライゼーションの流れをどのようにして止めるか、ないし止めることはできないまでも穏やかにできるのかということです。今の流れのままに行けば、富めるものはより富み、貧しいものはより貧しくなってしまいます。人権を守り、地球村の中で正義を進めるために大学教育の中で何ができるのでしょうか。

残念ながら、今の新自由主義的な流れ、グローバル・エコノミーの中に取り込まれてしまっているものをすぐに逆転させることはできないと思います。しかしながらすでに、この流れは減速していると思います。そして地球規模での景気後退がありますが、これがさらに深刻化すれば、もしかしたら流れを止めることができるかもしれない。このときに是非、新しいかたちの構造改革を導

入るべきではないでしょうか。世界的な規模での構造調整です。この構造調整により力の不均衡を是正し、新自由主義によってもたらされた不公正を何とか改正することができないか考えたいと思います。こうした動きというのは残念ながら資本主義国や多国籍企業から起こってくるものなのではありません。むしろグローバル化が進む中での反資本主義的な流れからくるのかもしれませんが。そして各国にこうした勢力がありまして、ITを使ってお互いの連携を計ろうとしています。

今回のシンポジウムで“global civil society”（地球市民社会）という言葉が使われています。その狙うところが何なのかはわかりませんが、グローバリゼーションというのは“global village”（地球村）に向かっている動きで、これは技術の進展に根ざすものですが、これを逆行させることはできないかもしれません。しかし、新自由主義によるグローバリゼーションというのは、抵抗でき得ないものではないと思います。例えばブレトン・ウッズ会議（1946年）においてケインズ卿が提出した青写真というものを再検討して欲しいと思います。それは結局、アメリカによって骨抜きにされたわけです。これをもう一度考えてみようではありませんか。あるいはスターリン主義的わい曲なしに国際的社會主義を、もう一度見てみたいと思います。あるいは新しいモデル、ただ単にアダム・スミスやカール・マルクス、ケインズの現代版モデルではなく、新しいモデルを考えるべきかもしれません。これこそが地球市民社会の知的層に求められている課題でありましょう。ご清聴ありがとうございます。

※本稿は第 21 回国際シンポジウム（於上智大学）「地球市民社会をめざす大学教育」
国際基督教大学社会科学研究所共催（2001年12月8日）での講演を加筆したものである。

Justice in the Global Village

NEMENZO Francisco

(President, University of the Philippines)

SUMMARY

Globalization is imperialism with a new name. Like imperialism of old, its driving impulse is to open up overseas markets, sources of raw materials, and fields of investments. But the methods are more subtle and insidious.

With the collapse of the Soviet Union, the ground was laid for the neo-liberal offensive. The concept of a global free market was embodied in the final document of the Uruguay Rounds and the loose General Agreement on Tariffs and Trade (GATT) was replaced by an enforcement agency, the World Trade Organization (WTO).

The integration of their economies in the global market made these developing countries extremely vulnerable to the whims of speculative investors. With greater freedom to move their operations across national boundaries, big corporations in advanced countries transferred their manufacturing activities to countries where labor is cheap and docile, and environmental laws are either non-existent or laxly enforced.

Then there is the debt burden which continues to undermine the impoverished nations' capacity to address the problem of massive poverty.

Globalization as the upshot of the recent advances in technology - the thrust toward a "global village" - may be irreversible, but neo-liberal globalization is not irresistible. The shape of the "global village" is still evolving. We might review the blueprint Lord Keynes presented at Bretton Woods, which the Americans delegation mutilated. Or we take another look at the agenda of international socialism without the Stalinist distortions. Or we draw up an entirely new model, not just a modernized version of Adam Smith, Karl Marx, or John Maynard Keynes.

This is the greatest challenge to the public intellectuals in the global civil society.

<講演会>

市民権とジェンダー

上野千鶴子
(東京大学文学部教授)

1. はじめに

実は、保岡孝顕先生から講演のご依頼をいただいたときに、渡りに船と、たつてのお願いをいたしました。この社会正義研究所でほんの少し前まで所長をやっていたのは、こちらにいらっしゃる樋口陽一先生でいらっしゃいます。憲法学では日本の第一人者です。私は樋口先生とかつて接触がありました。その後、一度だけ批判の応酬を交わしたことがございます。それ以来、畑違いの分野に乗り込む仕儀となり、樋口先生のお仕事に関心をもって見てきました。それならたつてのお願いと、樋口先生にぜひともコメントをいただきたいとご無理をお願いしました。樋口先生はすでに上智大学を定年でお去りでしたが、ご無理を聞いていただき、こうしてここにご出席いただきました。今日は、樋口先生の胸を借りて、いわば他人の土俵で勝負をしてみたいと思っています。今日私がお話するのは、私にとっては新しい分野、未知の分野に乗りこむような話です。専門家でいらっしゃる樋口先生の目から見たら、私の話はどんなふうに見えるだろうかというコメントを、のちほどお聞きしたいと願っています。そういうありがたい場を設定していただいたことに、本当に感謝しております。樋口先生のお住まいは信州でいらっしゃるようですが、わざわざこの暑い東京にお出ましく下さいまして、本当にうれしゅうございます。

本論に入る前に、今日、この日を迎えるに至った前史についてお話ししようと思います。と申しますのは、私は憲法学とは縁もゆかりもございません。初めて樋口先生との接近遭遇したのは、パリでした。1994年、今から6年前のことですが、『世界』という日本の売れないインテリ雑誌と、『ル・モンド・ディプロマティック』というフランスのエリート雑誌が共催した日仏シンポジウムがございまして、何を間違ったか、私をご招待を受けました。扇千景さんは「何で私が建設大臣に」と驚かれたと思いますが、わたしも「えっ、何で私がル・モンド・ディプロマティックに？」(笑)。そのシンポジウムで私は、女性の労働というセッションでスピーチいたしました。その報告書が『雇用の危機』と『分配公正』というタイトルで『世界』の臨時増刊(1995.1)になっております。私はそのとき、ある種のカルチャーショックを受けました。そのとき人権の概念について、フランス側とのやり取りがございました。聴衆の中からこういう質

問が出てきたんですね。一人のフランス人女性が「人権という概念は、フランスが生み出した概念だが、あなたはそれを普遍概念と認めるか否か」という問いを日本側に出したのです。これに答えられたのが樋口陽一先生でした。この問い自体がトリッキィでダブルバインドな、いかにもフランス人らしい、意地悪で傲慢な問いでした。つまり、イエスと答えれば、「フランスが生み出した概念をおまえたちアジアの辺境の国家も普遍概念として受け入れているのだな」という啓蒙主義の勝利になりますし、ノーと答えれば、「アジアは人権概念の普遍性を受け入れようとしなない蒙昧な国家だ」ということになります。中国が人権外交を内政干渉と呼ぶような、「人権の政治」の罟の中にとりこまれるきわめてトリッキィな質問だったのです。それに対する樋口先生の答え方は、実に周到なものでした。答えはイエス&ノーというような性格のものでしたが、「人権はフランスが生み出した歴史的な概念だが、それを超えて普遍化された概念だ」という、まことに適切でかつ啓蒙的なお答えだったわけです。私はその答えを聞いていたときのそのフランス人の質問者の態度をじっと観察しておりましたが、深い満足のうなずきをしていたのを覚えております。おそらくイエス&ノーのイエスの部分だけしか聞き取っていない態度であったと思います。

私はそれにある種のショックを受けました。樋口先生のお答えにも、実は不満を覚えました。もし私だったら、そのときどう答えただろう。私だったらこう答えただろう、人権概念は特殊で、フランス的な概念だと。そして、それが普遍性を獲得しないのは、あなた方西欧が人権を独占しているからこそです、と。こう書いて、その後いくらかのコメントを付け加えました。そのわたしの文章に対して、樋口先生からご批判をいただきました。たぶん、そのときのやりとりが、樋口先生にもかなり強烈な印象を残していらしたのだらうと思います。わたしはこう書きました。「したがって近代の人権の歴史を特権階級にだけ認められた諸権利が階級、性別、人種を超えて拡張していくプロセスと、ナイーブな啓蒙主義史観で見ることはできない。それは社会的諸権利、諸資源へのアクセスをめぐる、激烈な分配闘争であったのである。」[上野 1995]樋口先生はその部分を引用されて、こう書いておられます。「いかに激烈であっても、それが分配闘争だったとすれば、分配されるべき価値そのものとしての人権理念を、市民は否定するものではなかったのではないか。」[樋口 1996]

樋口先生の『一語の辞典 人権』[1996]という本には、人権概念に対する 3 つの批判、一つは社会主義の側から、一つは反植民地主義の側から、もう一つはフェミニズムの側からの批判をとりあげていらっしゃいます。その最後のフェミニズムの側からの批判として私の発言をとりあげていただいたのは光栄な権という資源の分配平等を求める思想なのかどうかという問いが、争点になっていたかと思います。そういう誌上でのやり取り、私が『世界』に論文を 95 年

に出してから、96年に樋口先生がそれに対してレスポンスをお書きになったことに対して、2000年の今日、延長戦ができるということで、お互い長生きしてよかったですと思います。本当にこういう場を作っていただいたことには心から感謝しています。

ところで、まず簡単に「人権」とは何かということ、樋口先生の本に沿っておさらいしておきましょう。私は憲法学の専門家ではありませんし、人権の専門家でもありません。「人権」という概念がこの世に生まれたのは、ご存知の通り、フランス革命のときの「人権宣言」が初めです。「人権宣言」の元のフランス語は、“デクララシオン・デ・ドロワ・デュ・オム・エ・デュ・シトワイヤン”と言います。私の発音は悪いですから許してください。正確に言えば、「人及び市民の諸権利」という意味です。この「オム」は同時に「人」でもあり、「男」でもありますから、「男及び市民の諸権利」というのが正確な訳なのです。そのなかには、いくつもの異なる水準の概念が含まれております。

今日の憲法学の水準では、このように用語を使い分けるんだという、樋口先生が書いていらっしゃるのに従えば、ヒューマン・ライツを「人権」と訳し、「市民的権利」、もしくは「公民権」と訳す。これに対応するドイツ語はオフェントリッヘス・レヒツです。さらにシチズンシップというのは、ナショナルイティ（国籍）と紛らわしいから、「市民権」とは訳さず、シビルライツを「市民権」と訳す、と説明してあります。私はここでは、シビルライツとシチズンシップをほぼ同義語として、置き換え可能な用語として使おうと思います。と申しますのは、「市民」の語源であるシビック、シビルはもともとラテン語のキヴィタス、つまり「都市に住む人々」のことで、これは城壁で囲まれた一定の区域に住むことを許された人々です。別の言葉で言えば、政治的共同体であるポリス、ポリスは「都市」とも訳しますが、そのポリスの「公民」、ギリシャ風にいうなら「自由市民」の集合を指します。それはドイツ語を見るともっとはっきりいたします。ドイツ語では「市民権」はブルガーリッヒハイトと言いますが、このブルガーの元はシュタートブルガーで、これは「国家公民」という意味です。ドイツ語にもフランス語にも男性形、女性形がありますが、ブルガー、ブルガーリン、それからシトワイヤン、シトワイヤンヌとなりますから、「シトワイヤン（男性市民）の権利」と書いてあれば、シトワイヤンヌ（女性市民）の権利は書いていないということになるわけです。

シチズンシップは「国籍」と紛らわしいから、自分はここでは使わないと樋口先生はおっしゃいました。ナショナルイティはナシオ、つまり「生まれ」からきた言葉です。私が、ここではシチズンシップとシビルライツを互換的に使いたい、と申しますのは、「市民権」という日本語はこのいずれにも逆翻訳が可能だからです。「市民権」は獲得することができるのに対し、ナショナルイティは「生

まれ」によって自動的に授与されます。もちろんナショナリティも帰化することによって獲得することは可能ですが、「帰化」を英語でナチュラルाइズ（自然化する）と呼ぶのは、象徴的です。「市民権」は獲得するもの、「国籍」は授与されるもの、前者は人為的、後者は自然的な概念であり、「市民権」と「国籍」とのあいだにはずれがあります。わたしは両者の違いを意識したうえで、シチズンシップという概念を採用したいと思います。

「市民権」は、「市民であることの諸権利」という意味ですが、私がシチズンシップを、シビルライツに代わって使う理由は、3つあります。と申しますのは、市民権とか、人権とかいう概念は、法学者にとっては法的な操作概念であったり、普遍概念であったりするでしょうが、法理論という敵の土俵で闘うのは分が悪い。私たち社会学者のやることは、このような諸概念の歴史化です。

「歴史化」とは、脱理念化ということと同じです。普遍性を要求する理念そのものを、歴史的な文脈へと差し戻すという行為です。「市民権」についての歴史化ということをやってみようというのが、ここでの試みです。ここで「市民権」という概念を使うことにメリットがあるのは、次の3つの理由からです。

第1に、市民権には、キヴィタスの住民であるという意味のメンバーシップの観念が含まれます。メンバーシップは必ず限定されておりまして、限られた少数者にだけ与えられる権利です。ここでは特権としての市民権という要素が、浮かび上がってまいります。第2に、市民権は市民である人と市民でない人とを分割する「境界の定義」にかかわる原理です。にもかかわらず、その境界には連続性があって、グレーゾーンが生じます。そして、そのグレーゾーンの中には序列関係が成立します。したがって、一級市民というものに対して、二級市民、三級市民がありうるということです。ここで「人権」という言葉を使わないのは、「天賦人権」というくらいですから、人権というのは奪うことのできない絶対的な権利であって、国家や社会が延ばしたり縮めたりすることができないと考えられておりますから、「市民権」のような人為性、契約性を持ちません。それゆえ一級市民権、二級市民権をいうことができて、一級人権、二級人権という言い方は、普通しないからです。したがって、ここでは市民権をそのようなグラデーション（連続した序列）を組み込む概念として使用します。

第3に、市民権はナショナリティと紛らわしいから使わないと樋口先生がおっしゃるのを逆手にとりまして、むしろナショナリティと混同されたところこそ、「市民権」の意義がある、と考えてみます。つまり、「市民権」とは何よりも「国籍」、つまり国民国家への帰属を表す用語なんだと。したがって、明らかにメンバーシップに関わる用語なんだということになります。

2. パロディとしての女権

ところで、1789年にフランス革命で「人権宣言」が成立したその2年後1791年に、「女権宣言」が生まれました。“デクララシオン・デ・ドロワ・デュ・ファミン・エ・シトワイヤヌ”がそれで、有名なオランブ・ド・グージュが起草しました。彼女がの中で、女性は男性と同じく断頭台にのる権利を持っているのだから、男性と同じく政治に参加する権利があると言ったことが、そのとおりに、ただし片務的に実現され、グージュはさらにその2年後、1793年に断頭台で刑死します。この「女権宣言」は、「人権宣言」のパロディだったと言われています。西川祐子さん[1996]は文学者として、この女権宣言に非常にユニークなアプローチをしていらっしゃると思います。パロディには必ず本歌がある、それではパロディの価値とはなんだろうか、パロディは本歌を超えるか、という問題をたてていらっしゃると思います。グージュ作のこのパロディ作品に対する西川さんの評価は、以下の2点です。

第1は、パロディが本歌批判の役割をはっきり果たしたということです。というのは、パロディというのは本歌のカリカチュアライズですから、「女権宣言」を作ることによって、「人権宣言」がその実「男権宣言」に過ぎなかったことを暴露したことです。すなわち男権の女権への拡張と徹底化を求めの中で、それがもともと自らを裏切る約束に過ぎなかったという、権威の剥奪をこのパロディが果たしたわけです。この前提にありますのは、アリエスの言う「近代が解放したのは、個人ではなく家族、もっとはっきり言うと家族の中のたった一人の権威者、すなわち家父長という男性だった」という歴史的なプロセスです。ここでは権利の主体である「市民」とは、財産と家族を持つ自由民男性に限られます。ラテン語のファミリーは家畜を含む家族のメンバーと財産を指します。したがって、ファミリーとは家父長に帰属するプロパティであって、このような概念は、例えば民法における姦通罪にも反映しております。すなわち、姦通罪とは、財産権の侵害と同じ法理で構成されますから、そのような法理で補償されることも可能なのです。したがって、近代民法に長い間、姦通罪に片務性、つまり妻の側の姦通罪だけで男性の場合がなかったというのは、このような家族概念を考えれば当然だったわけです。日本でも戦前の民法ではそうでした。この家族を解体するものが、家族から個人へという流れなんです。日本憲法24条、両性の合意のみに基づく婚姻の成立というのが、家族をさらに個人へと解体する法理であったかどうかということについては、どうやら現代憲法学で「ジェンダーと憲法」をめぐる論争になったと聞き及んでいます。それについては、またのちほどお教えいただければと思います。

ところで、第2に、パロディのもう一つの側面は、パロディが本歌への過剰な同一化をすることによって、そのパロディ自身が本歌のグロテスクなカリカチュアになっているということがあります。グージュは「女権宣言」のなかで、

女性に対しても租税、賦役、激務、刑罰の平等を、過剰に要求しています。そのひとつが、女に処刑台にのる権利があるなら政治に参加する権利もある、というものです。「激務」の中には、兵役も含まれます。すなわち、男に課されることは全部女もやるんだ、女の負担を軽減するかわり、女を差別的に罰することもないんだ、と。ナポレオン法典には差別刑罰というものがあります。差別刑罰とは同じ罪を犯しても、罪を犯した当事者の立場によって罰の重さが変わる、というものです。そのひとつ、性別による差別刑罰に、月経期間中の女が犯した微罪、窃盗罪は罪に問われないというものがあります。というのは、月経中の女は血によって支配されるために、理性によっては支配されない。理性からアウト・オブ・コントロールになると。したがって、責任能力がないから罰することもできない、という理屈です。これはネコが魚屋から魚を盗っていても、ネコを法律で罰することはできないのと同じだということです。これは女にやさしい法律でしょうか。この論理は、今でも時々、万引き現場を見つけた若いギャルなんか「実は今、…」とかっていうときに使われたりしています。この差別刑罰は次のような効果を持ちます。例えば世界の終末を起こす可能性のある最終戦争のボタン、つまり核兵器ボタンがホワイトハウスの大統領執務室に設置されていますが、そのような重大な意思決定権を、月に一度理性がアウト・オブ・コントロールになる女にゆだねることはできないというロジックが生まれ、女性に対する差別を助長することになるのです。

「人権宣言」のパロディとしての女権宣言は、近代の徹底を求めることによって、逆に近代が近代の射程の中では完成することがないということを自ら身をもって示し、そのことによって思わずというか、自らの意図を超えて、近代を踏み外したようなものであった、というのが、西川さんの読みです。おもしろいことに、グージュの「女権宣言」の中身を仔細に読みますと、一方で近代家族を補強するような言説があるかと思えば、前文の他にもう一つあとがきというのがあるんですが、あとがきのところでは近代家族を解体するような、極めてラジカルな提言があります。あとがきでグージュは、言論の自由というのは、女性にとって不可欠だと主張します。なぜなら、女は誰が父かを名指す権利と自由—これを彼女は「言論の自由」と呼ぶのですが—を持っている、と。子供の父は誰かという嫡出の原理、それから父を名のる自由こそが男が父親であることの権利を保障するものですから、グージュの言う女の「言論の自由」は逆説なんです。つまり女は誰の子をはらむのであれ、その子どもの父を自分で指定する権利があると言っているわけですから、嫡出の権利を男の権利ではなく女の権利に読み替えたことになります。つまり、これは実は、近代家族の解体宣言です。それが1791年に既に書かれているわけです。未婚の母が産み育てる自由と権利を、という最近の主張が、すでに2世紀前に言われている。つ

まり近代家族は成立する以前に、すでにそれを踏み破る言説を生んでいたということになります。西川祐子さんが仏和对訳を載せていらっしゃるので、原文を一度お読みになってみたら、おもしろいかと思います。

3. 国民化の論理：包摂と排除 1

ところで、「女権宣言」のようなパロディが登場してきたということは、人権の不徹底ということを当初から示唆したものであったということが言えるわけです。そこで、「人権宣言」の「人権」—ここではこれ以降「市民権」と一貫して使うことにしましょう—つまり「市民権」をどのような人々の間で分配していくかという問いは、国民統合の原理と結びつきます。ところで、「市民権」が付与されるものだというとき、一体誰によって付与されるのか。もしそれが天からの付与であって、人為的な集団からではないということになれば、裏返せば「市民権」はそれが侵されることから保障されるものでもあります。誰が侵すかということ、人為的な政治的集団、例えば国家が「市民権」を制限したり、侵したりというようなことがあります。となると、個人に「市民権」を付与したり剥奪したりする、その主体は一体誰なのでしょう。

ここで国民国家という主体が登場します。市民は国民国家との双務関係に入ります。私たちは市民的な権利義務関係として、この双務関係を考えます。ところが、このところ急速に進んできた市民権の歴史研究、つまり市民権の概念の歴史化によれば、その一つはアメリカ史のリンダ・カーパー [Kerber 1997] の研究ですが、彼女は国民国家と市民との双務関係は、権利と義務のバランスシートが均衡していたことなど、歴史上ほとんどないということ、独立戦争以来のアメリカの歴史をたどって克明に実証しています。しかもこのバランスシートは歴史的に変動します。そのうえこの市民的諸権利の束は、市民の間に不平等に分配され、分配資源の内容そのものも変化していきます。それが国家役割への期待値の変動と見合っているということ、歴史研究の中から明らかにしました。ここで出てくるのが、夜警国家から福祉国家へという変化です。要するに夜警国家は、市民権の侵害を排除するというミニマムな役割だったのが、むしろ市民のウェルビーイング、ウェルフェアを保障するのが国家役割だという、小さな政府から大きな政府への転換のことです。

福祉国家への分配要求が強まってまいりますと、分配資源である市民的諸権利の権利の内容が、例えば生活権とか、日照権とか、環境権とかどんどん増えていきます。ところで、おもしろいことにはこのような分配資源への期待水準の高まり、福祉国家への分配要求が高まれば高まるほど、市民権の拡大の範囲には慎重にならざるを得ないという傾向が、歴史上起きています。つまり資源

に限りがあるなら、どの範囲のメンバーに配るかということで、大盤振る舞いができなくなるわけです。これは理論的にも実践的にもそう言えます。政治的には、例えば従来難民を積極的に受け入れてきたドイツのような国が、このところ難民の数が増えすぎて、ドイツ基本法を改正してまで難民制限をするようになってきました。原資に制限があれば、福祉のばら撒きはもはやできません。つまり市民の間でウェルフェアの水準を維持するためには、メンバーシップの排他性を強める他ないという動きが同時進行で出てきます。

4. 兵役／市民権／福祉

ところで、このような国民国家が保障し、分配する諸資源としての市民的権利に、どのような歴史的起源があるのだろうかという問いに対して、カーバーは福祉国家の戦争起源説を述べております。これは市民的義務、具体的には兵役のことですけれども、それを果たしたもののだけが市民の特権の享受者になると。彼女の論文タイトルは非常におもしろいんですが、「すべての市民が兵士であるように、そしてすべての兵士が市民であるように」という台詞は、独立戦争時に兵士たちを励ます集まりで、ある女性の政治活動家が男性市民たちの前でスピーチした言葉だそうです。驚くべきことに、女性発言なんですね。つまり、兵士であることと市民であることが、一致するべきだと主張しているわけです。アメリカにはベテランズ・ボーナスベテランは退役兵という意味ですけれど一があり、独立戦争の退役兵、特に傷病兵に対する公的福祉支出が優先されました。彼らは市民の特権の持ち主として公務員に優先採用され、公務員の人件費支出がほぼ男性で占められるという事態がおきました。それと同じことがそれ以降も、第1次大戦、第2次世界大戦、ベトナム戦争時にも継続しております。ベトナム戦争のときの退役兵たちは、帰国した後、公立大学への優先入学及び公務員職への優先採用、そして手厚い福祉の優先的な配給の対象になりました。これをもっと露骨なかたちで実施したのが、19世紀のプロイセンです。プロイセンでは兵役と選挙権はシャム双生児で、国家公務員としての本質的義務は兵役であると考えられ、したがって兵役を担う能力のない、以下のような人々は、市民権剥奪の対象にすらなりました。それらは身体障害者、犯罪者、臆病者、卑怯者のような人々です。ところで、このような兵役という義務に対する報酬としての市民権という考え方は、政治的には一体どういうインプリケーションを持つのでしょうか。

国民国家の論理の中には、国民国家への包摂と排除というふたつの側面があります。国民国家論には新しい展開が見られておまして、小熊英二さんの『<日本人>の境界』[1998]という著作や、石田雄さんの『記憶と忘却の政治学』

[2000]など、注目すべき成果が出ています。最近は国民国家論と聞いただけで、もういいや、何を聞いても金太郎飴だからゲップが出るわと、というような顔をする人もいますが、国民国家論は小熊さん、石田さんのような研究によって、明らかにステップアップを遂げています。何かというと、国民国家論はこれまでは国民国家への包摂、別の言葉で言うと、国民化を、肯定的にとらえてきました。ところが、くしくもこの2人の論では、包摂の側面に対して、その裏面である排除をもってきます。国民国家への包摂と排除が、それぞれポジティブとネガティブであるという、この対応関係は本当に正しいのだろうか。包摂がありがた迷惑で、排除がラッキーであることだってあるのではないか。つまり、権利と義務との間に不均衡があるなら、国民国家に包摂してもらったって何にも嬉しくないことだってあるのではないかという、目からうろこのような論理を展開しています。

5. 国民化の論理：包摂と排除 2

国民国家への包摂に伴う義務のうち2つの大きなものが、納税義務と兵役です。この2つをもらうことは一体ありがたいのかそれともありがた迷惑なのか、もしかしら排除される方が特権でありうるのだろうか、ということもありうるでしょう。こういう問いの立て方は、リンダ・カーバーと非常に似ています。国民国家への包摂と排除の中には、歴史的に明らかなバランスシートの不均衡があり、かつ包摂と排除の間にはグレーゾーンがあって、そこには序列があります。そこには丸山真男のいう「抑圧委譲の原理」が働き、中心-周辺に対して、さらに周辺がさらなる周辺を生み出す背理があると。これは先ほどご紹介したオランプ・ド・グージュのパロディとしての女権にも、通じるようなロジックです。周辺エリートがむしろ半周辺を飛び越して、中心の論理に過剰な同一化をする、周辺が中心のグロテスクなカリカチュアになる、という背理です。

具体的には沖縄における伊波普猷のような、沖縄ナショナリズムのイデオロギーを挙げることができます。彼こそが日琉同祖論を唱えた当の人物でした。彼は沖縄国民化のロジックを進めた当の担い手、イデオログだったわけですが、彼の立場を地政学的な文脈に置いて考えると、実は伊波普猷という人は、那覇出身の知識人であり、当時の沖縄本島における支配層である首里族に対する周辺エリートだったということが浮かび上がってきます。戦前にも、日本には植民地出身者の国会議員がいましたが、そのような周辺出身者の人々の皇民化政策に対する忠誠を考えると、むしろ国民統合へのグロテスクなまでの同一化が周辺エリートによって担われ、そのことがひるがえって国民国家の原理のカリカチュアになるという皮肉なしくみがここでも見えてきます。それ

と同時に、こういう包摂と排除の過程を微細に見ていきますと、支配集団も1枚岩ではなかったことがわかります。戦前日本における植民地の同化政策というものも、為政者のあいだでの政策的な不一致や非一貫性を持っていたことを、小熊さんは明らかにしています。例えば、朝鮮半島の同化政策における義務教育の施行に関しては、朝鮮総督府が強く反対し、内務省が推進側にまわりました。それは双方の利権争いの結果だったというふうなことが、克明な歴史研究の中から浮かび上がってきました。

6. 女性の国民化と兵役

このような新しい理論展開をもとに、それでは女性の国民化という問いを解いてみようと思います。国民国家への包摂に伴う義務に、兵役というものがでてまいります。兵役は名誉かそれともありがたくない義務か、という問いですが、兵役は、これまで義務であると同時に名誉であるとも考えられてきました。徴兵制は、登場した当時から、奴隸制と同じだと考えられていました。プロイセンでさえそう考えられてきました。日本でも、庶民は皇国の臣民として参政権を与えられる以前に、徴兵義務をもらったわけで、その徴兵義務を納税義務と並んで、庶民は血税、血で払う税と呼ばれました。軍隊にとられたら、血を搾り取られるという噂が立ち、各地で徴兵に反対する血税一揆というのが起きております。したがって、できたばかりの国民国家への包摂はありがた迷惑であったということが、明治初期の国民に対してはあきらかに言えます。

それでは、こういう奴隸制としての兵役を免除してもらうことは特権なのでしょう。女性は兵役から排除、言い換えれば免除されます。女が兵役から免除されていることは特権でしょうか。イエスと答えたのがアメリカの保守派の女性グループです。それはカーバーが皮肉に名づける「憲法が保証する淑女としての権利」のことで、彼女はこれを自分の著作のタイトルに採用しています[Kerber 1977, 1998]。憲法は女をレディとして取り扱うことを保障していると。最終的な答え、カーバーの結論はノーなんですけども。

アメリカには「レディは自分でガソリンを入れない」という言い回しがあります。アメリカのガソリンスタンドの多くはセルフサービスですが、本物の淑女は自分でガソリンを入れたりしない。クルマを停めて、じっと立っていると、誰かが駆けつけてやってくれる。自分で手を汚したりしない、という意味です。じーっと立っていても、誰も来なかったりして(笑)。保守派の女性たちと、反フェミニストたちがそういう議論と運動を組み立てていきます。

そこで非常におもしろい議論が出てきます。軍隊に女を送らないのはなぜか。もし兵役の免除が特権だとしたら、女の命の方が男の命よりも貴重だから、と

かという考え方もできます。アメリカでは、「女性を戦場へ送る用意があるか」という問いに対して、こういう答えがある軍人から出てきました。「もし、アメリカの息子たちに同様に思わないとしたら、その人たちに聞きたい。なぜアメリカの娘たちの命が息子たちの命よりも価値があると思うのか」と。これでは息子たちの命は、どんどん戦場へ送って虫けらのように殺しているのに、娘たちの命はもっと価値があるから大事にするという結果になる。裏返して言うと、女性を戦場へ送るかどうかという問いに対して、「アメリカの息子たちに戦争を遂行する能力があると仮定するならば、なぜあなた方はアメリカの娘たちにその能力がないと考えるのか」という問いと、裏腹になります。

他方、こういう問いに対して、軍隊への女性参加を権利として考える人々がフェミニストの中から登場いたします。これがアメリカの保守本流のフェミニストたち、NOW（全米女性機構）派のフェミニストです。NOWはベトナム戦争をきっかけとして女性の兵役登録を要求し、兵役登録からの女性排除は憲法違反であるという訴訟を次々に起こしていきました。その理由は以下のようなものです。軍隊の提供する就業機会訓練プログラムからの女性の排除、退役軍人特典からの女性の排除、したがってこのような福祉の恩恵から生涯にわたる二級市民として不利益を受けること。それから戦闘訓練からの排除によって、女性が戦功を上げ、そのことによって軍隊内昇進のチャンスを失うばかりでなく、女性が暴力の犠牲者となる可能性が増えること。ところで、このような議論はアメリカで徴兵制（ドラフト制）が廃止されて志願制に変わり、兵役というものが義務から相対的な特権に変わったことによって、いっそう主流派フェミニストによって推進されることになりました。あらゆる分野への女性の、男性と同等な参加と取り扱いを求めて、機会均等の実現であり、かつプロフェッショナリズムの達成であるという名のもとに、女性の軍隊参加が推進されるようになりました。佐藤文香さん[1998]という若手の社会学者が、女性の軍隊参加の事情を非常にこくめいにフォローして、実態だけではなく、それにアメリカフェミニズムがどのようなスタンスをとったかという分析を行なっておられます。

7. 公的暴力とジェンダー

ここでちょっと待って、そうすると市民権という社会的諸権利の分配平等が、ジェンダー平等のゴールであったのだろうかという問いが出てきます。ところで、軍隊とは何かという問いに、暴力の問いを避けて通ることはできません。ここで、もう一つ別な筋道から、暴力とジェンダー、とりわけ公的暴力とジェンダーという問いを立ててみましょう。すなわち軍隊とは何かというと、国家

暴力の男性による独占であると考えられます。軍隊とは国家暴力を組織化したものですが、国民軍とは、市民社会で犯せば犯罪になる暴力行為が、非犯罪化される特権をもった人々の集合のことです。国民軍には国際法によって、そのような暴力と殺人の非犯罪化の特典を与えられております。

皆さん方にこういうことは是非記憶してしてほしいんですが、日本でPKOの論議があったときに、自衛隊の海外派遣につながるからよくない、民間人を訓練して送り出そうという議論があったのを覚えていらっしゃいますでしょうか。これは絶対に受け入れることのできない提案でした。なぜならば、民間人は、あくまでも民間人です。民間人が犯す暴力行為や殺人行為は犯罪です。現地の法律で裁かれる犯罪になります。ところが国際法下では、国民軍の名のもとに送り出された集団だけは、暴力を非犯罪化されることになっています。したがって、国民軍として国際法上認知された集団を送り出す以外に、日本には選択肢はありませんでした。そのことは表ざたにはされませんでした。代わって言われたのは、民間人を急に訓練したって役に立たないというような、ばかげた議論でした。それなら、訓練のできた自衛官を送り出せばよいが、その際制服を脱いで、民間人として送り出そう、という提案もありました。しかし、これも上と同じ理由で飲むことのできない提案でした。自衛隊の海外派遣を実現したいという政治的な意図のみならず、国民軍と国際法上認知された集団しか、現実には外国に出せないということは明らかでした。そこでは、実は自衛隊が国際法上国民軍と認知されていることもまた暴露されているわけです。

その中で、このような公的暴力、組織化された国家暴力への女性の参加を求め、それともこのような暴力には女は参加しないという選択を選ぶかという、二者択一の問いが成り立ちます。前者は女性の参加によって軍隊内ジェンダー平等を求め、暴力に対して自分も身を守る暴力を身につけるというオプションです。もう一方のオプションは、女性の軍隊参加に反対する立場は、暴力から女性を除外することによって女性をいっそう暴力に対して無抵抗にすると、参加派からは非難されます。もはや女が本質的に平和主義者だからとか、平和を愛好する性だからという、本質主義的なロジックは、理論的にも経験的にも支持されておられません。ジェンダー研究の中では、「母性」が平和のためにも戦争のためにも、どちらにも動員されているということが、歴史的に明らかになっておりますし、女が本質的に平和主義者だという見方は、構築主義のフェミニズムの中では完全に解体されております。したがって、女が平和主義者だから、女を暴力から排除するというのは根拠になりません。暴力から女を除外すると、暴力に対して女をますます無防備にするだけだという、こういう議論が出てきました。

8. 私的暴力とジェンダー

それでは公的暴力の男性による独占、それからの女性の排除は、もう一方の私的暴力とどうつながっているのでしょうか。国民国家の中には非犯罪化された暴力の行使の主体が2つあります。言い換えれば、非犯罪化された暴力の行使の領域が2つあります。一つは国家と、その組織化された公的暴力としての軍隊です。もう一つは、実は私的領域という領域で、そこにおける家父長の暴力です。この私的暴力もまた非犯罪化されています。つまり、同じ言い方を借りるなら、市民社会的な領域で犯されたなら、犯罪となるはずの行為が犯罪に問われない。それが公的暴力と私的暴力の2つの領域です。実はこの2つの両極は通底しているというのが、カーバーを初めとして非主流派のフェミニズムの立場であり、私はこれを支持しています。

つまり、私的領域とは、公的に作られたものである。そしてプライバシーという名前のもとに何が行われているか。プライバシーという領域は、社会的に構築された領域です。そこに公権力の介入を拒否することによって、市民社会のルールが通用しない特殊な領域を作っているんですね。私的領域では逆に、家父長権力の無限定な行使が行われ、私的暴力の非犯罪化が行われています。この私的な暴力に対する承認を与えたのは誰かという点、国家です。国家が私的領域を公的に構築した当のエージェントなのです。したがって、国家による公的な暴力の独占と、家父長に対する私的な暴力の承認とのあいだには、パラレルな関係があると見てとることができます。

9. ジェンダー平等のゆくえ

このような公的暴力と私的暴力、双方の領域におけるジェンダー平等とは一体何でしょうか。この両者の領域における男女の完全な平等が、ジェンダー平等の目的なのだろうか。ジェンダー平等とは、このような暴力の行使の権利を含む、社会的諸権利の分配公正のことなのだろうか。市民権というものはシビルライツである、と申しました。ライツ、つまり、諸権利の束ですね。諸権利の束は歴史的に伸びたり、縮んだりします。そうすると、「女権」主義とは男並みの権利を女にも、つまり二流市民として女に与えられている限定された権利を、男並みに拡張しようというものですから、これをフェミニズムのキャッチアップ・モデル（「男に追いつき追い越せ」モデル）と名づけたのはマリア・ミースです。このキャッチアップモデルがもし主流派のフェミニズムだとするならば、少なくとも私の理解するかぎりのフェミニズムはこのようなものではありません。もしジェンダー平等をこのような資源の分配公正だと見なせば、派

生的に次の3つの問いが生まれます。

第1の問いは、一体いかなる資源か、という問いです。この資源のなかには、公的暴力・私的暴力を遂行し非犯罪化される権利をも含むのか。殺人や暴力行為はどう考えても愚行です。暴力行使の平等を求めることを、愚行権の平等といいます。ジェンダー平等は、愚行権の平等なども求めるものだというフェミニズム理解がありますが、フェミニズムに対する安直な理解だと思えます。第2の問いは、誰の間での分配か、ということです。分配する資源が限られているなら、その分配に預かる限定されたメンバーの集団、クローズド・メンバーシップが問題になる。限られた集団の内部でなら、例えばアメリカの白人中産階級・高学歴集団の間でなら、雇用という資源の分配平等は相対的に成り立ちうるでしょう。それをフェミニズムの到達点、あるいは達成と一部の人は呼ぶでしょう。けれども、それはそのクローズド・メンバーシップの中に、それ以外の人々を入れずに、排除することによって成り立っています。その排除にはジェンダー・ハイラーキーだけではなく、エスニックなハイラーキーや世代的なハイラーキーが働いています。高学歴のキャリアウーマンは、ベビーシッターにエスニック・マイノリティの集団の女性たちを非常に低い賃金によって使ったり、祖父母を動員したりして、自分たちのキャリア形成を可能にしています。限定された特権的な集団におけるジェンダー平等が、他集団の女性の犠牲において成り立っていると考えるなら、この分配公正には限界があります。

第3の問いは、分配公正というときの、その公正とは一体何なのか、という問いです。ここでご紹介したいのは、ジョアン・スコットの比較的新しい作品で、未邦訳の『示したのはパラドックスだけ』[Scott 1996]で、フランスのフェミニズムの歴史を論じたものです。この中で、彼女は市民権の概念をさらに個人の概念にさかのぼって論じています。市民権とは誰に与えられる権利なのか。それは個人に与えられるものである。だとすれば、個人とは一体誰なのか。フランス革命が構築した抽象的な「個人」とは—そこで彼女はこういう言い方をします—「同じであることを表明した declared sameness」の人々のことであり、「個人」と差異を消去した人々の抽象的な集合なんだということです。そうすると、女がそのような個人であることを求めるということは、ジェンダーの差異を自ら否定し、「同じであること sameness」を求めるということになってしまいます。

ここで私たちは、近代が女性におしつけた「平等か差異か？」のジレンマに再び遭遇することになります。しかしながら、そのパラドックスを「女のパラドックス」と呼ぶ代わりに、「近代のパラドックス」というふうに置き換えると、つまり、このパラドックスは女が抱えるジレンマではなく、近代がその成立の初めから抱えたパラドックスだったのだ、ということがわかります。このよう

な「同じであること sameness」の範型になっているのは、男性市民です。そうすると、「男性なみに働く」、あるいは「男性なみに戦える」、「男性なみに責任が持てる」ということが、個人であることの条件になり、それが市民権の裏付けになっていきます。ところで女にとって「男と同じになる」「男に似る」ということが目標でしょうか。個人になるということが男と「同じであること sameness」を要求するとしたら、むしろ「個人」という概念それ自体を、差異を組み込んで多元化していく必要がある、というのが、スコットの結論です。

こういうふうな女性にとっての市民権のジェンダー平等を考えると、男性が現在持っている市民的諸権利を、たんにそのままの状態でも女にも、というジェンダー間の分配公正を要求する思想がフェミニズムなのではないということがおわかりいただけるかと思います。つまり、「女権」の要求、言い換えれば「市民権」のジェンダー公正の要求は、必然的に市民権そのものの脱男性化を要求することにつながります。こういうふうになると、いくつかの応用問題も副次的に解けてきます。一つは先ほど申しました公的暴力と私的暴力の非犯罪化を廃止する必要があります。つまり公的暴力の犯罪化と私的暴力の犯罪化を両方とも行うことが必要です。具体的にいうと、戦争だけではなく死刑を含む国家の殺人権、つまり国民の生命を奪う権利を犯罪化することが一方で必要ですし、同時に他方で私的暴力、ドメスティック・バイオレンスや夫婦間レイプの犯罪化も必要になります。

もしこういう法理を構築していく必要があるとするなら、2000年の12月に女性戦犯国際法廷が東京で開かれ、戦争犯罪が裁かれる予定ですが、しかしながら、裁かれるべきは戦争犯罪なのではなくて、戦争の犯罪化こそが法理として組み立てられるべきだと私は考えています。戦争の犯罪化でなく戦争犯罪だけを裁くとしたら、それは紳士的な戦争や正義の戦争というものがありうるという前提を認めることになります。それは国家による公的暴力の独占と公的暴力の非犯罪化を、私たちがこれ以降も支持し続ける結果になります。

市民権の基本には、個人の身体と財産の保障が含まれています。ところが国家による身体と財産の保障は、同時に国家による身体と財産の召喚と結びついておりまして、本来ならば市民と国家が双務契約に入ったときには、身体と財産の保障がミニマムな条件であったはずなのに、それが国家を守るために国民の身体と財産を召喚するとなるのは、契約違反になりうるわけです。小林よしのりは、『戦争論』の帯で、「戦争行きますか？それとも日本人をやめますか？」と脅しましたけれども、国家のために死ねないおまえは日本人を降りろというこの脅迫に対しては、「そこまで契約した覚えはない」と、反論することができます。私の身体と生命は、国家に属さない。私と国家との総務契約は包括的な契約ではなく、限定的、部分的契約に過ぎないという考え方が成り立ちます。

これは当然徴兵拒否の権利にもつながりますし、「慰安婦」訴訟の中における個人賠償権の議論にもつながります。すなわち、日本政府と韓国政府がお互いに国家対賠償はすんでいると言い続けるのに対して、個人賠償権は「国家は私の利益を代表しない」という論理です。国家が賠償を受け取っても、私が受け取ったわけではない、というのが個人賠償権の論理です。これが今、法廷で組み立てられつつある非常に新しい法理だと思います。その帰結は、国家という統治共同体に対して、個人の包括帰属を認める必要は何もない、という主張です。国家に対する部分帰属、したがって多重帰属が可能な論理を組み立てることはいくらかでも可能ですし、しかもそれを実践することも可能です。グローバル化とは、もはやひとつの国民国家への排他的・包括的帰属など、理論的にも実践的にも時代遅れになったということだと思います。

私の話はこのくらいで終わりたいと思います。長時間ありがとうございました。

※本稿は社会正義研究所主催の講演会（「市民権とジェンダー」、2000年7月14日）での講演を基に作成したものである。

【参考文献】

樋口陽一 1996 『一語の辞典 人権』三省堂

樋口陽一 1999 『憲法と国家』岩波新書

小林善彦、樋口陽一編 1999 『人権は「普遍」なのか』岩波ブックレット

石田雄 2000 『記憶と忘却の政治学—同化政策・戦争責任・集合的記憶』明石書店

Kerber, Linda, "May all our citizens be soldiers and all our soldiers' citizens: the ambiguity of female citizenship in the new nation", in Elshtain, J. B. & Shila Tobias eds., *Women, Militarism and War: Essays in History, Politics and Social Theory*.

Totowa, N. J.: Rowman & Littlefield. Kerber, Linda, 1997, "The meaning of citizenship", *Journal of American History*, December, 1997.

Kerber, Linda, 1997, "A constitutional right to be treated like...ladies": *Women, Civic Obligation and Military Service*. The University of Chicago law School Roundtable.

Kerber, Linda, 1998, *No Constitutional Right To Be Ladies: Women and the Obligation of Citizenship*. New York: Hill & Wang.

中山道子 1998 「論点としての『女性と軍隊』」江原由美子編『性・暴力・ネーション』勁草書房

- 西川祐子 1989「女権宣言（1791年）と人権宣言（1789年）—パロディの力」『中部大学国際関係学部紀要』5
- 西川祐子 1990「女権宣言と人権宣言のパロディとして読む」『日仏女性センター会報』7（特集「フランス革命200年と女性」シンポジウム記録）
- 西川祐子 1996「書評 オリヴィエ・ブラン著、辻村みよ子訳『女の人権宣言—フランス革命とオランプ・ドゥ・グージュの生涯』」『文学』7-3、岩波書店
- 小熊英二 1998『＜日本人＞の境界』新曜社
- 佐藤文香 1998「アメリカ女性兵士をめぐる言説分析—映画『G. I. ジェーン』から」『女性学年報』19、日本女性学研究会女性学年報編集委員会
- Scott, Joan W., 1996, *Only Paradoxes to Offer: French Feminists and the Rights of Man*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- 辻村みよ子 1997『女性と人権』日本評論社
- 上野千鶴子 1995「『雇用の危機』と『分配公正』」『世界』1995.1 臨時増刊、特集「世界・ル・モンド・ディプロマティック共同日仏シンポジウム記録」
- 上野千鶴子 1998『ナショナリズムとジェンダー』青土社
- 上野千鶴子 1998「女性兵士の構築」江原由美子編『性・暴力・ネーション』勁草書房
- 上野千鶴子 1999「英霊になる権利を女にも？—ジェンダー平等の罫」『同志社アメリカ研究』35号

コメント

樋口 陽一

(早稲田大学法学部教授)

つい先ごろまで、社会正義研究所の一員として仕事をしていただけでして、改めて皆さんに、心からありがとうございましたと申し上げます。

お話の最初に上野さんがさりげなくおっしゃったんですけれども、今日の話は初めてする話だということをおっしゃっていました。上野さんがたくさん仕事をなさって、たくさんいろんなところで物を書き、たくさんいろんなところでしゃべっていらっしゃるなかで、同じことをいわないというのはこれは大変なんです。職業倫理として、これは大変な、そうでなくてははいけないんですけど、なかなかそうできないことだということを、若い方々にその点を申し上げておきたいと思います。

上野さんにまた再コメントをしていただく必要がありますから、その時間を見計らって、短くお話いたします。

今のお話をお伺いして、また、全てではありませんが今までお書きになったものを読むと、認識においてはほとんど共通です。認識においてほとんど共通ですし、個々の論点については主張についても同感するところが多々ありますが、上野さんが自分の認識と主張を近代、脱国家というコンセプトで説明される点は、私と正反対です。私は、自ら名乗る近代主義者です。それから後で説明するような意味で、国家主義者です。後で説明するような意味ですから、ご注意ねがいたいのですが、近代というのは、世の中の物事が国家というものに集約されていく過程、国家化の過程ですから、そういう意味で近代主義者であり、かつあえて言うならば国家主義者なのです。その風呂敷の包み方が正反対だということになります。同感です、同感ですというふうなシンポジウムは、皆さんたくさん聞いているでしょう。それは非常によくないことで、ここは違うんですということを議論し合うというふうにしていきたいと思うんですが、あまり時間がありませんので、どうなりますか。

認識が共通と言いましたが、一番後に力を込めておっしゃった国民軍以外の武装集団の国際法上の位置については、ちょっと私は違う認識を持っています。話の一番の本筋ではありませんので、時間があればそれは後で申し上げたい。

さて、本論に入りたいのですが、オムの権利とシトワイアンの権利、オムとファムの関係については、上野さんがおっしゃった認識と私は全く同じです。この点、上野さんは私の項目の立て方と違うのではないかと、あるいはお感じになっているかもしれませんが、同じだといっていると思います。つまり、オ

ムとシトワイアンについて、一番おなじみなのはルソーの道具立てですね。ルソーがシトワイアンということをするときに、都会に住んでいる人だと思わないでくれと、ちゃんと書いています。要するに古典古代のキヴィタス、ポリスという言い方の、まさにそこから問題が出て来てしまうとされた、社会の構成員とされた武装能力のある一定年齢に達した男性家長、これがシトワイアンです。要するに共同社会の運営を自分でやる人間、これがシトワイアンです。ルソーは、だから我々はシトワイアンとなることによって初めてオムとなる、という有名な言葉を残しています。オムは、シトワイアンの資格がなければ、本当のところはオム扱いしてくれない。だからこそ、ファムの問題も出てくるというのですね。そういう認識は私も共通です。

近代法の考える個人主義は、古典古代までつながって、家長個人主義であるという認識は、1970年代以降、法律の世界で一般的な認識になりました。それ以前はそうじゃありませんでした。例えば、今は故人ですが、川島武宣さんという大変大事な仕事をした法律学者がいらっしゃるのです。その方の描いた「近代」像に対して、その次の世代、我々と同世代の、例えば村上淳一さんというような方が、家長個人主義というテーマをご自分のテーマとして先行業績を批判なさった。そういう認識が今では共有されております。

さて、個別の点では一致する点も多いのに、なぜ脱国家と、私のいう意味でのですけども国家主義、反近代と頑迷な近代擁護というふうに、どうしてそんなに違うのだろうか。私の場合には、認識を上野さんと共通にしながらも、しながらもなのか、するからこそなのか、近代擁護の立場のレッテルで自分を押し出しています。上野さんが紹介してくださったパリの話、私は英語が全然ダメで、フランス語はちょっとばかり得意なんです(笑)。しかし私はせっかく同時通訳が用意されているのに、その人を使わないのは非常に失礼だと思うので、あえて日本語でやりました。聞き逃さないようにレシーヴァーで聞いていたのですけれども、私のに限らず日本語の話し言葉をですから明快なヨーロッパ語に訳すのは至難ですね。ですから、そういうことがあるかもしれません。

それはそれとして、何が問題なのかと申しますと、私が近代は国家化の過程だった、と言いました。その国民国家、ネーションステーツ、エタナシオンという、このネーションとかナシオンが曲者なのです。我々はどうしても血のつながりということを考えます。南米の独裁大統領を見ていると日本人の仲間みたいに思ったけど、日本人ではないですね[註一その後、実は日本国籍を持っていたことを隠していたことが判明する事態となった]。逆に外国出身で、日本国籍をとっている私の友人も少なくない。けれども、なんかそういう人たちを依然として外国人扱いする。ネーションの語源ナチオはたしかに自然の生まれのつながりです。自然な所要としての血のつながり、しかし近代国家はそれを否

定して、だからこそ、社会契約論というフィクションの議論を苦心惨胆してつくりあげた思想史の営みが、意味あるものとなったのです。

なぜ、我々は国家というものを作っているのか。血のつながりでない国家をなぜ作っていくのかという説明が、社会契約というフィクションでした。日本で、例えば中曽根さんが、日本は単一民族国家であって、社会契約でできた国家ではない、という国家観を示していました。今、国家という名前では何かを主張している人たちが言っているのは、実は国家じゃなくて民族なのですね。例えばG7という、それが誇りなのかどうかは別として、経済については先進国といわれている諸国の中で、国籍法制で血統主義を貫いているのは日本だけです。あとは全て、原則の基本は出生地主義です。最後まで血統主義で残っていたドイツが去年、選挙で不利は承知の上で、出生地主義を原則とすることに転換いたしました。こういうことで、日本だけが血統主義で、しかも1981年の民法改正までは、父が日本国民であることというのが要件でした。現在はさすがに「父または母」がとなっておりますけれども。

ともかく、ネーションステーツの国民という言葉で、血のつながりを連想する。しかし実は社会契約というフィクションで説明されるような、我々が自分の都合で作り上げる国家というのが、近代国家だったはずなのです。だから、あのリヴァイアサンという伝説上の怪獣に国家をなぞらえたホブズですら、社会契約では自分の生命と安全だけは譲り渡さない、と書いています。リヴァイアサンの裂け目といわれている問題です。リヴァイアサンになぞらえるような国家でも、契約による産物である限りは、そういう裂け目を持っている。国民がその気になれば、その裂け目の中に棒を突っ込んで、国家を解体することができるはずなのだというのが肝腎なのです。

日本では、そういう意味での国家ではなくて、民族を考える。その一方で、本来国家がやるべきことを国家が放棄しだしています。民営化、規制撤廃、国立大学もやめちゃおうというふうに、国家がなるべく仕事を放棄して、資本の論理に全部ゆだねるという方向がぐんぐん進んでいます。そういう中で、脱国家を主張してはならない、というのが、脱国家に対する私の国家主義なのです。近代国家というのは、実際にはなかなか使い回すことができない。ですから、侵略戦争をしたり、無数の悪いことをしました。しかし、国家にいくつかの大切な仕事を託してきたはずです。まず宗教の力が丸ごと、人々の生活を丸ごとつかまえてはいけません。そのための歯止めが政教分離でしょう。公的な空間に宗教は入ってきてはいけませんという役割を、国家がひきうけたはずです。

それから、次にはお金の力が一人の生活をこれも全面的にとらえるようなことが起こってはいけません。というので、いろんなシステムを考え、つくり出してきた。お金の力の暴力に対する経済規制です。労働基本権や生存権を人民が

戦いと、国家のシステムの中に組み入れさせました。それからもう一つ、今、世界中で起こっている民族の問題です。民族というものが一人一人の生活を丸ごとつかまえてしまっただけではいけない。民族自決という標語がありますが、本気でそれをしようとしたら、どういうことになるか。民族だけが集まって国家を作ろうとすれば、必ず隣にいる他民族を排除する。出て行かないといえれば殺すという、「民族浄化」といわれている、あの悲劇になります。バルカンの悲劇は国家が強いからじゃなくて、国家が弱いから民族が個人の運命を引き回しているのです。もちろん、今挙げた宗教、お金、民族、これらはそれぞれがそれ自体としては大切なものです。しかし、それが、人びとの生活を全面的にとらえこんではならない。そこに国家の出番があるはずなのです。というのが、私の国家主義なのです。その国家は同時に悪いことをする。非常に単純なことになるんですけども、どうやってそういう悪いことをさせないようにし、少しでもいいことをさせるか。これは、確かにいいところ取りなんです。しかし、法学というのはそういうことをやる仕事なのです。

例えば、わかりやすい例でいえば、ダブルスタンダードという手法があります。ダブルスタンダードというのは、普通は悪い意味で使いますね。二重基準、自分の仲間には甘く、敵にはきついことをいう。このように普通は悪い意味で使いますけれども、法学の領域では、一つの到達した知恵です。同じ憲法上の権利を制限する立法でも、経済的自由を制限する立法については裁判所もあまりかたいことはいわない。なぜならば、それは次の選挙の結果によって、修正することができるはずだからです。しかし、思想信条や言論の自由を制限する法律はそうはいかない。これについては、裁判所は違った基準をあてはめて、憲法違反として判断することを遠慮してはいけません。なぜかというと、表現の自由を制限する立法は、そのことによって、立法を変えようという主張や運動をも抑圧してしまうからだ、というわけです。これは裁判の場面での二重基準です。国家というものそのものについても、二重基準で対処していくのが、法学なのです。

憲法 24 条を問題にしましょう。これは上野さんに逆コメントを返したいのです。24 条は、皆さんに説明しなくてもいいですね。第一には、日本独特の家制度の解体を意味している。そういう意味では近代家族の保障です。しかし、注意深く読むと、あそこでわざわざ個人の尊厳というキーワードが出てきます。近代法というのは、それがまさに近代批判の対象になっているのだけれども、個人を前提にして作り上げられています。そのエッセンシャルな規定は憲法 13 条の最初の文章で、全て国民は個人として尊重される、の原則規定です。それ以外に、個別の条文の中で改めて個人という言葉が出てくるのは、24 条だけなのです。

ということは、特に日本国憲法と比較されることが多いワイマール憲法と比べると、歴然と違います。ワイマール憲法は、進歩的だといわれたのですけれども、“民族の維持と増殖のために”婚姻を法が保護すると書いてあるのです。日本国憲法 24 条は、それと対照的な読み方をすることができます。家族に憲法が敬意を払うのは、個人の尊厳を前提にしている。ですから、家族の維持と個人の尊厳とが衝突する場合には、自ずと個人の方が優位するはずだという、そういう意味では家族解体の論理をも含んでいるということで、私はこれを私の憲法の教科書にも書いてきました。もっとも解体といっても、欧米で今盛んに問題になっており、そして実際に法律上もいろんな新しい制度が作られつつありますが、ホモセクシャルの結合に家族としての法的な処遇を与えるかどうか。これは実際には税金の問題、それから社会保障の単位としての問題も大きな違いをもたらしますね。その点からいいますと、日本国憲法 24 条は、「両性の本質的平等」に基づきと書いています。我々の同業者の憲法学者の中にも、「両性」と書いてあるのは別に性現象としての両性ではなくて、性的結合の両当事者という意味だと読む人もいます。けれども、普通の法律家的な読み方からすると、両性と書いてあるとヘテロセクシャルだけを問題にすることになります。

ついでにもう一步進むと、ホモセクシャルにせよ、ヘテロセクシャルにせよ、どうしてそれなら性的結合だけが税法上、ないし社会保障上の何がしらの待遇を受ける必要があるのか。それ以外だっていいじゃないかというのに対する一つの答えが、フランスの P A C S 法です。専門家は「婚姻外共同生活協定法」と訳していますが、事実、結婚あるいはホモセクシャルの結合だけではなくて、連帯、ソリダリティということがキーワードになっております。例えば、お年寄りとそれを介護する人の組み合わせ、あるいは兄弟姉妹間なども問題になります。日本では妥協的な夫婦別姓の法律すらも棚上げにされて、いつ陽の目を見るのかわからないという現状です。改憲論のときだけ、もっと男女平等を徹底させるのに憲法改正が必要だというたぐいの議論は、環境破壊をさんざんやってきた人たちが、環境権を明記するのに憲法改正が必要だというたぐいの議論と同じです。

最後の 1 分だけで、国民国家軍の話です。国際法の枠組みは、私も十分に把握していないほど動いてるのではないのでしょうか。一つは、国連のお墨付きを与えると、何をやってもいいというのが、既に国民国家基準からする古典的な戦争理解に対する、一つの大きなはみだしです。それから民族解放戦争。民族解放闘争の主体は、当然のことながら国民国家軍ではありませんが、戦時国際法、今の言葉で国際人道法の主体として認められるようになっていきます。それから少し意味が違いますけれども、ニュルンベルク裁判にせよ、東京裁判にせよ、あれは「勝者の裁き」ではあるのですけれども、あの 2 つの軍事裁判で

確定された法的なルールは、国民国家の名においてなされたからといって、つまり上官すなわち国家の命令だからといって、やったことが免責されないという、個人の責任を問うています。私は国際法の専門家ではありませんから、立ち入ったことは申し上げられません。5分しか時間を残さないことになりましたので申し訳ないのですけれども、上野さんにご発言をお願いいたします。

討 論

上野 はい、核心に触れるところだけを簡潔にお話し申し上げたいと思います。2点です。樋口さんと大きなところでは一致していながら、どこでずれるんだろうか考えながら、聞いておりました。やはり一番大きな違いは、アプローチというか、ディシプリンの違いというか、国民国家の概念が理念なのか、歴史概念なのかという違いだと思います。90年代以降の新しい国民国家論では、国民国家を理念としてではなく、歴史概念として扱おうとしています。だからこそ、明治国家のような近代国民国家の理念的な諸要件を備えていないかに見える国家も、歴史的には国民国家と呼んでもいいという議論になり、そこで初めて比較が可能になったものです。これは、近代家族という概念が、理念なのか歴史概念なのかという違いとも通じてくると思います。理念としては見えなかったことが、歴史概念になったときに初めて、互いの共通性と違いとが比較可能になると思います。

100歩譲って、法律学の中における国民国家を理念として受け入れてみましょう。そうすると次の疑問は歴史的に見て、理念どおりの国民国家がいつどこに実現した例があるだろうかという問いが成り立ちます。理念としての国民国家はフランスでさえ一度も実現したことがない。同じように、理念どおりの市民社会はいつ、どこに実現したのだろうかという問いとも重なります。そして、市民社会も世界史上どこにも、ただの一度も実現したことがないということになりますと、国民国家とは理想の照準点だということになります。となると樋口先生が近代主義者を自称し、国家主義者だと自認なさることは、ご自分が理想主義者だとおっしゃっているのと同じことになります。その理想はこれまで実現された例がないのだから、ユトピストであるといっても、いいのでしょうか。ただし、このような理想主義は、今日においては極めて貴重なものです。

2点めは理想主義OK、としましょう。もし樋口さんが理想主義者だとするのなら、反近代、脱国家を唱える人々も、樋口さんと同じくらい、非現実的な理想主義者であります。わたしもまた、いまだ果たされないフェミニズムの夢を追い続ける理想主義者ではありますが、フェミニズムがポストモダン思想として近代に対峙したときに、主張したことはこういうことでした。近代とは、一体理念どおり完成しうることがあるのだろうか。近代というものは「未完のプロジェクト」です。近代主義者が理想主義者でありうる根拠は、この未完のプロジェクトがいつか完成されるであろうという夢が、まだついでないということと同義でしょうか。フェミニズムが近代を懐疑し、その課題としてきたのは、近代主義の理想が挫折を運命づけられていたということ、論理

的に証明することでした。わたし自身は証明できたと思ったのですが、樋口先生が説得されていないようですから、きっとまだ証明されていないんでしょうね（笑）。今日の話の中で、オランプ・ド・グージュを持ち出したのは、そのための伏線のつもりでした。近代の徹底、近代の完成ということが、果たされない約束、あらかじめ挫折を運命づけられた未完のプロジェクトとして、理念内在的に矛盾があるということを、言うためでした。「女権拡張」すなわち「男権」の女性への拡大は、スコット流に言うなら、「パラドックス」以外の何ものでもありません。今日、私がメンバーシップの制限とか、分配平等の原資の限界とか、あの手この手で表現したのは、近代の理念としての不可能性を証明するためでした。やはり樋口先生が私に説得されなかったということが、今のコメントでわかりました。というわけで、後はどうぞ会場の皆さん方がこの議論に参加していただければと思います。

樋口 「近代」は論理上すでに、危ない橋の上で辛うじてバランスをとっているのですから、挫折を運命づけられているのです。私の考える近代というのは、私のように考えない人をも許容するのです。私なりに考える「近代」が成り立つためには、公共社会に対して責任を負う、投票も真面目にやらなくてはいけない。しかし、そんなこと俺は知らないよという自由を認めるのも、私の考える「近代」なのです。要するにフリーライダーを認めてしまう。そして全員がフリーライダーになったら、「近代」は成り立たない。全員がフリーライダーになってないから、辛うじてもっているだけの話なのです。

※本稿は第21回国際シンポジウム（於上智大学）「地球市民社会をめざす大学教育の使命」国際基督教大学社会科学研究所共催（2001年12月8日）での講演を加筆したものである。

質疑応答

司会（保岡孝顕） 皆さん方に質問表が準備されておりますけれども、ただいま上野先生に1件、それから樋口先生に1件ということで、その他ありますか。質問があれば、あと上野先生にお渡ししてください。それでは、上野先生、どうぞ。

上野 質問をいただいておりますが、女性が兵士になれない理由は戦場で興奮するからだというのがあったんだそうです（笑）。あと米軍では、ジェンダーだけでなくセクシュアリティによる差別がどうなっているのかっていうご質問でした。質問票を会場に配布していらっしゃるようですが、私は皆さん方のご反応を是非聞きたいので、1行でいいから感想を残してお帰りくださったら嬉しゅうございます。今日は樋口先生はボランティアなんでしょう。私のギャラも、あまり期待できないと思います（笑）。何か新しいことをしゃべろうとした人間にとっては、皆さん方からどんなご反応がいただけるかということが、一番大きな報酬ですから、何でもいから、ご質問だけではなくてご感想を書いていただければ、ありがたいと思います。

質問者 ソレンマのところで、ちょっと私も意見を、よく理解が足りないのかもしれないですが、公的暴力及び私的暴力のところですけども、犯罪ということになりますと、誰が裁くのかということをごちょっと知りたいなと思まして、そのあたりについてお教えいただけたらと思っております。

司会 あと、お1人かお2人か、手短かに。

質問者 一つは、国家の暴力装置として国民軍と警察というのは、一体どこがどう違うものでしょうか。それから、国民軍を犯罪化しようとしている上野さんは、警察をも否定するのでしょうかということ。あともう一つ、上位の暴力によって下位の暴力の沈静化を図るというようなことを恐らく上野さんは否定なさると思うんですけども、そういった主張をするときに、脅迫的な態度で、じゃあおまえは暴力にさらされている人間をみすみす見過ごしているような問いに対して、どのようにお答えになりますか。この2点を。

上野 答えやすい質問と答えにくい質問が両方出ました。一番初めのセクシュアリティの話は、今回わたしは射程に入れておりませんでしたので、これはまた別のアプローチをする必要があると思います。それでも、ジェンダーの場合と同じように、軍隊というものの性格を問わずに軍隊内の「セクシュアリティの自由」を獲得することが、例えばゲイやレズビアンの人たちのゴールなのかどうかは、問題にする必要があるだろうと思います。

それから、誰が裁くか？という問いに対しては、市民社会の暴力は市民社会

が裁くというルールでやってきたわけですね。社会によって違いますけれども、例えば法廷という制度を作ったり、あるいは陪審制という制度を作ったりしてきた。ところがその外部に、市民社会という領域に属さない「無法地帯」があるということです。それが国家という公領域と、家族という私領域です。だから、市民社会というのは極めて限定された領域にすぎません。

それがそのあとのご質問につながりますが、軍隊と警察はどう違うか。理念上、軍隊は国家が他の国家に対して行使する暴力で、警察というのは市民社会の市民の間を調停するための暴力だということになっています。実のところ、理念上も実践上も、前者、つまり国民軍が、国民を守るためだけではなくて、国民を鎮圧するためにも大きな働きをしてきたということは否定できない事実です。ですから、警察と軍隊はどこが違うかという、ただ暴力の大きさの違いだけのことになるかもしれません。タテマエ上は、警察は市民社会の暴力管理が目的ですが、そうなれば上位の暴力で下位の暴力を防ぐために、市民社会が用心棒を雇っているというわけです。それは市民社会の維持費用として、お金を出しあってボディガードを雇っていることになります。そこで、雇われているボディガードたちが何をやっているかは、神奈川県警その他の不祥事で、皆さんもよくご存知のとおりです。お金を出して雇っている用心棒たちが誰の利益のために最もよく働いているかということ、自分たちの利益のために最もよく働いており、新潟の柏崎の事件を始めとして、市民社会の安全保障というものについては実は機能していないということも事実です。じゃあ警察解体論とか、警察が無用だとか、あるいは軍隊はいらないという主張をすると、ただちに世の中が無法地帯になるという反論が返ってきますが、それは暴力的な制裁だけが制裁だと考える、想像力のなさのあらわれでしょう。

市民社会の範囲をどの範囲で考えるかということですが、家族は市民社会の外部にある一種の「無法地帯」です。家庭内暴力をふるう夫に対しては、妻も暴力で返すことが必要でしょうか。そうなれば、女も護身術を身に付けて殴り返せばいいという理屈になりますが、市民社会にはルール違反を犯した者に対する集団的な制裁のメカニズムを、社会的にも歴史的にも蓄積してきているはずで、暴力しか権力の源泉はないと言ってしまえば、私たちはサルにも劣るということになります。権力というものは一体誰のもとに集まるかといえば、市民社会が合意した、権力付与の手続きがあるわけですから、何も肉体に力の強い者だけが最終的に自分の意を通すということが行われているわけではない。ですから、この種の議論は、「一体あなたはこの暴力的な現実を認めるのか認めないのか」という「究極の問い」を切り札のごとく持ち出すことによって、現状肯定の保守主義にしかならない、反動的な思想であると思います。質問者のお考えがそういうものだとは思っておりませんが、問い自体が持つてい

る政治性や保守性、問いのトリッキィな性格を見抜いていただきたい、と思います。

私は、ここで樋口先生にバトンタッチしますけれども、最後に一言。樋口先生がご自分のことを、「挫折を最初から予期している」とおっしゃったことに、今日は感銘を受けました。近代主義者というのは滅びを運命づけられている人々です(笑)。私は、これを単にカリカチュアのつもりで言っているわけではございません。近代の理念は、完成をみる前に崩壊するだろうと思いますが、私は自分の尊敬する人々が近代主義者として一貫した理念を保ちつづけ、近代主義者としてりっぱに滅びていただきたいと、心から願っております。樋口先生をそういう尊敬に価する方の一人だと思っております。ありがとうございます。

司会 上野先生、樋口先生どうもありがとうございました。

今日は市民権とジェンダーというテーマで行いました。一体どういう話の展開になろうかということで、さまざまな憶測を呼んだと思いますが、非常にいい勉強を総ざらいさせていただいたと同時に、今日の日本の状況、あるいは国際社会の状況を考えると、非常に時宜にかなった国家と個人の良心、正義の問題を討論する場になったと思います。それでは、今後の先生方のご健闘を祝し、私たちがよりよき市民、市民権を確立するようがんばりたいと思います。どうもありがとうございました。

<論文・報告>

グローバル化社会における共生—メディアの役割と展望

武市 英雄

(上智大学文学部新聞学科教授)

はじめに

現代社会において、メディアの果たす役割は大きい。立法、行政、司法が円滑に機能していない場合は、一般市民が頼れるのはメディアしかないといっても過言ではないだろう。とくに最近の日本社会においては、社会の変革をめざす役割としてマス・メディアに期待するところが大きい。

中央官庁の中で不正事件、国家公務員のモラルの低下、政治家の汚職、政・官・大企業の癒着事例の多発。検事や裁判官など司法当局にも時折スキャンダラスな事件が起きている。立法、司法、行政の三権のタガがゆるんでいる状態といってよいだろう。日本の社会的な構造の欠陥をただしていく推進派としてマス・メディアの役割がいままで以上に大いに求められる。しかし、メディアも今日、十分健全に機能しているとはいえない。言論の自由は憲法によって保障されていても、それを十二分に使っているとは限らない。とくに 55 年体制（1955 年から 38 年間の自民党体制）下では日本の政治ジャーナリズムは権力に対する自己抑制を必要以上に行う傾向が強かったと言えよう。民主主義時代の番犬としてのマス・メディアがいたずらに自己抑制に走った面があった。

一方、弱者に対してのプライバシーや人権を侵す場合もしばしばあり、マス・メディアがひんしゆくを買い、メディアへの信頼感と批判の両方を背負っているといえよう。さらにメディアをめぐる環境も急変しつつある。それはグローバルな社会の到来である。社会がグローバル化しつつあるときに、マス・メディアが昔の姿のままでは、新しい社会での役割を十分はたせているとはいえない。情報が国境をひんぱんに行き来し、人々の交流も活性化し、国家に対する認識に変化が生じつつある時代に、報道の目的が国内的に完結してしまうマス・メディアがでいのだろうか。

もちろん社会の変革のためにマス・メディアが全責任を負っているわけではない。社会を変革するのは一般市民の意識の向上と行動がなければならないが、マス・メディアは意識向上をうながす指針を示す役割があるといえよう。社会変革の触媒としての使命である。立法、行政、司法の三権の構造内に不祥事が絶えない今日、マス・メディアの使命は高まらずをえない。

マス・メディアの社会的機能

そもそもマス・メディアにはいろいろな社会的機能がある。報道、論説、娯楽の提供から広い意味での社会的な教育の機能もある。アメリカの経済学者で、マス・コミュニケーション研究者のハロルド・ラスウエル (Harold D. Lasswell) はマス・メディアの社会的な機能として三点指摘している。つまり第一は「環境への監視」(Surveillance)、第二には「構成員の相互作用」(Correlation of Response of the Society to the Environment) 第三は「社会的遺産の伝達」(Tradition of the Social Inheritance)¹である。

第一の環境への監視とは、社会の変化に対して適応できるように、メディアがわれわれに早期に警告を発するという意味である。メディアが環境を監視することによって、われわれの意思決定に必要な知識が与えられる。

第二の構成員の相互作用とは、環境に対して社会の反応を相互作用させるということで、これは世論を意味する。マス・メディアは世論を形成する機能を持っていることを意味している。第三の社会的遺産の伝達とは、マス・メディアが学校と同じように社会の根底にある価値観や規範を伝達する機能を有していることを物語る。共同体の意識を支える意味合いもあるといえよう。

このように、マス・メディアは社会とのかかわりが深い。社会の変容、変革に何らかの関係を持っているといえる。ただし、問題はマス・メディアにたずさわる人々がその機能への意識をはっきり把握しているかどうかである。

多面的なグローバリゼーション

マス・メディアが環境、社会を監視、査察して行く機能を持っていることは今始まったことではなく、以前からそうであった。問題はグローバルな社会になっている時代に、その監視機能が十分発揮されているかである。日本のマス・メディアがグローバル化しつつある社会に、十分監視機能の役割を果たしているかが問題であるといえる。

グローバル化、つまりグローバリゼーションという言葉は今日多義的に使われている。つまり政治、経済、社会、文化などの領域でいろいろな意味合いで用いられているといえよう。例えば、グローバルな資本主義、金融、市場とい

¹ Harold D. Lasswell, "The Structure and Function of Communication in Society," *Mass Communications* (2nd edition), Wilber Schramm ed. (Urbana: University of Illinois Press, 1960), pp. 117-130

う側面の論議から、グローバル化と国家主権との関係や、文化帝国主義をめぐる論争、地球環境に関する議論、グローバル化とジェンダーの関係など限らない側面を持っている。グローバル化と人権といった面の議論もある。

グローバル化には光と影の両面があるといわれている。国境の壁を低くして外国からものや情報が自由に入ってくるようにするのは、外国産の安い品物を購入できたり、国際理解が向上したり、民主主義が普及する可能性があるという面で望ましいかもしれない。しかし、これに対して、自由な競争は結局のところ大国の価値観に従わされるところがあるのではないかと懸念もある。とくにグローバル・スタンダードという言葉は“アメリカ化”と同じだと懸念する人々もいる。つまりグローバル・スタンダードとは自由競争を重視するアメリカ流の経済政策や経営方針という意味合いをはらむと見られる傾向がある。

本稿ではグローバル化のすべての面を論ずるわけではない。情報、ニュースとか報道に関する問題を扱うことに限定する。とくに日本のマス・メディアがグローバル化する社会に報道活動面、とくにニュースの視点面でのように対応していく必要があるかを論じていきたい。

メディアとグローバル化との関係でも光と影の二つの面がある。光の面としては、社会主義国とか一部の権威主義的な国での独裁的な一政党や政府よりのプレスにしばしば見られるような過度に感情的なナショナリズムにかられた報道を冷静に反省し、より幅広い視点に立った報道に軌道修正するきっかけなどが考えられよう。あまりにもこりかたまった自国中心主義的な視点のメディアを、より国際的な、グローバルな視点によって、客観的に判断する、という肯定的な面がある。

一方、メディアとグローバル化の関係には否定的な面もいめない。例えばハリウッド製作の映画やテレビ番組が全地球的に広がり、その背景にひそむアメリカ的な価値観が地球規模でおおっていく、という現象が見られる。湾岸戦争の時、アメリカのテレビネットワークのCNNが西側の唯一のメディアとしてイラク内で報道活動することができたが、イラクの戦争宣伝にうまく利用されたのではないかと、との非難も聞かれた。

共同体意識とメディア

それでは日本のマス・メディアにとってはグローバル化との関係はどのようなものであろうか。筆者の意見としては、日本のマス・メディアはグローバル化の光の面を大いに学んでいく必要があると思う。その理由

は日本におけるマス・メディアは従来あまりにも日本的な視点にとどまった形で報道してきた傾向が強いからである。より幅広い視点での報道が日本のマス・メディアにとって求められている。日本のマス・メディアのグローバル化が必要である。

日本のマス・メディアの報道の視点が国内レベルにとどまっている場合が今まで多かったことは明らかであろう。例えば1970年代に実際に起きた事例だが、大気汚染の問題がある。東京近郊のある都市で、ある製鉄会社が引き起こした大気汚染問題の報道では、汚染に最も関係のある同社の一部のプラントがある東南アジアの国へ移設されたことによって、この出来事の報道は終わってしまったのであった。

ニュースのひとつの要素は距離的な近接性にある。地元ニュースは読者の関心をひきつけるのに違いない。しかし、今日、人や物も国境を越えて移動する頻度が高まっている時に、足元的地元の部分だけのニュース報道で終わっていてよいのであろうか。大気汚染のもっとも大きな原因になる工程プラントが外国へ移設されたことで、問題のすべてが解決したわけではない。移設された先の住民が同じような大気汚染に悩まされるのであれば、根本的な解決とはいえないわけである。

しかしながら、日本のマス・メディアはもはや海外での動きについてはあまり力が入らない。これは1970年代においても今日においても大きな変化はないと言えよう。

記者に多少の関心があっても国内報道の取材部と国外報道の取材部との連携が十分取れていないとか、地元コミュニティーという意識があくまでも地理的な近接性のみにとらわれ、意識的に拡大したコミュニティーが形成されにくいなど、海外への関心の薄さについてはさまざまな原因が考えられよう。

あるいは、日本的な伝統的な価値意識と思われた「和の精神」があくまでも従来の村落的な住環境の中でのことで、海を越えたより広い地域における「和の精神」にいまだ十分に発展していない日本人の意識の問題にも、この報道視点の狭さは関係しているのかもしれない。

グローバル化時代とはいえ、メディアにたずさわる人々の意識は従来とあまり変わっていないのが、日本のマス・メディアの現実と言えよう。より広い共同体意識への変革が今日日本国民に求められているとしたら、その変革の意識化を呼びかける使命を持っているのがマス・メディアである。マス・メディアこそ、意識の変革を促す触媒作用を行う必要がある。そのためには、今日の日本のマス・メディアの報道姿勢を全面的に点検しなければならない。

従来報道パターンへの反省

日本のマス・メディアの現状を総点検するといっても、これは大きな課題であるので、本稿では新聞を中心としたメディアに限定しておく。報道面でグローバル化社会に対応できていないマス・メディアの従来の報道パターンには、どのような問題点があるといえるだろうか。

第一は、今日のマス・メディアのニュース価値基準が「異常性、新奇性」に片寄っていることである。確かにニュースの価値基準の基本は過去においても、現在でも異常性や新奇性にあるのは確かだ。珍しいからニュースになるわけである。普段起きない出来事だからニュースに値する。「イヌが人をかんでもニュースにはならないが、人がイヌをかんだらニュースになる」とは昔から言われている。

しかし、「異常性、新奇性」ばかりを追っていると、出来事の実態は十分理解できない。特に日本のマス・メディアの海外報道では、異常性や新奇性を中心に報道していると、出来事の本質が伝わらない。グローバル化社会の報道に適合しないのである。この傾向は特に発展途上国に関する報道にしばしば見られる現象といえる。

とくに発展途上国で民族的な紛争が起きると、決まって暴力的な騒動が報じられる。それも日本の読者、視聴者などメディアの受け手にとっては、ある日突然に起きたような感じがする場合が多い。例えば、それはスリランカで、政府軍とタミール民族の軍事組織が衝突したときでも、アフリカのシエラレオネで政府軍と反政府軍とがぶつかった場合でも同じである。まるで突発事故のように報じられる。なぜ衝突しなければならなかったのかについての説明が十分でない。そして衝突がおさまると、自然にその地域の報道は終わってしまう。結局、何のための紛争だったのか十分に分からないまま終わってしまうことが多い。

表面的な紛争の報道がなくなったから、その地域の紛争が根本的に解決したのかというと、必ずしもそうではない。おそらく問題を内包したままの状態、とりあえず大きな衝突が避けられているのに過ぎないのである。そのひとつの実例は南アフリカ共和国におけるアパルトヘイト報道についてではないだろうか。

南アフリカのアパルトヘイト報道

南アフリカにおける人種差別はおそらくオランダ人が南アフリカに上陸した17世紀半ごろから生じたといえるかもしれない。先住民を奥地へ追いやっていったという意味では古い歴史になろう。しかし、その後イギリス人が移り住み、白人のオランダ人とボーア人との間に紛争が起きる一方、キンバリー地方に金

やダイヤモンドなどの資源が発見。ボーア人を制したイギリス人が広大な土地の開発のために、労働力として大量のインド人を移住させた。このような経緯を経て1910年に南アフリカ連邦が成立した。

人種的にはズール、コーザ、北ソト、南ソトといったアフリカ原住民の流れの人々にオランダ系、イギリス系の白人、カラードと呼ばれる混血、インド人を中心としたアジア系の人々などさまざまな人々が住んでいる。宗教は約80%がキリスト教で、その他にヒンドゥー教やイスラム教の人々がいる。人口は約4,000万人²。

白人が全人口の10数%しか占めていないのに国民総所得の70%以上を独占。70数%を占めるアフリカ人は20%の所得を得ているのみであるという。このため失業率は高く、1999年現在で33%。実際は40%ぐらいではないかと見られている。

少数の白人による多数の黒人支配が長い間続き、これが法的にも固定化したのが1948年のマラン政権によるアパルトヘイト政策の開始である。つまり、異なる人種間の結婚の禁止、黒人たちの住区域の設定など被抑圧人種に対する差別的な法律が定められた。

このような政府の差別政策への反対運動が次第に高まるとともに、反政府運動への弾圧も厳しさを増していった。反アパルトヘイト集会に出席した警官たちが発砲して、死者が出る出来事が多発した。その一例として、1960年シャープビルでの集会で69人が殺された事例を挙げることができよう。

一連の反政府運動の中心人物であったアフリカ民族会議(ANC: African National Congress)議長ネルソン・マンデラ(Nelson Mandela)議長は1964年に反逆罪で逮捕され、ケープタウンの沖合いのロビン島の刑務所に入れられ、1990年に釈放されるまで26年間の獄中生活を送った。

1976年6月16日には黒人住区のソウェト(Soweto)で大規模な蜂起があり、多数の死者、逮捕者が出ながらも、人種差別政策への抗議運動は高まった。国際社会も南ア政府への非難を高め、通商の禁止、制限など制裁措置に出た。このため南ア政府は1991年、人種通婚禁止法、人口登録法、集団地域法(人種隔離政策)のアパルトヘイトの基本法を撤廃せざるを得ない状況に追い詰められた。

1994年4月には全人種参加の総選挙が行われ、アフリカ民族会議が約63%の票を獲得し、マンデラ政権が成立した。5月10日ネルソン・マンデラは初の

² 外務省『2000 外交青書』(別冊) pp.288-89

黒人大統領に就任した。さらに 1999 年 6 月には二人目の黒人大統領としてムベキ (Thabo Mbeki) 大統領が選出されたのである。

潜在化している差別意識

一般にアパルトヘイト政策が施行されていた時代は各国のメディアの南アフリカへの関心は強かった。とくに反政府運動が高まり、市民と警官たちの衝突が激化した時は外国のメディアも大いに報道した。衝突の現場というものは新聞などの活字メディアにとっては迫力ある写真報道の対象になるし、テレビにとっては「うってつけ」の映像ニュースであったといえよう。

しかしマンデラ政権の樹立に伴い、表面だった衝突がほぼ静まるとともに、各国のメディアは南アフリカの報道に強い関心を示さなくなってきたといわざるを得ない。しかし、報道が減少したことは、必ずしも人間の基本的な人権が侵されることが減少したことを物語っているわけではないのである。アパルトヘイト政策が表面化している頃は、外国のメディアが大いに関心を持って報道したので、南アの問題は外国の人々から大きな関心が寄せられた。しかし現在は問題が根本から解決したというより、内在化、沈殿化している傾向であるといえよう。

白人政権が黒人政権へ移管したとはいえ、黒人への差別意識がすべて消えたわけではない。潜在化しているものが急に頭をもたげることがある。例えば 2000 年 11 月 7 日、南アフリカのテレビ局 (南アフリカ放送協会、SABC) が、白人警察官が不法入国容疑で拘束されている黒人に警察犬をけしかけているようすを撮影したビデオを放映した。

これは屋外の訓練として白人警察官たちが 4 匹の警察犬に、複数の黒人たちを襲わせたビデオで、黒人たちは血を流し、悲鳴をあげながら逃げようとするところを犬がしつように襲っている。このビデオは警察内部の内密会合などで余興として流されていたという。

黒人政権が白人政権へ移ったとはいえ、社会のいろんな組織のトップが黒人に替わっても、組織の実権は白人が握っている状況がまだ続いているとみられる。このような突発的なニュースに日本のプレスもとまどいを隠せない。例えばこの出来事を報じている東京新聞〈2000 年 11 月 11 日朝刊〉は「…1994 年のネルソン・マンデラ前大統領の就任とともに人種隔離政策 (アパルトヘイト) と決別したはずの南アで、何が起きているのか」と驚きを示している³。また同じ記事の中で「民主化から六年たった現在もなお、根強い人種差別が続く現

³ 東京新聞 (2000 年 11 月 11 日)

状を事件は物語っている」と報じている⁴。「何が起きているのか」と自問し驚いているプレスは、人種差別が解消していたのであろうと思ひ、自らがアパルトヘイトの続報をしていなかった、ということをはからずも告白していると言えよう。表面的に異常な出来事がおきてはじめてニュースになる。現在のマス・メディアは眼に見える異常性は報じるが、心の中にとどまり、よどんでいる異常性については積極的に報じようとはしない。表面的に異常性がないかぎり、問題は解決していると思ひがちであるといつも過言ではないだろう。これは現在のマス・メディアの表面的な「異常性・新奇性」にニュースのアクセントを置きすぎていることの弊害であるといえよう。

言論の自由をめぐる問題

人権侵害が十分に解決していないところでは、当然と言っていきたい言論の自由が十分に保障されていない。国際新聞編集者協会 (IPI) の報告によると、南アフリカでは 1999 年には詩人ムブリ (Mzwakhe Mbuli) が武装強盗をはかったという疑いで 13 年間の刑が下され、国際ペン・クラブから抗議がおきたことや、スイスのテレビジャーナリストが「軍事機密」文書を所持していたかどで身柄を拘束されたが、その文書すでに政府機関から公表されていたものであることが後で判明した、など文学者やジャーナリストの表現の自由抑圧の事例が 4 件ほど紹介されている⁵。

2000 年 9 月には Radio702 事件が発生している。702 放送局の解説者ジョン・ロビー (John Robbie) は遅々として進まないエイズ対策で女性の厚生大臣に電話インタビュー放送していた時、煮え切らない厚相の回答ぶりに怒って一方的に電話を切ってしまった。翌日 ANC のスポークスマンがロビーに厚相にもしわびないなら、彼をやめさせるべきだ、と放送局に圧力をかけた。「非礼」をわびるように要求したのである。しかし、ロビーはこれを断った。地方紙 *Citizen* (2000 年 9 月 7 日) は次のように報じている。

Robin hit back last night, saying he would neither resign nor apologise, adding his reaction to the ANCS statement was one of great disappointment⁶.

ロビーは公人である厚相がのりくらりとした党回答しかしないかったことこそ問題であり、自分には謝る筋合いはない、とがんばったが、からの圧力は

⁴ Ibid

⁵ IPI World Press Freedom Review 1999 (IPI, 2000) p.48

⁶ *The Citizen*, Sept., 7, 2000

ラジオ局の経営者におよんだ。それに対してロビーは経営者にも「根性がない」(gutless)と怒りをぶつけている。地元の有力誌 *The Star* (2000年9月12日)は *My bosses are gutness -Robbie* という全活ぶち抜きの見出しで、第一ページのトップ記事で二人を目立つように次のように報道した。

John Robbie is taking on the mighty, and the big guess is who will fall.

Taking on his own bosses head-on yesterday, the outspoken talkshow host used his afternoon radio slot to the call primedecia “gutless”. for apologizing to Health Minister Dr. Manto Tshabalala Msimang.

Primedia, owners of Radio 702, sent a letter of apology to Tshabalala Msimang following a heated exchange between her and Robbie last week⁷.

しかし、強気だったロビーも翌9月13日には結局のところ厚相に謝罪した。インタビュー中に腹を立てて一方的に電話を切ったのはプロのジャーナリストとしてまずかったと反省したらしい。しかし、南アには放送苦情委員会があり、放送免許の取り消しにまでこじれるのを恐れた向きもあろう。

ロビーが謝罪を表明したことを *Independent Online* は次のように報じている。

Radio 702 talk-show host John Robbie on Wednesday apologized to Health Minister Manto Tshabalala Msimang at the start of his pogramme for last week’s acrimonious interview after the African National Congress backed down from initial demands for his dismissal.

Robbie said he also appreciated the fact that the party had not made complaints to the Broadcast Complaints Commission.

He said he had listened to the interview again and realized that he had been unprofessional in cutting off the interview by slamming down the phone⁸.

この事件は言論の自由とメディアの倫理とがからんだケースといえる。公人(厚相)たる者が公の問題(エイズ)ではっきりとした返事をしなかったのは民主的な社会では大きな問題である。電話を途中で切るというマナーにはずれたことをしたジャーナリストに非はあるにせよ、公の問題を公人に質問したの

⁷ *The Star*, Sept., 12, 2000

⁸ The Web by the *Independent Online* on 2000-09-13.

にはぐらかされてしまったという大きな問題が根本的に問われなくて、一ジャーナリストの非礼の問題として片づけられてしまった事実、南アには真の言論の自由が十分保障されているのかといふからざるを得ない。

このように南アにはアパルトヘイト政策が廃止になったとはいえ、まだ十分な民主的な社会になったとはいえない。問題は潜在化しつつあり、たまに上記のような出来事が浮上してくるのではないかと思われる。

こういった状況に対して、日本のマス・メディアを含め各国のメディアは、もはや南アが世界の中心的なニュースの現場ではなくなっている。それは目に見える暴動という異常なできごとが一応鎮まったからである。内在化しつつある“異常な出来事”にはもはや世界のプレスは強い関心を示さないのである。

希薄な事件の背景報道

グローバル化社会に対応できないマス・メディアの従来型の報道事例の問題として第一に、「異常性・新奇性」に片寄ったニュース価値基準を取り上げたわけだが、第二は「背景記事の希薄さ」という問題点である。

例えば民族紛争はアフリカをはじめアジア、太平洋地域など世界各地で起きている。それらの国地域はほとんど発展途上国・地域であり、普段から、ひんぱんにニュース報道されているとはいえない。そのために読者など情報、ニュースの受け手にとっては、紛争が突発的に発生したかのような印象を受けがちである。とくに事件発生初期の報道では、表面的な紛争状況の描写、報告が中心で、なぜ発生したかに答える記述が希薄である。なぜ紛争が起きたのか。その原因は何か。いままでのできごとの経過や背景はどんなものか、といった問いかけに十分対応していない。

要するに全体像を把握するのが難しい記事である場合が多い。事件当初は、散発的、断片的なスポット、フラッシュ的な記事が中心になりがちである。

これにはいろいろな原因が考えられるが、そのひとつは取材の守備範囲が広いために、背景状況を理解するゆとりが現地の特派員に十分ないことである。例えば南アフリカのヨハネスブルクに駐在している日本の特派員の場合は、赤道から南のアフリカ全地域をたった一人でカバーしているケースがふつうといっても過言ではない。そのような場合、南アについて取材の中心をおくにしても、他の国々については、何か大きな事件が発生しない限り、あまり頻繁に取材に回ることが少ないといえよう。

“大状況”の分析を積極的に

さらに、グローバル化社会における従来型マス・メディア報道の第三の問題点は、「関連性の指摘の少なさ」である。世界各地で民族紛争が起きて、表面的と言えども一応各地の紛争状況は報道される。しかし、各紛争事例の背後にある共通項についてはあまり報道されない。人種の対立、宗教の違い、天然資源確保の利害関係など、いろいろな共通項があるはずで、それらを浮きぼりに報じることは、和解や共生意識へのヒントについて論じることを自ら封じ込めてしまっているといえよう。民族紛争はなぜ世界各地で起きているのか。その共通の原因をさぐるという“大状況”の分析にマス・メディアは挑戦していく必要があるだろう。

この「紛争→和解」のプロセスをまさぐることは、国内での少数民族住民への差別解消を模索する手がかりになるかもしれない。日本を遠く離れた日本人に関係がないと思える民族紛争も、実は日本国内の差別の問題解決を考える上で共通するところがあるかもしれない。グローバル化社会での報道とは何もう遠い外国のことを報道するだけではなく、それを国内問題にはね返して考える材料になるのである。

グローバル化社会における従来型マス・メディア報道の第四の問題点は「目に見えぬものの価値観への関心の薄さ」である。とくに日本のマス・メディアは人権とか社会正義に関わる問題を積極的に掘り起こして報道する姿勢が強くあったとはいいたい。

正義とはふつう「人として行うべき正しい道義」とか「正しい意義」を考えられ、人間生活の実践的な側面、とくに外的な側面において現れる。正義とは真理とか善というものと不可分の結びつきがある。いわば人間の行動の根本的な規範である。しかし、ジャーナリズムではあまり真正面からは扱われない。ところが最近の立法、行政、司法の三権にはびこる不正、汚職、スキャンダルな事件の根底には社会的な正義に関わる問題が多いのに、日本人の正義の意識やその変化を本格的に取り上げようとするマス・メディアがあまり見られない。より広い社会のコンテクストの中では反社会的な行為でも企業や団体・組織の発展のためにあえて行っている不正行為というものが、ここ10年ほどに起きた中央官庁幹部と企業トップとの癒着や、大証券会社での総会屋の利用などの出来事に見られたといえよう。

このようなできごとで、マス・メディアは事件の表面的な経過は詳報するが、登場人物の心理にまで深く入り込んだ記事を報じているとはいえない。社会的な正義というと、巨大な悪に対比し、分析するのは難しい概念に思われがちだが、本質的には、困っている隣人に手を伸ばすと言ういたって日常的な行為かもしれない。「正義でない」ことが多発している今日、マス・メディアがもっと日常的に親しい概念として社会正義のテーマを大いに取り上げなければならない

いだろう。

「共生」精神をめざす報道とは

グローバル化社会において、マス・メディアが人々や国々の「共生」の意識を向上するためには、まず従来型の報道姿勢を根本的に点検する必要があるが、さらに積極的に努力しなければならない点はいろいろある。

「共生」をめざす報道として考える必要のある点は、まず第一は「日常性の視点」である。異常性・新奇性を中心とした伝統的なニュース価値観を総点検して、むしろ日常生活にひそむ人間の価値観や習性にかかわる問題点に焦点を当てるのが、今後は今までより、より大切になっていこう。差別などは日常性の中にひそむ異常への芽である。

ニュースは過去の異常性にアクセントをおくだけでなく、未来性、将来性、予見性のあるニュースをも重視すべきであろう。要するに未来において役立つニュースを発掘することである。

共生をめざす報道として大切な第二点は「自文化中心主義の抑制」である。公害輸出にならないように他国の人々にも自国の人々と同じレベルで考えること。海外に少しでもかかわる問題は「国内完結型」の報道では十分ではない。グローバルな問題とローカルな問題とでは意外に接点があることに気づかなければならない。日本人は従来「和の精神」を尊ぶ国民と思われてきた。しかし、グローバル化社会ではその和は日本社会だけではなく、もっと広いコンテキストの中での人々へ拡大して考えてみなければならないだろう。日本のジャーナリストに、他国が他文化人々を自国や自国民と同じレベルで考える感情移入(empathy)のセンスが大いに求められる。

共生をめざす報道のさいに考えるべき第三点は「共生の基準」である。異なる国や文化の人々が共生をめざすさいの一つの尺度は社会正義であろう。共に歩み寄れる基準として社会正義を考えなければならない。和解のプロセスの報道の方法論がジャーナリストもマス・メディア研究者もいままで本格的に論じてきていない。歴史教科書問題や従軍慰問婦問題など日本と韓国、中国との間でわだかまりが広がっている。この「紛争」和解のプロセスに乗せていくにはどうしたらよいか視点での本格的な記事が日本のマスメディアにはあまり見られないのは残念なことである。「紛争」にはそれぞれの正義があり、和解のプロセスを踏み始めるのは決して容易ではない。まず第一は自らを客観化、客観視することである。

さらに「共生」をめざす報道にとって、具体的な提案をすると、第一はジャーナリストの教育や研修を活発化させることが必要。異文化・国際コミュニケ

グローバル化社会における共生メディアの役割と展望

ーションの素養をもったジャーナリストを育てることである。グローバルな社会正義、共生精神に忠実なジャーナリストを研修していくために、大学がジャーナリストの再教育の場になっていく必要がある。グローバル・シティズンとしてのジャーナリストを育てるために、大学が大学院レベルで現代ジャーナリストの研修センターとしての使命をはたしていかなければならない。

またニュースの送り手と受け手との双方向のコミュニケーションを活性化するために、プレス・カウンスル（新聞評議会）のような場がいずれ日本において必要になろう。現在では全国紙レベルでは自社内に新聞の質を向上するための委員会を設けているところがあるが、日本新聞社協会加盟社がそろって読者の苦情や意見を聞く期間を設けることが今まで以上に強く求められてこよう。つまりニュースの送り手が、たえずニュースの受け手に感覚をとぎすまず必要がある。個々の苦情や意見をさばいたり聞いたりするだけでなく、受け手がいまマス・メディアに何を求めているのか受け手の真理を読み取る場としても、そのようなプレス・カウンスルは大切になってこよう。「共生」の意識の向上という社会的な意識を時代より半歩でも早くマス・メディアがすくい取るために受け手の意識を吸収する機構が必要になってくると思う。

「多文化主義」とか「民族の共生」というテーマが、今後グローバル化社会にとって大切な基本概念になってこよう。このような考えを推進する担い手のひとつとしてマス・メディアがあろう。マス・メディアは全地球的な共通価値観の形成に積極的にコミットしていくべきだと考える。時代精神を一步でも半歩でも先取りして、受け手に提言、問題定期していく責任が日本のマス・メディアに大いにあると信じる。

※本稿は2000年度上智大学学内共同研究「グローバリゼーションー摩擦と共生」での報告（2001年3月13日）をもとに加筆したものである。

Role of Mass Media in a New Global Age

TAKEICHI Hideo

(Faculty of Humanities, Sophia University)

SUMMARY

The purpose of this paper is to seek after the responsibility of the Japanese mass media in a global age. In the past decade, many scandalous cases and corruption have occurred in the Japanese political and economic fields.

Traditionally, mass media was called a watchdog. However, many people might wonder whether Japanese mass media is using its right of freedom to the fullest extent, though the Japanese Constitution guarantees the freedom of speech or of the press.

Especially nowadays, the press must report on global topics like human rights and environmental problems with international perspectives, having empathy for multi cultural society. At the present, the mass media has to refrain from having ethnocentrism.

The subtopics of this paper are as follows:

- (1) Social Function of Mass Media
- (2) Multi-implications of Globalization
- (3) A Sense of Community and Mass Media
- (4) Reflection of Traditional Reporting
- (5) Reporting on Apartheid in the South Africa
- (6) Subconscious Discrimination
- (7) Problems of the Freedom of Speech
- (8) Scarcity of the Background Reporting
- (9) Active Reporting on Global State of Affair
- (10) Reporting for Co-existence

<論文・報告>

21世紀の宗教と日本

山田 經三

(上智大学経済学部経営学科教授)

はじめに

2002年3月、上智大学定年退職後、東ティモール(正確な国名はティモール・ロロサエ:「日出ずる国」ティモール)の新国建設に協力するために、イエズス会日本管区より派遣されることになった。これはティモール・ロロサエだけでなくイエズス会東アジア・太平洋アシステンシアからの要請に応えるものである。2000年9月「東ティモール難民調査」のため社会正義研究所より派遣された時点からその準備は始まった。

そこで、1980年以來当研究所所員として、紀要「社会正義」に書きつけてきた寄稿もこれをもって終了するのである。この機会に今までの研究と実践を踏まえて、ブラジル、サンパウロでの国際経営倫理学会(2000年8月)での研究発表と討議、30周年を迎えた世界宗教者平和会議での研究と活動をまとめることとする。

1. 21世紀の日本像

「21世紀の宗教と日本」はWCRP(世界宗教者平和会議)日本委員会(理事長:白柳誠一枢機卿)創立30周年記念に刊行される書物の題名である。当委員会は2001年11月創立地京都国際会館で「21世紀 違いを大切に共に生きよう」をテーマに創立30周年を祝った。それに向けて5年間、政・財・学・言論・宗教各界を代表する指導者によるシンポジウム「21世紀の日本像」をテーマとして当委員会は開催した。その集大成がこの書物で、「対立から共生へ」「共生への貢献と実践」など共生がキーワードであった。この機会に21世紀日本における宗教者の役割を考察する。

政治に関する宗教者の役割は、21世紀の共生に必要な倫理、価値を明らかにし、政治に対して社会正義の実現を図るべきことを想起させ、常に社会の良心、社会的批判の原則として機能しなければならない。時には、預言者的批判を行って初めて政治と宗教の間に創造的な関係を確立し得る。

経済に関しては、企業の社会的責任・貢献を経営倫理の実践を競争原理が支配する市場の論理の中に、いかに実現していくかこの課題と取り組む時、経済

と宗教の接点が見えてくる。

「共生」を考えると、人間と自然環境との共生が、21世紀の課題となる。人間は自然の支配者ではなく、自然と人間の調和的強制を図る責任がある管理者（スチュアート）、パートナーでなければならない。自分の都合だけを考えるエゴイズムは自然との関係、現代世界の社会的弱者、被抑圧者との関係、次世代との関係いずれにおいても、考え直さなければならない。

「21世紀の日本像」を考えると、日本人の国際感覚のなさや歴史認識の欠如と言う問題を忘れてはならない。世界規模化（グローバリゼーション）時代にあつて、いっそう日本の文化的孤立は深刻化していく。21世紀は「文明の衝突」ではなく「文明の対話」でなければならないが、日本が「文明の孤立」に陥らないという保障はない。

異なる分野の間の壁が厚く、別々の閉鎖的社會を作つて「カプセル」化しているのが日本社會の従来からの特質であり、「企業カプセル」だけでなく「教會カプセル」の危険もある。細かく仕切られており、仕切られた諸分野の間に窓がなく相互の流通や交流がない。各分野には守旧的な停滞性が支配し、よどんでいる。いわゆる「タコ壺」である。こうした停滞性を打破して、各分野の対話と協力を重視する試みなしには、社會の活性化は生まれぬし、創造的なエネルギーダイナミズムも生じない。

かつて、教皇ヨハネ23世が第二バチカン公會議召集に当たつて、今までの内向きになりすぎていた教會の窓を世界に広く開き、風通しをよくしてよどんでしまつていた教會の體質を改めようと呼びかけた。これを契機にカトリック教會が変革され、新たな息吹きに満たされ導かれて全世界、人類の抱える問題の解決のために、もてる宝：力動性（ダイナミズム）を發揮し始めた。

「サミット21」と呼ばれる5年間にわたる各分野のトップリーダーによる対話と討論の企画は、日本の縦社會に横断的な協力のネットワークを形成しようとする試みであつた。

ところで、多分野に率先してまず諸宗教自らが今述べてきたダイナミズムを發揮しているか、自らに問う必要がある。正直に言つてそれはない。なぜなら、各宗教が「うち」に向きすぎているからである。各宗教団体が同質の「タコ壺」の中にもつてエネルギーを浪費するのではなく、異質の「外」の世界で豊かな關係を持ち市民が関わっている大切なことを自ら出向いて参加し、問題に取り組むとき、もてる宝のダイナミズムが發揮されることになる。ここにWCRPの一つの大きな意義、役割がある。今後とも、各宗教が小さな狭い垣根を越えて世界の重大な問題・目的のためにさらに協力し合つていくことであらう。

こうした諸宗教の協力の一つの実りとして實現した「21世紀の日本像」シンポジウムは、その成果「21世紀の宗教と日本」を生み出すことができた。

21 世紀の共生は、静態的な沈滞した共生ではない。対立と競争を含みながらも、これからの景気を創造的にしかも平和的に生かしながら生き活きたダイナミックな共生へ導いていく。それが未来のビジョンであろう。

2. アジアの隣人と共に生きる 21 世紀

21 世紀の幕開けにあたり「アジアの隣人と共に生きる世紀」とするために 1998 年 4、5 月に開催されたアジア特別シノドス（代表司教会議）での日本の司教たちの発言を踏まえ、日本人の行き方を考察してみた。これらはアジアの現実に即した発言で、世界の注目を受けた。また、1962 年世界教会協議会(WCC)の宣言「アジアの教会が社会正義と愛の証人にならない限り、アジアの人々の心はキリストに開かれぬ」との響きが、これらの発言にこだましている。

福音的な価値観がアジアの世界に浸透せず、至るところで状況が神の国と大きくずれている理由として、ヨーロッパ文化とアジア文化の違いを、池長潤大司教は次のように指摘している。キリスト教は神と宇宙、罪による裁きと功德による報いというように、境界線をはっきりさせ、二つの世界を対立させているが、アジアの多くの人々は、人の行為も心もそれほどはっきりと白か黒かを選別することはできないと感じている。この違いは欧米人の父性的特徴に対して、アジアの人々には母性的特徴が目立つところにも現れている。父性は区別し、割り切り、切り離すが、母性は分け隔てず、あいまいにしたまま、すべてを包み込む。キリスト教の神は本来、その両面を備える。

神学にも宣教の言葉にも、母性的な表現がもっとなされれば、キリスト教はアジアの人々になじみやすいものとなり、もっと受け入れやすくなるだろう。

イエスの宣教は病人を癒し、差別社会に挑戦し、貧しい人々を支え、権力の誤った使用の非をつき、御父のみ心の優しさや憐れみ深さを、アジア的な表現で語るものであった。

1986 年、東京でのアジア司教協議会連盟 (FABC) 第四回総会冒頭での日本の戦争責任についてのお詫びの言葉を引用しつつ、濱尾文郎大司教は「キリストと共に、アジアのキリスト者は平和をもたらすものとならねばならない」と述べた。

愛、心理、正義、自由の世界を築きあげるものとなるためには次のことのために努力しなければならない。

①温かい共感を持って第二次世界大戦の犠牲者の人権回復のため、②国境を越えた人と人とのネットワークの輪の拡大のため、③アジア・太平洋の人々の自立とその人々との共生を目的とした援助・協力のため、④生命を尊ぶ運動を促進し、地球環境の保護のため、⑤武器輸出の禁止、各廃絶、軍事費削減などの

表現のために、⑥被差別部落や在日韓国・朝鮮人、外国人移住労働者、国内外の少数民族、女性、障害者の人権を尊重し、すべての差別解消のため、⑦家庭、教会、学校における青少年対象の平和教育促進のため。

さらに日本の平和憲法を世界にアピールすることも重要で、「世界宗教者平和会議」(WCRP)の活動を白柳誠一枢機卿は紹介し、支持するように参加者に訴えた。

私はこの会議で、宗教者の役割として二点を強調したところ、仏教、神道、諸宗教の責任者から賛同を得た。

一つには、政治・経済活動に対して絶えず社会正義の実現を図るべきことを責任者に想起させ、預言者的批判を行わねばならない。預言者的役割とは、人間の尊厳、福音の視点から人々を励まして、今ある秩序に立ち向かわせ、社会正義、愛、福音の要求する根源的な変革を実現させることである。

今ひとつは、宗教者自らが霊性を深め、人間として生き方を真摯に求めている人々の心に迫るものを、日常生活の場で対話を通して伝えていくことである。霊性とは神の導きに従って、信仰者の行動を方向付ける内面的な信仰のあり方で、生き方の全体を具体的に方向付けるものである(『キリスト新聞』「社説」2001年1月20日)

3. 経営倫理の諸宗教への協力・貢献

1999年11月第7回世界宗教者平和会議(WCRP)がヨルダン国首都アンマンで「共生のための地球的行動」をテーマに世界から1,400名の代表が集まって開催された。これは上述どおり、1970年に京都で創立されたものである。当日本委員会、平和研究所所員として筆者も、理事長白柳枢機卿と共に参加した。

筆者の専門としている経営倫理に焦点を絞って、その内容をまとめる。

政治・経済・社会・文化・国際的権利を含む人間・市民としての権利は、すべての宗教の伝統に基づく共通の倫理的課題の実践なしには実現されない。これらは私たち自身が隣人、特に弱い立場に置かれている人々に対して、責任を果たすように呼びかけられている。諸宗教は私たちが社会正義促進のために、愛を実践するように促すのである。

グローバリゼーションがあらゆる面で、その勢いを増していく時代にあって、世界規模で人々が直面している経済的、生態的状況を直視する必要がある。

ヘルムート・シュミット元西ドイツ首相は、もっとも重大な21世紀の危機として、人口爆発、地球温暖化、地域紛争、途上国への武器売買、ナショナリズム、原理主義の台頭という5つをあげている。これは1991年11月加藤周一氏が朝日新聞で「宗教者の役割」と題して訴えた内容と重なっている。これらの

問題解決は、キリスト教、仏教など伝統的宗教が本来備えていたはずの価値転換の「ダイナミズム」が何らかの貢献をなしうると加藤氏は結論付けている。1995 年と翌年に世界規模での経営倫理学会が米国と日本で開催された。「地球時代における経済・経営倫理の役割」がテーマであった。「諸宗教が経営倫理に果たす役割」と言うセッションにおいて、ユダヤ教、ヒンズー教、イスラム教、キリスト教など宗教関係者、企業経営者による討議を要約すると次のとおりである。

(1) たとえ犠牲、損害のリスクを負うとしても、諸宗教は企業活動において、倫理的なことを示す勇氣と自由を与える。

(2) 人間にとって、信仰の中心精神的な支柱である宗教は、重要である。宗教は経営活動において、常に他者に対する尊敬、愛（コンパッション）、正義、平等を実践するように促す。信仰は「隣人を自分のように愛せよ」「人からしてもらいたいことを人にせよ」と言う黄金律が常に企業活動の根底に生き活きた形で満ちている必要がある。

(3) 私たち自身がそして他の人々がどういうものであるか、私たちの、また他の人々の独自性（アイデンティティ）を信仰は告げ知らせる。倫理的態度と行いが、信仰、つまり人間の内面、精神に根ざしているとき、その人には一貫性があり不動のものとなる。

(4) 経済活動を信仰の表現として正しく果たすとき、それがたとえどれほど厳しい挑戦、困難なものであっても、常に喜び、平和、慰め、希望がもたらされる。

(5) 諸宗教間の対話協力によって、各信仰には違いがあっても、諸宗教が共通に持っている価値観は、互いに大きな助けとなる。その一致した価値、ビジョン、意味付け、動機付け、方向付けが互いを結び付け、より良い経営活動へと促し、励ます。

(6) 諸宗教の信仰が、経営活動を含む日々の仕事と、生活において正義、愛、公正、知恵、自己犠牲、などを行いで表すことを要求する。

(7) 信仰は生活と仕事に意味をもたらすもので、それなしには生活はすべて不秩序で、残酷で、冷笑と他人操作へとになってしまう。信仰は日々の経済活動を意味付け、正しい倫理的解決・決定へと導く。

4. グローバリゼーション時代における宗教の役割

グローバリゼーションには、光と影がある。高度の情報技術による文化的価値の交換、地球規模の資本、市場により、世界の相互依存はいっそう増大する。これは地球上のすべての人が地球家族の兄弟姉妹という希望をもたらす光の面

である。

反面、人類をいっそう破壊的で、不正な世界へと導く陰の面もある。グローバリゼーションは包括性ではなく、排除性を持っているからである。グローバルな市場は少数者を富ませ、多数者を貧困にする。多くの共同体は資本と市場の力によって破壊される。不平等はいっそうまし、特に弱い立場に置かれている人々はさらに無力にさせられる。

人間がその視座をどこに置くかによって、グローバリゼーションの肯定的と否定的な評価の違いが生ずる。後者として次のような時のしるしの逆説的な課題がある。

①貧富の格差の拡大 ②経済偏重の開発における共同体の破壊 ③労働力の人権侵害 ④武器・麻薬の貿易⑤国際機関の非人間性 ⑥国際金融機関の非人間性 ⑦技術による貧富の格差の拡大 ⑧環境破壊 ⑨人種差別 ⑩女性差別
ここに諸宗教の果たすべき役割がある。

グローバリゼーションの挑戦に応えるには、地球上のすべての人に正義が実現されるように革新的な考え、勇気ある実践、倫理的な取り組みが求められる。それには次の6点がある。

- ①弱者最優先という関心を目覚めさせる「連帯」への望みを起こさせ、現実の問題の渦中において、人々を一致協力させる。
- ②真に人間的でグローバルな共同体を目指す各々違った団体間の協力を促す。
- ③個人の回心と社会の変革を迫る。
- ④人々の相互の関係を強化し、正義と愛（コンパッション）をもって、互いに支えあうようにする。
- ⑤グローバリゼーション時代の誘惑である個人主義、消費主義、支配欲、貪欲から人々を解放する。
- ⑥将来のビジョンを形作り、正義の新たな社会構造へと突き動かしていく。

カトリック社会教説は、グローバリゼーションの挑戦に応える上述の霊性を維持し、促進することを助け、福音から導き出される倫理原則にもとづく社会構造を次のように形作ることを助ける。

- ①人間の尊厳こそあらゆる政治・経済的構造、政策、実践に規範をあたえる中心的目的である。
- ②人間の尊厳は、自然環境を保護する伝統的な発展における他者との連帯、共同体のうちに実現される。
- ③正義の実現のために、グローバルな市場や資本にすべての人々が参加しうるように IMF（国際通貨基金）・WB（世界銀行）などすべての国際的諸機関が改革されなければならない。

- ④諸々の機関、仕組み（メカニズム）によって逆に、不正義、非人間性が助長されるときには、弱いものにおかれている無力で貧しい人々の叫びが私たちの関心事となり、行動を起こさなければならない。
- ⑤このビジョンの実践のためには「補助性の原理」に基づいて、小規模の共同体を尊重するグローバルな機構が必要である。

V. 21 世紀の地球的リーダーシップ—共生のための地球的行動—

21 世紀はまさにタイルから共生の時代、強制への貢献と実践の時代を考える。共生とは、国家、民族、人種、文化、宗教など相互の違いを認め、受け入れ、尊重して、互いを必要としつつ共に生きること (Living and Working for common good) である。

共生の実践のためには、6 条件が不可欠である。

- ①愛、共苦 (compassion) ②理解 (understand) ③責任 (responsibility)
 ④関係 (relatedness) ⑤信頼 (confidence) ⑥回心 (conversion)
- ①人々の悩み、問題を自らの身体・肝全体で受け止め、自らの痛みとし、その解決に取り組む姿勢が compassion (ラテン語で cum=共に、passio=苦痛、つまり、人の苦しみを共にすること) であり、愛 (優しさ=「憂い」のすぐそばに居る「人」) である。ちなみに沖縄では、チムグルサン (=人の憂いを肝で受けとめ共に苦しむ=聖書の語源、ギリシャ語の愛とはスブラングニソマイでこれと全く同じ意味) だと言う。
- ②他の人々、国々を真に理解するためには、understand (「under=下に stand=立つ」) つまりその人の下にそばに立って、身になってこそはじめて理解できる) が不可欠である。
- ③責任とは (response=応える ability=能力) のことであり、誰に応えるかの自覚が不可欠である。
- ④関係も⑤信頼も誰に対してかと言うことでは同じことである。
- すなわち①~⑤いずれも神に、自分自身に、人々に、社会 (世界) ②自然 (環境) ②応え、関わり、信頼し、それらを理解し責任を取り愛することである。⑤回心とは、弱い立場に置かれ、苦しんでいる人々の立場にたち、その視座から見直すことによって、従来の発想を転換すること (ギリシャ語の語源にはこうした意味がある。ちなみにメタノイアを後ろから読めば「愛のため」となる) である。

Business Ethics and Inter-Religious Contribution in the Age of Globalization

YAMADA, Keizo

(Faculty of Economics, Sophia University)

SUMMARY

Globalization brings enhanced economic growth in many parts of the world to the benefit of some people, yet the gap between rich and poor continues to widen everywhere.

Globalization enhances international trade and communication, but it also intensifies the destruction of local and even national communities. All the data indicate that inequality is significantly increasing throughout the world; this inequality itself leads to reduce social solidarity and weakened community.

With globalization, downsizing and outsourcing enhance the competitiveness of many enterprises and help sustain their productivity and competitiveness. But in the process many workers see their once secure jobs eliminated and few replacements in sight.

Global trade serves the needs of many people by providing numerous products they want at decreased prices, but the global arms trade and traffic in drugs has enormously destructive effects on the security and health of many communities.

Many in the business community and in other sectors of civil society have worked to promote socially responsible investment, to create codes of global business conduct, and to form partnerships with local groups seeking the well-being of those affected by global trends. Yet the World Trade Organization's strategy and ideology that see unimpeded market as essential, suggest that such measures could be challenged as unfair restraints on trade.

International financial institutions seek to regulate flows of credit and terms of trade in ways that will enhance the efficiency and productivity of developing countries. The burden of conditions these institutions set for credit and debt reduction is most often borne disproportionately by the poorest and most vulnerable members of the communities involved.

Global technology-transfers increase productive capacity, generate new jobs, and enhance important dimensions of human well being. However, unequal access to this technology leads to the growing inequality of power, political influence, and ability to shape the economic decisions that effect the common good, especially the well being of the poor.

Awareness of the need to protect the natural environment is growing throughout the world, but this awareness is not accompanied by willingness to address the ways the natural world is increasingly treated as a commodity. There are limits to the use of finite natural resources and to the level of consumption the biosphere can sustain.

While an increasing number of women have move into the paid labor market, they remain highly vulnerable to dangerous labor conditions and still bear compounding burdens of unpaid housework.

<論文・報告>

Scientific Skills and the Manipulation of Life

AOKI Kiyoshi

(Life Science Institute, Sophia University)

Introduction

Progress in the science of genetics in the 20th century began with the elucidation of the DNA double helix, which over the following half-century has moved almost daily into deeper and wider realms. Techniques in manipulating life began with experiments on cell fusion and recombinant DNA experiments, and now as we enter the 21st century, developments in the science of genetics show no signs of slowing. A typical example can be found in a thesis published in the English journal *Nature* (Feb. 27, 1997) concerning the birth of the cloned sheep “Dolly.” A combination of cell fusing techniques and engineering had made this manipulation of life possible. The result was the first individual cloned animal derived from a somatic cell. Arriving at an individual from a somatic cell already was unthought of in animal clone research prior to 1997. The success in achieving a cloned mammal such as farm animal sheep had a tremendous impact not only in the area of genetics, medicine and farming but also on society itself. This is evident from the fact that President Clinton of the United States immediately issued a declaration that human cloning would be forbidden and demanded his consultative council to present a report on human cloning within 90 days. In the few years since the birth of Dolly, scientists have succeeded in achieving cloned cows, mice, pigs and goats. Concerning animals cloned from somatic cells there are many safety problems and embryological difficulties to be solved, but even allowing for this, the development is phenomenal and moving toward the cloning of a human person. These being the circumstances, here in Japan in November 2000 we saw the first legislation concerning the manipulation of life. The “Human Cloning Control Law” was passed by the Diet and took effect in June 2001.

The cloned sheep “Dolly”

From the middle of the 20th century, scientists had been trying to produce

cloned animals from somatic cells. Their experiments, however, were confined to the lower vertebrates: they never succeeded with mammals. Then at the end of the century in 1996 in Roslin, England, Dr. Campbell and his colleagues took an embryo cell from a sheep 9 days pregnant and from it derived three sheep. This achievement was not absolutely the creation of a cloned animal from a somatic cell from a differentiated imago, but it was the first report of the birth of a young mammal that had not begun with insemination. Subsequently, again in Roslin, Willmut, Campell and their colleagues took somatic cells from the mammary gland of a six-year-old sheep and succeeded in producing "Dolly." Later when the DNA was tested it confirmed that Dolly had indeed originated in a perfect somatic cell.

The production of such a cloned animal begins by taking the nucleus of a cell in the process of multiplying, differentiating, and implanting it in an unfertilized egg, the starting point of individuation. As the experiments proceeded, the scientists began to understand that the nucleus extracted from the somatic cell (in Dolly's case a mammary gland of 6-year-old ewe) had reprogrammed to totipotency due to its transfer in the unfertilized egg.

They also found that, just as in Dolly's case, it is very important to starve the donor cell (i.e. derive it of nutrients) prior to the nuclei transfer. Because of this, it was thought that the donor cell's reprogramming to full potency had been induced by serum starvation (reducing the concentration of serum in the medium from 10 to 0.5% for 5 days). Calves born after this time were the result of this process. However, in still later research it was learned that reducing the nutrients going to the donor cell was not necessarily in the real nature of the reprogramming. It is known, however, that depriving the donor cell of nutrients is a vital step in aligning their cycle and rendering the two cells (donor and recipient) compatible. In producing a cloned animal it is an absolute necessity.

In theory and in practice there are many points that have to be clarified before the cloning of animal can be carried out safely. This is only natural because the mammal, the cloned sheep, was an individual derived from a somatic cell. An animal had been reproduced asexually, and hardly anything was understood of the embryological mechanism involved. In the ordinary nature of things a mammal is born after fertilization has taken place. Only after the egg has been fertilized by sperm is it made possible. In the natural world it occurs as a matter of course, but when scientists creates an individual artificially by skipping

the insemination process, a host of biological problems arise.

The birth of the cloned sheep Dolly hints strongly at the possibility of cloning a human person. Developmental and genetic engineering are moving very first. Not only are ethical codes at issues, our whole society will be involved. The issue must be studied at the national and international level.

Thus far we have been treating of the production of a cloned individual, but the cloned embryo from which it was derived poses a problem. What is that problem?

The cloned embryo and medical aspects of reproduction

In 2001 Cibelli and his colleagues in the United States through the use of advanced cell technology and nuclei transfer skill succeeded in producing a cloned human embryo. They reported that one of the many eggs they had used to make a cloned embryo had gone as far as the sixth stage of cell differentiation. They also reported having producing a blastocyst by asexual reproduction method from a human egg. The objective in this research is to construct a blastocyst of a human embryo from a human egg and use the embryonic stem cells from this to create living nerves and muscle organisms. These are to be used for tissue engineering and the treatment of many human illnesses. In other words, it means that embryonic stem cells could make tissue engineering a reality.

Thus far we have been talking about cloning from somatic cells; here let us look at two kinds of cells, the embryonic stem cell (ES) and the embryonic germ cell (EG). We must also consider the tissue engineering to which they are related. True, tissue engineering involves the use of human stem cells, but it is not attempting to transfer a cloned embryo in human womb to produce a cloned human being. Tissue engineering has the treatment of disease for its object; it has the means to create organisms to heal the sick and the wounded.

An embryonic stem cell is able to act as a pluripotent cell. For instance, an ES cell taken from individual mouse A and transferred in a blastocyst of mouse B, takes part in the genesis of the host embryo and creates a chimera animal with cells of a different line from both A and B. If the ES cell from A is differentiating and reproducing itself at this time, it is possible to cross an individual chimera with a different individual cell and create an individual that is derived from an ES stem cell. By using this special quality of the ES cell it

is possible to achieve a special mouse in which certain genes have been eliminated. This is called producing an animal with mutated genes.

With methods like this, it should be possible to produce mini-pigs and so on with mutated genes. At the moment, however, the scientists have not tried using ES cells and reproductive line chimera. They take a somatic cell from fibroblast cells known for their fast reproductive qualities and use this in rearing in homologous genes during the culture process. Then they take a nucleus from this and transfer it to an egg that has been deprived of its own nucleus and produce a cloned animal. The result will be an animal with altered genes. In this way it is possible to overcome organ rejection induced by transplantation immunity, the greatest problem medicine faces in xenotransplantation. Thus it might be possible to create mini-pigs to act as organ donors. The pig genes could be replaced by human genes in regard to transplantation immunity and a whole line of pigs with altered genes be created as a source of organs for humans. There is however a major problem. It involves using a great amount of human ES stem cell to start with, that is to say a great number of human embryos. Hence arises the ethical problem surrounding the harvesting of these cells.

Safe Techniques and the Manipulation of Life

Five years have elapsed since the birth of Dolly. There are high hopes that somatic cell cloning could produce desirable farm animals, and developmental and genetic engineering techniques are improving. The report is, however, the replication of animals has not improved over the last five years. The success rate is still between 2 and 3%. In order to make these animal copies, scientists are dealing with different species, transferring nuclei, harvesting somatic cells of tissues or organs. The difficulties are enormous. A glance at the statistics regarding the pathology of individuals derived from somatic cell nuclei transfer is proof enough. Sick calves are the most numerous, 17% having a decrease or loss of colloid in the thyroid gland; neonatal calves weighing over 50Kg. Accounting for 12%. Injury to the blastocyst was 11%; diminished lymph function and immunodeficiency 11%. As for mice, abnormality in the blastocyst was found in all cloned mice, and with inbred lines derived from nuclei transfer, the reproductive rate was extremely low – 0.3%. Along with these known abnormalities, other troubles are repeating themselves in animals as

they grow older- enlarged arteries, hypertrophied blood vessel, respiratory insufficiency due to weak pulmonary function and so on. This points to need to develop safer techniques. But developmental and genetic engineering is not the only area. In the case of mammal, for instance, it is known that in the formation of the animal itself and its organs the genome imprinting function found in both gametes, the product of fertilization perform a very important role. It is this, which decides and controls the activity of certain genes during the move from embryo to fetus in the case of natural fertilization. It is thought, therefore, that because the somatic cell nuclei transfer technique eliminates the fertilization process, the reprogramming and genome imprinting are not properly controlled. All this means that cloning through somatic cell nuclei transfer has still many problems to solve. Furthermore these are purely matters of safe techniques in developmental and genetic engineering itself. The ethical problems will come later.

Granted the scientists have not nearly perfected their cloning skills, yet they have succeeded in producing an individual that is a mammal just as a human is. It hints at the possibility of experimentally producing a human being. We are thus confronted with an enormous ethical and social problem. It is also a problem for religious and especially the Catholic Church.

Ethics and Developmental and Genetic Engineering

In the fall of 1997, on receiving the report concerning the birth of the cloned sheep Dolly, the government's Science and Technology Council formed a bio-ethics committee to deal with the ethics of manipulating human life. This committee established a sub-committee to study the ethics of human cloning. After deliberating for almost two years, this sub-committee handed its findings to the government. This issue this committee debated and decided on were as follows. ① To attempt the creation of a human being by artificial means will lead to problems. It goes beyond the bounds of human discretion. ② The birth of a human being that does not begin with the cooperation of a man and a woman is a problem in itself. ③ it is possible that a person born of clone technology will suffer discrimination, morally and materially compared to those born in the natural way. ④ It could aggravate the discrimination against the handicapped and certain races as found in the theory of eugenics. ⑤ The parent-child concept may become vague and family values confused. ⑥

There may be an increase in people born handicapped or becoming disabled as they grow older. Who will take responsibility for this? ⑦ Who will take responsibility for a child born in this way? How is its status before the law to be defined? The concept of the family also becomes confused. What is the relationship between the donor of the somatic nucleus and the donor of the unfertilized egg?

A great variety of problems have been pointed out, but in the fall of 2000, an extraordinary session of the Diet passed a law restricting cloning. With the passing of that law it became illegal to produce a cloned human person, but it was a long way from restricting reproduction techniques. In actual fact here in Japan, the early stages of the human embryo are treated as being outside the law. The Japanese law forbidding human cloning differs from the German and French laws which treat human cloning as part of the restrictions placed on reproduction techniques. We may adduce as a reason for this, the strong opposition here of the medical profession which is involved in reproductive medicine. Regarding the protection of the fertilized egg, the biggest issue for the Catholic Church, the government has set no clear restriction. Experiments with ES cells are looked on as separate from human cloning. What to do about them is left to government policy.

Either way, in Japan, a separate law has indeed placed restrictions on cloning techniques, but that is no the end. The advance in medical and biological skill in manipulating life is so rapid it will not stop at cloning techniques. We need to clarify the ethical problems before us. What are the choices before a doctor and a research worker in the hospital and laboratory? What restrictions can society place on them? We need to put in place basic rules that must be obeyed. Granted we do have a law forbidding human cloning, but it is effective only for Japan. If one looks at conditions overseas, it is evident we need strong international restrictive measures.

* Exert from the japan mision journal Spring 2002.

<論文・報告>

Tokyo International Conference on African Development (Part Two)

YASUOKA Takaaki

(Institute for the Study of Social Justice, Sophia University)

The Third Tokyo International Conference on African Development was held from December 3-4, 2001 with the participation of 400 representatives from nearly all the African nations (52) except Somalia, Asian countries (10), developed countries (18), international and regional organizations (32) as well as representatives from the private sector. The Holy See participated in an observer capacity with a delegation headed by Archbishop Ambrose De Paoli, Nuncio to Japan with Monsignor Bernard Munono of the Pontifical Council for Justice and Peace and Takaaki Yasuoka from Institute for the Study of Social Justice of Sophia University

The purpose of this Ministerial-level Conference was to review the implementation of the *1998 Tokyo Agenda for Action* and to evaluate or where necessary to redefine priorities in the light of African developments. Priorities areas are listed include: 1. Peace security and good government as preconditions for development; 2. Human development, especially in education and health; 3. Agriculture in infrastructure; 4. Growth of the private sector. These key issues are indispensable for sustainable growth and poverty eradication.

Background of the Conference:

The First Tokyo International Conference on African Development (TI-CAD) was held in 1993 when African countries and their development partners gathered together to discuss Africa's development at the time the attention of the international community was eroding sharply due to the end of the Cold War. TICAD II followed in 1998 to propose a comprehensive program with concrete targets in which the *Tokyo Agenda for Action* was adopted (cf. Social Justice Vol.20).

I. Why Did Africa Enter the New Millennium as the Poorest, Least Developed Continent?

"Why did most of the countries in the African region remain the poorest, least advanced and least developed entering the new millennium in spite of the numerous programs and initiatives undertaking to combat poverty?" asked Mali President Konare at the outset of the Meeting. For him, the African Continent, and in particular Sub-Saharan Africa is in extremely critical situation. Further, the continued armed conflicts, excessive debt, extreme poverty among the majority of the population, insufficient infrastructure, a precarious situation aggravated by the pandemic HIV-AIDS that threaten to annihilate all the development efforts on the continent.

New Issues affecting African countries have emerged in different ways since TICAD II of 1998: 1. Increased marginalization of Africa in the global economy; 2. Reduced share of African countries in world trade coupled with a declined in export of traditional primary products; 3. Increased digital divide between Africa and developed nations; 4. One of the most pressing issues is the debt crisis that continues to deprive African Countries of their resources that could highly contribute to economic and social development. The Zambian delegation stated that despite the Heavily Indebted Poor Countries Initiative (HIPIC) most African Countries' debt problem remains unsolved. "The Nigerian delegation pointed out that the region remains the poorest and most deprived with a per capita income lower in Africa than in the 1980s.

This reflects the condition of the majority of the poor in African rural areas as well as in city slums where the dignity of the human person is in peril with the eroding situation in the feelings and sentiments of the people. The 21st century should recall the true Christian teachings that whatever we do to the least of His brethren we do to Him. The cries of the African poor are the genuine voices of people who shoulder Christ on the Cross-in their impoverished day-to-day harsh existence with their human dignity undermined.

However, one African leader acknowledged that low economic competitiveness in Africa could be explained by the lack of transparent and inappropriate management, deficiencies in democracy and state crisis. Without peace and stability, development will not be possible in Africa. To an appreciative audience of 52 African leaders he stressed, "Every African should be aware of the situation, and I challenge especially African leaders to meet these challenges and to explore new approaches while questioning old patterns."

II. What Are African Leaders Exploring New Approaches and Questioning Former Patterns?

The New Partnership for Africa's Development (NEPAD) at the 37th Organization of African Unity Summit in Lusaka, July 2001 generally approved the major priority sectors for development, i.e., 1. To provide Africa with basic infrastructure identical to that in developed countries with computer and data communications; 2. To ensure human development through increased investment in education, health, drinking water and energy supply; 3. To appropriately protect and utilize local knowledge; 4. To enhance agricultural performance, to diversify crops, and provide for exports and market access for those African products that are competitive.

Through the integration of the existing organization of African Unity the foundations of appropriate government with respect for human rights must be included among the basic principles in dealing with the management of conflicts in the proposed African Union. An African Union Security Council established without veto right could intervene under serious circumstances, such as in genocide and crimes against humanity in the area. Recall the horrible experiences of Rwandan massacres in 1994. The new body by next year should serve an early warning and quick response instrument to deal with conflict situations.

It is hoped that the transformation of OAU is not a cosmetic change in name. New entities that did not exist in OAU but have been set up such as the Commission of the African Union; Economic, Social and Cultural Council composed of different professional groups of Member States; the African Parliament; African Court of Justice, African Central Bank and African Monetary Fund. In this difficult and varied transformation TICAD should serve as a major instrument in achieving the objectives of AU and NEPAD. This Regional Integration so envisioned is crucial for African development.

III. What Should Be the Ideal and Practical Partnership with the International Community?

Although the reality of Africa is far from attaining the desirable human centered development, it should be recognized as a matter of commendable attainment that peace and security as well as social and economic progress

centering on human development are firmly resolved and deeply embedded in the minds of today's African leaders. The concepts of ownership through self-effort and transparency continue the means to the realization of the so-called "Renaissance of Africa" (South Africa President Mbeki).

The development partners expressed their appreciation of these two historical decisions that will continue the basic blueprint for progress. Norway's State Secretary for International Development stated that the Development Ministries of the European Union recently agreed on moving toward the 0.7% target of Gross National Product. Norway's new government has committed itself to increasing its Official Development Assistance (ODA) to 1% of GNP by 2005. The Secretary emphasized 2002 should be the year when the international community starts reversing the trend of declining ODA. The Netherlands has used 0.8% of GNP for ODA, more than half of which is used to support African development. Denmark no longer offers ODA loans but provides grants to help the debt profile of African countries. Canceling the debts for the poorest nations is a necessary step in this process as they meet the conditions set by the international community for their rehabilitation. Germany proposed to enhance Hevealiy Indebted Poor Countries Initiative with cancellation of 100% of the pre-and-post-cut-off-ODA as well as their commercial claims.

Japan provided debt relief of US\$3.8billion to 24 African countries. Singapore and Japan in cooperation with the IMF, World Bank and United Nations Development Program cosponsored debt management seminars for 13 English speaking African countries and 23 French speaking African countries in Tunisia in 1999-2000. The United Nations Development Program stresses that in its goal of halving extreme poverty by 2001 it is more important and proper that a concrete program of action led by Africans be in place. Further capacity building activities should be considered to address areas of conflict prevention and good government. Africa-Asia Business Forums (business prospects worth over \$100million) are tangible successes spearheaded by UNDP. 110 African companies and 120 Asian companies participated in the Malaysia Africa-Asia Business Forum in 1999 and its next forum was held in South Africa in 2001. At TICAD II, Japan announced the financial support for the training of 1,000 Africans in Asia and North Africa Indonesian Center for South-South Technical Cooperation was established to aim at a focal point of South-South cooperation and to accept 1,000 trainees from Africa in the next five years.

V. Preferential Option and Love for the Poor in Africa Investing in People Education

Poverty causes lifelong damages to children's minds and bodies, turning them into adults who perpetuate the cycle of poverty by transmitting it to their children. This is why poverty reduction must begin with children, who account for half of Africa's population and all of its future according to UNICEF.

Africa must own the process of education for all and ensure that the principle of self-reliance and community participation. Education is a long-term process that requires the full ownership of the country. Non-governmental Organizations =NGOs and civil society should be encouraged to work with governments and international organizations. UNESCO=the United Nations Educational, Scientific and Cultural organization recognizes the availability of quality basic education for all is clearly vital because of the fact that half of the inhabitants are under the age of 20 in Africa. The enrolment ratio for primary education is 74% (85% for boys; 71% for girls in 1997) however; attendance rate for boys is 61% and 57 % for girls. The rate of students continuing education up to grade 5 is 66% as of 1999 (UNESCO) Enrolment ratio for secondary education is 41.4% (35.8% for girls, in 1997, UNDP) TICAD places much emphasis on overcoming adult illiteracy among women and NEPAD recognizes women's crucial role in African development efforts. According to UNICEF=United Nations Children's Fund, there are about 44million African children. 23 million of who are girls, and are out of school. The African Girls Education initiative has expanded from the original 18 countries to 34 countries. This is ten year programmed. Gender consciousness approach is by any means necessary in education for reducing poverty. In Sub-Sahara Africa, GDP per capita for male is \$ 207.9, compared with \$114.2 for women in 1998. In December 2000, at the initiative of the former High Commissioner of UNHCR, Mrs. Sadako Ogata, a Refugee Education Trust was established to promote young refugee girls education. High-level advocacy campaign for girl's education is now being initiated. Income generation projects are implemented in a number of refugee programs in Africa. It should be carefully noted that in recent years, the number of children who have lost the opportunity for education due to the death of parents from HIV/AIDS is on increase. At the same time, the number of teachers has been on the decrease due to the spread of HIV/AIDS. 70% of the total numbers of people living with

HIV/AIDS live in Sub-Saharan Africa which is home to 10% of the global population (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS=UNAIDS). Expanded United Nations Theme Group on HIV/AIDS has promoted the implementation of International Partnership against AIDS in Africa as the strategy which governments, UN agencies, private sectors, community sector build their responses to the epidemics.

Human rights dimensions, support judiciary and legislative reforms to mainstream friendly laws, humanitarian initiative in the education sector are urgent needs.

Towards the 21st Century Tokyo Agenda for Action in the TICAD II, it is also significant to look at Holy See commitment in the investing in people programme. Since 1993 TICAD I and 1998 TICAD II, in the field of Social Development and Poverty Reduction, especially on Education during 1994/2001, 1st sem.: projects related to education, youth training programme, cultural/rural animation, vocational training for women, special education for handicapped children, literacy programme, primary school construction, schooling for refugee children, scholarship, education facility, job-orientation programme, reintegration programme for ex-child combatants including education have been carried out. As for Health and Population, 1995/1st sem. 2001: Projects related to health: primary health care programme, health services for malaria epidemic, delivery of medicines, support for pediatric hospital, health programme HIV/AIDS, mobile clinic for rural people, expectant mothers have been generated.

VI. Continued Commitment by Holy See to defend Human Dignity in Africa

After the hectic two days working sessions, Chairperson of the Global Coalition for Africa and Speaker of the South African National Assembly have concluded the TICAD Ministerial level Meeting by emphasizing the following areas:

- (1) Strengthening the foundation of development, through promotion of peace and good governance
- (2) Investing in people, focus on human resource development, education and health sectors
- (3) Reducing poverty through economic growth

Tokyo International Conference on African Development

(4) South-South cooperation, in particular between Asia and Africa as well as among African countries, regional cooperation, and ICT were recognized as important approaches to be taken in promoting African development

(5) No real peace and prosperity in the world will be possible without the resolution of African problems

(6) The meeting considered the emerging threat of international terrorism to the entire world. However, it was urged that Africa's development be retained as one the highest priority items on the agenda of the international community

(7) The Government of Japan, supported by other co-organizers, announced that TICAD III would be held in the latter half of 2003.

Holy See in the observer capacity actively have participated in this significant Meeting headed by Archbishop Ambrose De Paoli, Apostolic Nuncio to Japan with Monsignor. Bernard Munono, Official, Pontifical Council on Justice and Peace and myself Takaaki Yasuoka, Institute for the Study of Social Justice, Sophia University since 1998 TICAD II and have come to share values and practices among varied players demonstrated thus far and expressed their appreciations of the fruitful meeting on behalf of African people and the world.

Finally, TICAD and NEPAD both emphasize the importance of human-centered development. It should be reminded of the remarks by the delegate of Botswana that while many African countries have made strides towards realizing Tokyo Agenda for Action, the HIV/AIDS pandemic reversed the trend and could wreak havoc on the family structure, social systems and productive labor force unless appropriate interventions are made as a matter of urgency. "The disease is killing the most productive sector of the population, the youth, economies are declining. Life expectancy is estimated to have been reduced to 44 years old and even below, in some African countries. Africa seeks the full support of TICAD partners in translating all global and African initiatives on HIV/AIDS into concrete action programmers. In this regard, it should be noted that this Conference did not specifically mention nor discussion on recent legal battle between the developing nations and the developed nation's pharmaceutical companies. When the developing nation's government decided to override patents over anti-AIDS drugs and produced cheap generic medicines, the government of the developed nation on behalf of their drug companies immediately lodged a complaint before the WTO (World Trade Organization). It seems the unjust nature of economic globalization

shown in this example does not help to solve the above-mentioned the HIV/AIDS pandemic so long as the richer and richest nations in the North to consider another kind of structural adjustment on a worldwide scale to correct power imbalance and injustices brought about by neo-liberal transactions in agricultural, commercial projects.

We live in challenging, and yet hopeful times. Let us go forth to correct injustices and achieve fullness of life in the suffering and yet hopeful Africans.

<研究ノート>

宗教と政治の関係の再考

ホアン・マシア

(上智大学神学部教授)

はじめに

教会が社会正義に関して発言したり、社会問題の解決のために積極的に関わったりするときには、一般社会のほうからも教会内部のほうからも、さまざまな賛否両論が生じる。「教会が政治に口を出すべきではない」という主張を政教分離の原則に基づいてする者もいれば、「教会こそ社会に対する良心の役割を果たすべきだ」という者もいる。

最近、このような議論について、キリスト教社会思想史を振り返る全体的な視野から光を当てた研究としてコミリヤス大学キリスト教社会思想講座編『新時代を問ひかける教会の声』が注目される¹。私はキリスト教社会思想の講義ではこの研究を手がかりにして「教会と政治」または「宗教と国家」の問題をとりあげ、神学の立場からどのように社会批判の課題と取り組むかを考えつけてきたが、いまここで研究ノート程度で本年度のセミナーでの討論の総括としてまとめたものを記載することにした。

宗教と社会変革

前述したとおり、教会の中で極端に「信心派」と「社会派」という風に信仰者たちが分かれてしまうという現象は、カトリックの中でもプロテスタントの中でも、まれなことではない。私は学界レベルにおいてだけではなく、教会生活や実践の現場で度々その問題にぶつかったことがある。そうしたことを背景に前述した研究の中で指摘されている「政教分離の正しい理解の再検討」が必要とされていることが痛感させられた。そこで、この問題に関する誤解を解くために参考になればと思って以下の分類の仕方を考えたのである。

では、信仰者共同体と社会変革（政治・経済などとの関係を含んで）との関係について考えるため、明らかにしなければならない出発点がある。つまり、

¹ Departamento de Pensamiento Social Cristiano de la U. P. Comillas, *Una nueva voz para nuestra época*, Universidad Pontificia Comillas, Madrid, 2000

信仰者たちは政治社会・経済社会などに関わるべきだろうか、それとも無関心でいてよしいだろうか。信仰者たちが無関心で、社会建設に関わらなければ、その信仰は逃避とか麻薬や阿片みたいなものになってしまうのではなかろうか。それは「この世を忘れてあの世を仰ぐ」という信仰の持ち方になってしまう。このような信仰の持ち方はキリスト教の場合にはその信仰の本質に合わないと言わなければならない。それよりも、むしろキリスト者たちはいつも彼岸と此岸の狭間で生きているのではなかろうか。

しかし、彼岸をめざして此岸を無視することが宗教の特徴だ、と思いこんでいる人はすくなくないようである。カトリックの中にも、「天の国」のことを単なる「死後の世界」の話としてしか受けとめない信徒がいる。いや、「象牙の塔」に閉じこもるせいか、学者の中にさえ、そのように考えてしまう者がいるのである。そうした立場で神学に携わると、現実世界から逃避し、社会の建設に対して無関心になり、思弁だけをめぐらすことに終始することもおこってしまうのである。

しかし、それでは、イエスが教えてくださった「み国が来ますように」という祈りの意味を誤解することになる。イエスは、「この世を忘れて天国を仰ぐように」おっしゃったのではない。むしろ「天の国を待ち望みながら、今この世で天の国を築き上げていくように」教えられたのである。この教えを実践しながら、20世紀後半の状況で、その意義を再発見したということは「解放の神学」の大きな業績である。

「あの世」のほうに逃避すれば、信仰は阿片になってしまう。そして、「この世」に流されてしまえば、「地の塩」が味を失う。そのどちらをも避けるために、「彼岸」と「此岸」の狭間で緊張感を保ってきたこの神学が誤解されたのも不思議ではない。キリスト者は「この世の中にいながらも、この世のものではない」のである（Jn17, 15-18）。

このように宗教者と政治社会などとの関係について出発点を明らかにした上で、次の疑問と取り組まなければならない。つまり、信仰者たちが社会の建設または場合によっては社会の変革に関わるべきだと認めたとうえで、その関わり方には唯一の形式しかないのだろうか、それとも種々の形式があったほうが望ましいだろうかということである。

事実、「神の国を待ち望みながら、今この世で神の国を作っていく」というイエスの教えにしたがって社会建設に関わりながら信仰に生きようとしているキリスト者たちの間には種々の関わり方の形式がありうることを提言したい。こうしてみると、いろいろな「関わりかた」があり得るということに気づく。次のように分類してみよう。

1) キリスト者たちは社会建設と間接的に関わる場合。

2) キリスト者たちは社会建設と直接に関わる場合。

社会建設に対する宗教者の間接的な関わり方の三形式

続いて、1) と2) の中でもまた分類しよう。

1. 1 証しの実践

マザー・テレサの例をあげよう。社会のひずみにいるもっとも弱い人々の世話に関わる時のマザー・テレサは疑いなく社会の建設のための重要な貢献をしていたと認めざるをえない。しかし、マザー・テレサは直接に社会構造の変革にかかわったり政治家に対して不正を訴えたり人の人権保護運動に携わっていたのではない。このような使命を果たしている場合、その人は福音的な証と実践をしており、直接に社会構造の変革にかかわっていなくても、間接的にそのための相当な影響を与えていると言わなければならない。

1. 2 祈りの実践

観想修道会の生活に専念している修道者たちは直接に社会変革にかかわってなくても、無関心ではないし、その証と祈りによって相当な影響を与えている。事実私はカルメル会の観想修道院をいろいろな国で尋ねた時、その中にいる修道女たちのほうが社会のまっただ中にある多くの信徒よりも社会問題に対する関心があることに驚いたことがある。

1. 3 学問的な貢献

学問的に社会思想をうち立てるために全力を尽くしている人は直接に社会変革の仕組みにかかわってなくても間接的に相当な影響力もあることが認められるであろう。例えば、16世紀のサラマンカ大学の神学者ビトリアは彼と同じくドミニコ会のラス・カサスほど直接にインディオの人権をまもるための運動をしていたのではないけれども、彼の有名な講義録に見られるように「人類の共通な法」の基礎付けを追求することによって、人権擁護の思想と国際法の成立において重大な役割を果たしたわけである。

当時、インディオたちを奴隷化することに賛成していた人々の中には「生まれつき奴隷の性格をもつ者もいる」とのアリストテレスの言葉を引き合いにして、その主張を正当化しようとする者もいたが、ビトリアはそれに対して反論し、「生まれながらの奴隷は誰もいない・・・たとえインディオたちが役立たずで野蛮であると言われていても、だからといって彼らの真の所有権を否定すべき

ではないし、市民法で言う奴隷のカテゴリーに属させるべきでもない・・・スペイン人の到来以前、彼らは公的にも私的にも真の所有者であったのだから」と言う。²

今の引用文は一例にすぎないが、このようにビトリアはあらゆる差別を超えた形で、人間性に根ざした「人類共通の法」を求めて考えたのである。彼はよけいな神学の裏付けで皇帝の権威や教皇の権威を捉えることにも反対し、宗教の過保護に甘えない立場から人権を主張していた。たとえば、つぎのように断定している：「皇帝は全世界の支配者ではない」³、「教皇も全世界の政治的あるいは世俗的支配者ではない」⁴。この点でも近代的だったビトリアは、いわゆる「自然法」の捉え方を見直し、国際法の基盤となる人類共通な法を追求したのである。

とにかく、ここで強調したいのはこのような社会との関わり方は直接に社会活動ではなくても社会変革のための相当な貢献であるということである。

社会建設に対する宗教者の直接的な関わり方の三形式

ここまで述べた三つの例は間接的な関わり方であるが、直接に関わった場合、次の四つの関わり方を区別することができよう。

2. 1 妥協

キリスト者たちは社会の権力者と協力するという形で社会の変革に関わる場合、二つの危険性が起こることにもなりかねないのである。一つは、妥協 (compromise) しすぎることである。たとえば、教会は権力者から援助をもらうかわりに、その援助には「ひもつき」がつきまとい、教会が権力者たちによって利用されてしまうかもしれない。⁵

もう一つの危険性は逆の場合である。歴史を振り返ると、中世などにあったようなことであるが、教会のほうから権力を握ってしまうことがあった。あるいはまた20世紀にもある国の独裁政府と手を握ることによって教会も政府もブラスを得ようとして「宗教国家主義 (confessionalism)」⁶に陥ったこともある (私の国スペインのフランコ政権のころそうであるが、日本の戦前にあった国

² 『人類共通法』 I, 1, 16

³ 同上 I, 2, 2

⁴ 同上 I, 2, 5

⁵ 前述のコミリヤス大学編『現代のための新しい声』、344

⁶ 同上、513 - 518

家神道と比較すると参考になるだろう・・・)。

2. 2 批判的な協力

キリスト者たちは批判的な協力 (critical cooperation) の形で社会の諸権力と関わる場合、妥協せずに、批判をふくむ条件付きの協力をするが、権力を利用することも、利用されてしまうことも避ける。たとえば、現教皇の外交や教会公文書の社会教説はその在り方をとっている。⁷また同時多発テロのあとの米国司教団の声明はここに位置づけられるであろう。

2. 3 革命的な対立

以上の協力とは違って対決するという関わり方もある。たとえば革命的な対決 (revolutionary conflict) すなわち福音的でない方法を使うような場合はそうである。この過ちに陥らないように解放の神学者がバチカンから注意を受けた。⁸

2. 4 福音的な対決

同じく対決の形で関わっても、それは預言的な対決 (prophetic confrontation) で、迫害を受ける覚悟で、福音的な方法を使う場合である。解放の神学の主流はこの立場である⁹。

この分類の中からいうまでもなく 2・1 と 2・3 は福音的ではない。理想的に言えば 2・2 と 2・4 の統合はのぞましいであろう。¹⁰しかし簡単ではない。たとえば、教会の教育事業と社会福祉事業は 2・2 と 2・4 のはざまでのやむことが少なくない。

そしてまた、2・2 はへたすると 2・1 になってしまう恐れもあれば、2・4 はへたすると 2・3 になってしまう恐れもある。実は解放の神学者とローマの神学者の間の互いの誤解はそういったところから由来する。

新時代の課題

以上のたたき台はセミナーで討論したとき参加者の法からこの分類と対照さ

⁷ 同上、618-621

⁸ 同上、279

⁹ 同上、81-87, 109-128

¹⁰ 現教皇の『新しい課題』にもとづいてこの統合をめざすことができようと考えられる。同上、20-24, 41-48,

せるための意見として次のが注目された。

イ) 対立型運動と協力型に対して、オータナティブな自立的空間をつくる運動のことも念頭におくべきである。ここに20世紀後半のアジアにおける種々の小共同体の試みが参考になる。

ロ) 種々の国に見られる「中央政権と地方自治体とのあいだにおける緊張対立」について考察する必要がある。

ハ) ここ数年間世界的に問題意識が高まったグローバリゼーションの長所と短所に関する批判的な検討に照らして以上の分類を見直す必要がある。

むすび

ここで枚数の関係でとりあげないけれども、これからの大きな課題として以上の分類の背後にある社会哲学的な裏付けを考察し続けなければならないであろう。特に社会の中における自己への問いを追求するにあたって、1) 地域社会に所属する者としての自己、2) 国家の中における自己、3) 宗教的なアイデンティティをもっている自己に関する統合的な捉え方を再検討しなければ成らないということである。それは最近のテロ・報復・文化間の誤解と言う文脈の

The Relation Between Religion and Politics Revisited

MASIÁ, Juan

(Faculty of Theology, Sophia University)

SUMMARY

The comprehensive volume about Catholic Social Teaching published by the "Departamento de Pensamiento Social Cristiano" of the Pontifical University of Comillas (*Una nueva voz para nuestra época*, Madrid, 2000) is introduced in this article. The presentation of the main statements about social justice by the Catholic Church in the past century, as they are analysed in this book, becomes a leading thread toward rethinking the relation between political powers and religion in the new millennium.

上智大学社会正義研究所活動報告 (2001年～2002年)

I 概要

上智大学社会正義研究所 (Institute for the Study of Social Justice=ISSJ, Sophia University) は、上智大学の建学理念であるキリスト教精神に基づいて変動する世界における諸問題を社会正義の視点より学際的に研究し、その成果を教育と実践活動の用に供することを目的とし、1981年4月に設立された。

海外調査研究では、とくにアフリカの難民・国内避難民の教育状況、保健栄養状況、雇用の機会などを中心に研究を行っている。「世界の貧しい人々に愛の手を」の会 (Sophia Relief Service=SRS-難民、貧しい人々への援助団体で当研究所下部組織、1981年5月設立) の援助対象地域である東アフリカ8ヵ国に2000年にはクロアチア、東チモール、南アフリカに新たに難民調査を実地した。1981年より現在までに10回の調査研究班を派遣し、実地調査を行っている。

教育活動では国内外の専門家や研究者を招聘し、月例講演会や国際シンポジウムを開催している。とくに、2001年12月開催の第21回国際シンポジウム (於・上智大学) は、「21世紀における地球市民社会と大学教育の使命」をテーマとして取り上げ、国際基督教大学社会科学研究所と共同開催し、学内・学外から多くの参加者を得た。なお、この成果は近く現代人文社より出版される。

以上、当研究所は、「正義の促進」「他者のための奉仕」の課題に向けて微力ながら研究、教育、実践活動に携わっている。

II 所員・事務局

所 長	武 市 英 雄	文学部教授（新聞学）
所 員	青 木 清（兼任）	理工学部生命科学研究所教授
	ホアン・マシア（兼任）	神学部教授
	町 野 朔	法学部教授（法律学）
	村 井 吉 敬（兼任）	外国語学部教授（東南アジア社会経済論）
	ジョン・ジョセフ	文学部助教授（人間学）
	プッテンカラム	
	理辺良 保 行	文学部教授（人間学）
	山 田 經 三	経済学部教授（組織・リーダーシップ論）
事 務 局	保 岡 孝 顕	主事
	白 鳥 環	特別嘱託（2001.4.1～2002.3.31）

研究所所在地

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
上智大学中央図書館7階 713号室
TEL 03 (3238) 3023
FAX 03 (3238) 4237

III 教育活動

第21回国際シンポジウム「地球市民社会をめざす大学教育の使命」

第1日目 12月8日（土）

9:50～12:30

開会の辞 武市英雄（上智大学社会正義研究所所長）

ご挨拶 ウィリアム・カリー（上智大学学長）

「平和憲法」をもつ日本と地球市民の連帯

小田 実（作家）

グローバル・ヴィレッジ（地球村）における正義

フランシスコ・ネメンソ

（フィリピン・フィリピン大学長）

世界の正義と平和の促進

ベナード・ムノノ

（バチカン・教皇庁正義と平和評議会）

最先端科学技術と生命倫理

青木 清（上智大学生命科学研究所）

司会 保岡孝顕（上智大学社会正義研究所）

13：30～13：30

分科会（1）

「文明の衝突、民族浄化、和解と平和教育のあり方」

桑ヶ谷森男（国際基督教大学高等学校長）

志村尚子（津田塾大学学長）

司会 千葉 眞（国際基督教大学）

15：35～17：45

分科会（2）

「南北格差、貧困、人権侵害、人権・開発教育のあり方」

広木道子（CAW ネット・ジャパン）

フランシスコ・ネメンソ

司会 山田經三（上智大学経済学部）

18：15～

レセプション（上智会館第1会議室3階）

第2日目 12月9日（日）

10：30～12：30

分科会（3）

「大量消費、環境汚染、公害、温暖化、資源循環型社会をめざす環境教育のあり方」

加藤尚武（鳥取環境大学学長）

綿貫礼子

（「チェルノブイリ被害調査救援」女性ネットワーク）

司会 村井吉敬（上智大学外国語学部）

13：30～15：30

分科会（4）

「遺伝子操作、バイオ、クローン、ヒトゲノム、科学技術と生命倫理教育のあり方」

村上陽一郎（国際基督教大学）

ホアン・マシア（上智大学神学部）

司会 青木 清

15：35～

共同の祈り

石渡 茂（国際基督教大学社会科学研究所長）

山田經三

15 : 45 ~ 17 : 45

パネルディスカッション

「地球市民社会をめざす大学教育のあり方」

暉峻淑子 (埼玉大学名誉教授)

内海愛子 (恵泉女学園大学)

ベナード・ムノ

フランシスコ・ネメンゾ

青木 清

保岡孝顕 (兼・司会)

閉会の辞

石渡 茂

IV 実践活動

1. 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

当会は1979年から1981年にかけて本学外事部が主管したインドシナ難民救援活動を1981年5月より当研究所の実践活動の一つとして引き継いだ。当会は主に東部アフリカ(ケニア・ソマリア・エチオピア・ウガンダ)南部アフリカ(モザンビーク、南アフリカ)の難民、抑圧や飢餓、貧困に苦しむ人々への援助活動を行っている。その援助及び活動の資金は全国の募金協力者(現在約600名)による自発的募金を主とし、そのほかにチャリティバザー、コンサートなどによるもので特に会員制はとっていない。寄せられる募金(過去20年間の募金総額約1億7千万円)は、現地の実情調査や情報分析に基づき信頼できる現地のキリスト教系救援・開発団体に全額配分され、年に1度定期送金される。また、1981年以来2年毎に東アフリカ地域の援助先へ現地踏査を継続して行って適確なニーズの把握とプロジェクト評価を得るように努めている。また従来の難民救援活動の全学的取り組みの精神を生かしながら、当会は本学の教職員・学生ボランティアや学外の支援者によって構成、運営されている。

所在地 〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1

上智大学社会正義研究所気付

TEL 03-3238-3023 / FAX 03-3238-4237

代表者 アンセルモ・マタイス

援助対象事業 食糧・衣料援助、保健医療、住宅・病院・学校建設、教育活動、職業訓練、井戸掘り、物資輸送、通信、緊急救援等

援助形態 資金助成、情報提供

援助対象国 エチオピア、ケニア、ソマリア、モザンビーク、ウガンダ、南アフリカ(2001年3月現在)

<2001年度援助先及び送金額>

①エチオピア

<イエズス会救済事業> 756,600 円 (2001 年度)

援助総額 (1983 年～2001 年) 31,174,108 円

2001 年度はカリティ地区の難民コミュニティセンターの「難民リハビリテーションプロジェクト」のために活用される。

②ケニア

<ニュンバニ小児施設> 376,800 円 (2001 年度)

援助総額 (1994 年～2001 年) 4,228,850 円

母親が HIV 陽性患者である場合、子供を捨ててしまうこともあるというのがケニアの実状である。ニュンバニ小児施設はケニア初の HIV 感染孤児の施設として 1992 年に設立された。70 人の子供たちは、父親・母親代わりに大人と共に暮らしている。ホスピスも併設されていて、身体的精神的ケアや社会復帰プログラムもあり、順番待ちをしている患者は途絶えない。

<ナイロビ・カトリック教区難民支援プログラム>

756,600 円 (2001 年度)

援助総額 (2001 年より新規) 756,600 円

ケニアで生活するルワンダ及び、ブルンジ難民のための教育支援プログラムが運営され、具体的にはナイロビで生活しているルワンダ、ブルンジ、コンゴからの難民の支援をしている。以上のプロジェクトは、以前 JRS の下で運営されていたが、現在は現地の教会に統合されている。これらすべてのプロジェクトはナイロビ教区難民支援プログラムの下で調整されている。

③ソマリア

<カリタス・ソマリア> 761,600 円 (2000 年度)

援助総額 (1981 年～2000 年) 36,076,474 円

ソマリア北部の孤立した貧困地域の人々に交易、衛生、教育の向上の機会を与えるための道路建設事業がメインとなっており、モガディシュ地域での 5 歳以下の栄養不良児の食糧・医療援助はシスターが行っている。貧しい人々に労働の機会を与え、その報酬として食糧を提供する Food for Work プロジェクトも行っている。また近い将来にはモンバサで医薬品供給をしている団体への援助を予定している。

④モザンビーク

＜モザンビーク・コミュニティスクール＞ 376,800 円(2001 年度)

援助総額 (1997 年～2001 年) 2,149,300 円

本国に帰還した元モザンビーク難民の教育支援プロジェクトを推進。2000 年度にはルアンバラ村にも新しく学校を建設しようとしている。建設の際には積極的に住民の意見を取り入れながら進めていき、完成した建物は村の所有物として管理される。今後の課題としては、道路や水道などの構造基盤を整え、農作物の売買を促進することである。

⑤ウガンダ

＜イエズス会難民事業＞ 376,800 円 (2001 年度)

援助総額 (1997 年～2001 年) 1,836,150 円

JRS ウガンダは 2000 年に、住居、治療、非常食の援助を行う、JRS 年難民の組織をカンパラに設立した。ジュマニ県の人口の半数は難民、マラリア、下痢、呼吸器系疾患などの病気や栄養不良といった問題を解決するためには、難民の自立心の確立を視野に入れて考えなければならない。

⑥南アフリカ

＜JRS ビエンヴェヌ難民シェルター＞ 376,800 円 (2001 年度)

援助総額 (2001 年度より送金) 376,800 円

2001 年度に初めて送金された。この施設は 2000 年 3 月 24 日、ヨハネスブルグにおいて、新しい難民の女性や子どものための難民支援センターが開設された。

2001 年度は浴室などを中心に、難民施設の改築工事に充てられる。

2001 年 10 月 10 日～11 日 チャリティーバザー (上智大学内)

主 催 : 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

ニュースレターの発行

『世界の貧しい人々に愛の手を』を年 2 回発行し、寄付協力者への報告、難民救援へのアピールを行っている。

募金の受付

口座名義

「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

郵便振替口座

00180-9-86078

銀行口座（普通預金） 三井住友銀行麹町支店 3090766

V 出版活動

- ・ 紀要『社会正義』紀要21号（本書）

「高まる社会正義への関心」武市英雄／「『平和憲法』をもつ日本と地球市民社会の連帯」小田 実／「グローバル・ヴィレッジ（地球村）における正義」フランシスコ・ネメンソ／「市民権とジェンダー」上野千鶴子、樋口陽一／「グローバル化社会における共生—メディアの役割と展望」武市英雄／「21世紀の宗教と日本」山田経三／“Scientific Skills and Manipulation of Life” AOKI Kiyoshi／“Tokyo International Conference on African Development (Part Two)” YASUOKA Takaaki／「宗教と社会批判」ホアン・マシア／上智大学社会正義研究所活動報告（2001年—2002年）

- ・ 第20回国際シンポジウム報告書『転換期の東アジア—未来の共創をめざして』（御茶の水書房、2001年10月）

- ・ ニュースレター『世界の貧しい人々に愛の手を』の会

No.41, 2001年7月発行, No.42, 2001年12月発行。

**INSTITUTE
FOR
THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)**

I. ORIGIN AND AIMS

The ISSJ was established at Sophia University on April 1, 1981.

The purpose of the ISSJ is to investigate the conditions of social justice in the domestic and international areas and to contribute to the promotion of social justice, peace, and humanity based on interdisciplinary efforts.

The ISSJ emphasizes the need for wider support and cooperation from various research institutions, both local and abroad, in pursuit of these objectives. In accordance with these, the ISSJ undertakes research projects on justice issues.

Results of research projects and other activities are published annually in *Shakai Seigi (Social Justice)*.

II. ADMINISTRATION AND STAFF

Director

TAKEICHI Hideo (Professor, Journalism)

Staff Members

AOKI Kiyoshi (Professor, Life Science)

MACHINO Hajime (Professor, Jurisprudence)

MASIÁ Joan (Professor, Theology)

MURAI Yoshinori (Professor, Socio-economics of Southeast Asia)

PUTHENKALAM John Joseph (Assistant Professor, Philosophical Anthropology)

RIBERA Hoan (Professor, Philosophical Anthropology)

YAMADA Keizo (Professor, Management, Business Ethics)

Administration

YASUOKA Takaaki (Executive Secretary)

SHIRATORI Tamaki (Part-time staff, April 1, 2001 – March 31, 2002)

Location

The ISSJ is located at Sophia University(Room #713, 7th Floor of the Central Library Building) 7-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo Postal Code 102-8554, Japan.Tel. 03-3238-3023. Fax. 03-3238-4237.

III. ACTIVITIES (2001–2002)

Activities of the ISSJ are organized in the following three categories:

A-Lectures and Symposium, B-Outreach Projects of Sophia Relief Service attached to ISSJ, and C-Publications.

A : Lectures and Symposium

● Symposium

December 8-9, 2001

“The 21st International Symposium on the Role of University Education for Global Civil Society”

Place: Room # 911 9th floor of Central Liberty Building, Sophia University,
Co-sponsored by Institute for the Study of Social Justice, Sophia University and
Social Science Research Institute, International Christian University

PROGRAM OF THE SYMPOSIUM

First Day, Dec. 8th (Sat.)

9:50-12:30 Opening Address

TAKEICHI Hideo (Director, Institute for the Study of Social Justice,
Sophia University)

Greeting

CURRIE William (President, Sophia University)

Keynote Speeches

“Toward Japan’s World Solidarity with her Peace Constitution”

ODA Makoto (Writer)

“Justice in the Global Village”

NEMENZO Francisco

(President, University of the Philippines)

“Justice and Peace in the World-special emphasis on Africa ”

MUNONO Bernard (Pontifical Council for Justice and Peace)

“Advanced Science and Technology and Bioethics”

AOKI Kiyoshi (Professor, Sophia University)

Moderator: YASUOKA Takaaki

(Institute for the Study of Social Justice, Sophia University)

13:30-15:30 Workshop (1)

“Clash of Civilization, Ethnic Cleaning - How to Promote
Human Right and Development Education”

KUWAGAYA Morio

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

(Principal, International Christian University High School)

SHIMURA Hisako (President, Tudajuku College) Moderator: CHIBA
Shin

(Professor, International Christian University)

15:35-17:45 Workshop (2)

“North-South Disparity, Poverty, Human Right Violation - How
to promote Human Rights and Development Education”

HIROKI Michiko (Director, CAW Net Japan)

NEMENZO Francisco

Moderator: YAMADA Keizo (Professor, Sophia University)

18:15 Reception

Second Day, Dec. 9th (Sun.)

10:30-12:30 Workshop (3)

Mass Consumption, Environmental Hazard, Global Warming - How to promote
Environmental Education toward Recycled Society

WATANUKI Reiko

(Director, Chelnoy Health Survey and Health Support for the Victim –
Japan Woman’s Network, Science Writer)

KATOH Hisatake

(President, Tottori University of Environmental Studies)

Chaired by Murai Yoshinori (Professor, Sophia University)

10:30-12:30 Workshop (4)

Genetic Engineering, Bio, Cloning, Human Genome - How to promote
Science and Technology Bioethics Education

MURAKAMI Yoichiro

(Professor, International Christian University)

MASLÁ Joan (Professor, Sophia University)

Chaired by AOKI Kiyosi

15:35-17:45 Prayer

ISHIWATA Shigeru

(Director, Social Science Research Institute, International Christian
University)

YAMADA Keizo

Panel Discussion

“The Role of University Education for Global Civil Society”

TERUOKA Itsuko
(Professor Emeritus, Saitama University)
UTSUMI Aiko
(Professor, Keisen Jogakuen University)
MUNONO Bernard
NEMENZO Francisco
AOKI Kiyoshi
Chaired by YASUOKA Takaaki (Panelist)

17:50 Closing

ISHIWATA Shigeru

B. Outreach Project of Sophia Relief Service attached to ISSJ

Since 1981, ISSJ has been supporting refugees in East Africa, and people in poverty or hunger. This activity is made possible by about 600 contributors across the world, charity concerts and bazaars. With reliable field survey, donation is distributed to the Christian-related supporting or development organizations on the spots. Every two years, SRS conducts on-site inspection to acquire accurate needs and the evaluation of this project. SRS is organized by professors at Sophia University and other supporters (Director: MATAIX Anselmo S.J, Founded in 1981).
Statement of Disbursement (April 2000-March 2002)

1. Ethiopia: Jesuit Refugee Service is a public organization which offers comprehensive support programs for refugees.
(¥756,600)
2. Kenya: Nyumbani, Children of God's Relief Institute Community – Shelter for children infected with AIDS. It also functions as a hospice, offering rehabilitation opportunity.
(¥376,800)
3. Kenya: Nairobi Catholic Church Refugee Services works as cooperative partner of UNHCR to deal with the health, food and habitation problems for Somalians, Ethiopians and Rwandan Refugees.
(¥ 756,600)
4. Somalia: In Mogadishu, Northern Region, Calitas Somalia especially tries to improve the condition of malnutrition of five-year-old children.
(¥ 761,600)
5. Mozambique: Mozambique Community School is being built by listening to

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

the voices of the local people carefully. It also aims at fixing up infrastructure of the area.

(¥ 376,800)

6. Uganda: JRS Urban Refugee in Kampala offers various programs that covers most of the refugee problems, especially urban refugees.
(¥ 376,800)
7. South Africa: JRS Bienvenu Refugee Shelter – Located in Johannesburg. It is a new shelter for refugee women and children. Refugees may stay a maximum of 6months while they try to find more permanent accommodation. During that time they will be taught skill to help them on their way.
(¥ 376,800 from 2001)

Charity Event:

October 10 and 11, 2001 Charity Bazaar at Sophia University

C. Publications

1. Academic Journal *Shakai Seigi=Social Justice*, Vol.21 (Tokyo: ISSJ, Sophia University, 2002)

Contents:

- “Foreword: Rising Concerns Toward Social Justice,” TAKEICHI Hideo;
“Toward Japan’s World Solidarity with Peace Constitution,” ODA Makoto;
“Justice in the Global Villages,” NEMENZO Francisco; “ Civil Right and Gender,” UENO Chizuko; “Comment,” HIGUCHI Yoichi; “Co-existence in the Global Society—Task and View on the Media,” TAKEICHI Hideo; “Religion and Japan in the 21st Century,” YAMADA Keizo; “Scientific Skills and Manipulation of Life,” AOKI Kiyoshi; “Tokyo International Conference on African Development (Part Two), “YASUOKA Takaaki; “The Relation Between Religion and Politics Revisited,” MASIA Joan; Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (2001 – 2002)
2. The 20th International Symposium *East Asia in Transition: Toward Creating a Common Future* (Ochannomozu Shobo, 2001, October)
 3. Newsletters
Sekai no Mazushii Hitobito ni Ai no Te o - Extending Hands to Needy People of the World, Vol.41 (Tokyo: Sophia Relief Service, ISSJ, July, 2001) and Vol.42 (December, 2001) were published.



社会正義 紀要 21

2002年3月25日 印刷
2002年3月31日 発行

編集者	保岡孝顕
発行者	武市英雄
発行所	上智大学社会正義研究所
	〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
	電話 03-3238-3023
	Fax. 03-3238-4237
印刷	南芸出版有限会社

SOCIAL JUSTICE

No. 21 (2002)

Contents

Foreword: Rising Concerns Toward Social Justice	<i>TAKEICHI</i> Hideo 1
Toward Japan's World Solidarity with Peace Constitution	<i>ODA</i> Makoto 3
Justice in the Global Villages	<i>NEMENZO</i> Francisco11
Civil Right and Gender	<i>UENO</i> Chizuko17
.....	<i>HIGUCHI</i> Yoichi34
Co-existence in the Global Society—Task and View on the Media	<i>TAKEICHI</i> Hideo45
Religion and Japan in the 21 st Century	<i>YAMADA</i> Keizo59
Scientific Skills and Manipulation of Life	<i>AOKI</i> Kiyoshi69
Tokyo International Conference on African Development (Part Two)	<i>YASUOKA</i> Takaaki77
The Relation Between Religions and Politics Revisited	<i>MASLÁ</i> Joan85
Report : Activities of 2001—200293
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (2001-2002)101